

愛知県防災会議条例

(昭和37年12月24日条例第33号)
改正 (昭和49年 3月29日条例第 5号)
改正 (平成24年10月16日条例第55号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第15条第8項の規定に基づき、愛知県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 法第15条第5項第1号から第4号までに定める者以外の委員の数は、55人以内とする。

2 法第15条第5項第6号から第8号までの規定により任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第3条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第4条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 防災会議は、専門の事項を調査審議させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(幹事)

第6条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年3月29日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月16日条例第55号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第5項第8号の規定により新たに任命される委員の任期は、改正後の愛知県防災会議条例第2条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

愛知県防災会議運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、愛知県防災会議条例（昭和37年条例第33号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、愛知県防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があったときは、副知事がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむをえない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(異動等の報告)

第4条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第5項第1号から第4号までと第6号及び第7号の委員並びに幹事に異動等があった場合は、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第5条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、この限りではない。

(会議の書面開催)

第7条 条例第4条第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合等、会長が、必要があると認めるときは、会長は委員の招集を行わず、書面により会議を開催し議決することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を招集する時間的猶予がないとき

(2) その他防災会議を招集することが適当でないとき

(会議録)

第8条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の職名及び氏名

(3) 会議に付した案件及び議事の経過

(4) 議決した事項

(5) その他参考事項

(専決処分)

第9条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(2) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めること。

(3) 市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(部 会)

第 10 条 部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告しなければならない。

2 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

(幹事会)

第 11 条 防災会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名するものが議長となる。

3 幹事会は、次の事項を処理する。

(1) 防災会議に提出する議案の作成

(2) その他会長から命ぜられた事項

(事務局)

第 12 条 防災会議の事務を処理させるため、事務局を愛知県防災安全局防災部防災危機管理課に置く。

2 事務局に局長、次長、主幹及び書記を置く。

3 局長は愛知県防災安全局長をもって充て、次長は同防災部長、同防災危機管理課長及び災害対策課長をもって充て、事務局のその他の職員は、愛知県の職員のうちから知事が別に指名する者をもって充てる。

(地方防災連絡会議)

第 13 条 防災会議の所掌事務の遂行にあたり、市町村防災会議との連絡を円滑にするため、会長の所轄の下に地方防災連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議の運営その他に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(雑 則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 38 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱は、昭和 41 年 4 月 1 日から実施する。
- 3 この要綱は、昭和 44 年 4 月 1 日から実施する。
- 4 この要綱は、昭和 47 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 この要綱は、昭和 50 年 4 月 1 日から実施する。
- 6 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。
- 7 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。
- 8 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。
- 9 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。
- 10 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
- 11 この要綱は、平成 15 年 8 月 20 日から実施する。
- 12 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。
- 13 この要綱は、平成 17 年 7 月 7 日から実施する。
- 14 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。
- 15 この要綱は、平成 18 年 3 月 20 日から実施する。
- 16 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
- 17 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
- 18 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
- 19 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- 20 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
- 21 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

- 22 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 23 この要綱は、平成 25 年 5 月 30 日から実施する。
- 24 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
- 25 この要綱は、令和 3 年 6 月 7 日から実施する。

地方防災連絡会議運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、愛知県防災会議運営要綱第13条第2項の規定に基づき、地方防災連絡会議（以下「連絡会議」という。）の運営その他に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び対象区域)

第2条 連絡会議の名称及び対象区域は、次の表のとおりとする。

名 称	対 象 区 域
尾張地方防災連絡会議	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡の区域
海部地方防災連絡会議	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡の区域
知多地方防災連絡会議	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡の区域
西三河地方防災連絡会議	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、額田郡の区域
新城設楽地方防災連絡会議	新城市、北設楽郡の区域
東三河地方防災連絡会議	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市の区域

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 県防災会議の決定事項の周知徹底に関すること。
- (3) 災害情報の収集に関すること。
- (4) その他防災に関すること。

(構成員)

第4条 連絡会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 東三河総局長、東三河総局新城設楽振興事務所長又は県民事務所長
- (2) 第2条に掲げる対象区域の全部又は一部を所管する別表に掲げる機関の長又はその指名する職員
- (3) その他議長が必要と認める者

(議長)

第5条 連絡会議に議長を置く。

2 議長は、次の表のとおりとする。

連絡会議名称	議長
尾張地方防災連絡会議	尾張県民事務所長
海部地方防災連絡会議	海部県民事務所長
知多地方防災連絡会議	知多県民事務所長
西三河地方防災連絡会議	西三河県民事務所長
新城設楽地方防災連絡会議	東三河総局新城設楽振興事務所長
東三河地方防災連絡会議	東三河総局長

3 議長に事故があったときは、議長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議は、議長が招集する。ただし、次の各号に該当する場合等、議長が必要であると認めるときは、議長は構成員の招集を行わず、書面により連絡会議を開催することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、連絡会議を招集する時間的猶予がないとき。

(2) その他連絡会議を招集することが適当でないとき。

2 連絡会議は、議長が必要と認めるときは、その会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務を処理させるため、事務局を議長の属する機関に置く。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営その他に関し必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年6月7日から施行する。

別表（第4条関係）

保健所 福祉相談センター 農林水産事務所 建設事務所 教育事務所又は教育事務所支所 警察署 市町村

愛知県防災会議地震部会設置要綱

(設 置)

第1 条 地震災害対策の整備推進を図るため、愛知県防災会議条例（昭和37年12月24日条例第33号）第5条の規定に基づき愛知県防災会議に地震部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 条 部会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 地震による被害の想定に関する事項
- (2) 地震災害の予防に関する事項
- (3) 地震災害の応急対策に関する事項
- (4) その他地震災害対策に関する事項

(組 織)

第3 条 部会は会長が指名する委員および専門委員をもって組織する。

2 部会には、必要に応じて分科会を設けることができる。

(会 議)

第4 条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第5 条 部会に関する事務は、愛知県防災会議事務局（愛知県防災安全局防災部防災危機管理課）が行う。

(雑 則)

第6 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和46年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

愛知県防災会議地震部会運営要綱

(趣 旨)

第1 条 この要綱は、愛知県防災会議運営要綱第9 条第2 項の規定に基づき、愛知県防災会議地震部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2 条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(議 事)

第3 条 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは防災会議の委員もしくは専門委員または幹事、その他の関係者の出席を求めることができる。

(分科会)

第4 条 分科会は、部会長が指名する委員および専門委員で構成する。

2 分科会は、部会長が招集し、部会長または部会長が指名する委員が会議を主宰する。

3 前条第2 項の規定は、分科会についても準用する。

(部会の記録)

第5 条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第6 条 部会長は、部会の調査審議した結果を防災会議に報告しなければならない。

(調査研究会)

第7 条 部会の調査審議の推進を図るため、防災会議委員の属する機関の職員による調査研究会を設けることができる。

(その他)

第8 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項はそのつど部会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和46年7 月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4 月1 日から施行する。

6 愛知県防災会議委員及び幹事名簿

会長

愛知県知事

委員(70名)・幹事(66名)

(災害対策基本法 第15条第5項第1号の指定地方行政機関)

2023年11月1日現在

機 関 名	委 員	幹 事
中部管区警察局	局長	災害対策官
東海総合通信局	局長	総務課長
東海財務局	局長	
東海北陸厚生局	局長	
愛知労働局	局長	
東海農政局	局長	企画調整室長
中部森林管理局名古屋事務所	所長	副所長
中部経済産業局	局長	総務課長
中部近畿産業保安監督部	部長	
中部地方整備局	局長	総括防災調整官
〃		木曾川上流河川事務所長
〃		庄内川河川事務所長
〃		豊橋河川事務所長
〃		名古屋国道事務所長
〃		木曾川下流河川事務所長
〃		名古屋港湾事務所長
中部運輸局	局長	愛知運輸支局長
大阪航空局中部空港事務所	中部国際空港長	
中部地方測量部	部長	次長
名古屋地方气象台	台長	次長
第四管区海上保安本部	本部長	警備救難部長
〃		名古屋海上保安部長
中部地方環境事務所	所長	総務課長
近畿中部防衛局東海防衛支局	支局長	次長

(17名)

(19名)

(災害対策基本法 第15条第5項第2号の陸上自衛隊)

機 関 名	委 員	幹 事
陸上自衛隊第10師団	師団長	第3部長

(1名)

(1名)

(災害対策基本法 第15条第5項第3号の教育委員会)

機 関 名	委 員	幹 事
愛知県教育委員会	教育長	総務課長

(1名)

(1名)

(災害対策基本法 第15条第5項第4号の県警察本部)

機 関 名	委 員	幹 事
愛知県警察本部	本部長	警備部長

(1名)

(1名)

(災害対策基本法 第15条第5項第5号の知事の部内)

機 関 名	委 員	幹 事
愛知県	副知事	
〃		秘書課長
〃		総務部長
〃		人事管理監
〃	防災安全局長	防災部長
〃	女性の活躍促進監	県民生活部長
〃		環境政策部長
〃		福祉部長
〃		健康医務部長
〃		産業部長
〃		就業推進監
〃		観光推進監
〃		農政部長
〃		農地部長
〃	建設局長	土木部長
〃		治水防災対策監
〃		都市基盤部長
〃		公共建築部長
〃		スポーツ監

機 関 名	委 員	幹 事
〃		会計局次長
〃		企業庁管理部長
〃		病院事業庁管理課長

(4名)

(21名)

(災害対策基本法 第15条第5項第6号の市町村・消防機関)

機 関 名	委 員	幹 事
名古屋市	市長	危機管理企画室長
愛知県市長会	会長	
愛知県町村会	会長	
名古屋市消防局	消防局長	総務部総務課長
公益財団法人愛知県消防協会	会長	

(5名)

(2名)

(災害対策基本法 第15条第5項第7号の指定公共機関)

機 関 名	委 員	幹 事
独立行政法人水資源機構中部支社	支社長	
日本銀行名古屋支店	支店長	
日本赤十字社愛知県支部	事務局長	救護・事業推進課長
日本放送協会名古屋放送局	局長	コンテンツセンター専任部長(報道統括)
中日本高速道路株式会社名古屋支社	支社長	保安・サービス事業部企画統括課担当課長
中部国際空港株式会社空港運用本部	取締役執行役員空港運用本部長	
東海旅客鉄道株式会社	常務執行役員東海鉄道事業本部長	東海鉄道事業本部総務課長
日本貨物鉄道株式会社東海支社	執行役員東海支社長	
西日本電信電話株式会社東海支店	執行役員東海支店長	東海支店設備部長
日本郵便株式会社東海支社	常務執行役員東海支社長	
東邦瓦斯株式会社	専務執行役員	総務部長
中部電力株式会社	総務・広報・地域共生本部長	総務・広報・地域共生本部防災・危機管理グループ長
関西電力株式会社東海支社	東海支社長	
株式会社NTTドコモ東海支社	東海支社長	
ユニー株式会社	危機管理部部長	

(15名)

(7名)

(災害対策基本法 第15条第5項第7号の指定地方公共機関)

機 関 名	委 員	幹 事
愛知県土地改良事業団体連合会	専務理事	事務局長
愛知県尾張水害予防組合	管理者	事務局長
名古屋港管理組合	専任副管理者	総務部危機管理監
一般社団法人愛知県トラック協会	会長	常務理事
名古屋鉄道株式会社	代表取締役副社長執行役員鉄道事業本部長	専務執行役員鉄道事業本部副部長
近畿日本鉄道株式会社	執行役員鉄道本部長名古屋統括部長	
株式会社毎日新聞社中部本社	中部報道センター室長	中部報道センター室長
名古屋テレビ放送株式会社	報道センター長	災害担当デスク
株式会社ZIP-FM	編成局長兼編成制作部長	編成局長兼編成制作部長
公益社団法人愛知県医師会	会長	理事
一般社団法人愛知県歯科医師会	副会長	
一般社団法人愛知県薬剤師会	副会長	
公益社団法人愛知県看護協会	会長	
一般社団法人愛知県病院協会	会長	
一般社団法人愛知県LPガス協会	会長	
一般社団法人愛知県土木研究会	会長	

(16名)

(9名)

水防団体

機 関 名	委 員	幹 事
海部地区水防事務組合		管理者(愛西市長)

(1名)

(災害対策基本法 第15条第5項第8号の自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者)

機 関 名	委 員	幹 事
認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード'	代表理事	事務局長
愛知県女性消防クラブ連絡協議会	会長	会長
社会福祉法人愛知県社会福祉協議会	会長	事務局長
愛知障害フォーラム	代表	事務局次長
認定特定非営利活動法人アレルギー支援ネットワーク	常務理事	
愛知県地域婦人団体連絡協議会	副会長	
名古屋大学大学院環境学研究科教授		
名古屋大学大学院工学研究科教授		
日本福祉大学社会福祉学部教授		
東京外国語大学多言語多文化共生センター准教授		

(10名)

(4名)

7 愛知県防災会議地震部会 委員名簿

(部会長)

2023年11月1日現在

機 関 名	役 職 名
愛知県	副知事

(委員)

機 関 名	役 職 名
東海総合通信局	局長
中部経済産業局	局長
中部地方整備局	局長
中部運輸局	局長
中部地方測量部	部長
名古屋地方气象台	台長
第四管区海上保安本部	本部長
陸上自衛隊第10師団	師団長
愛知県警察本部	本部長
愛知県	防災安全局長
名古屋市	市長
愛知県市長会	会長
愛知県町村会	会長
名古屋市消防局	消防局長
東海旅客鉄道株式会社	常務執行役員東海鉄道事業本部長
西日本電信電話株式会社東海支店	執行役員東海支店長
東邦瓦斯株式会社	専務執行役員
中部電力株式会社	総務・広報・地域共生本部部長
株式会社NTTドコモ東海支社	東海支社長
名古屋港管理組合	専任副管理者
名古屋鉄道株式会社	代表取締役副社長執行役員鉄道事業本部長
近畿日本鉄道株式会社	執行役員鉄道本部名古屋統括部長
名古屋大学大学院	環境学研究科教授(山岡耕春教授)

愛知県防災会議公印規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、愛知県防災会議の公印の種類、寸法、ひな型、管守者及び取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類)

第 2 条 この規程において、「公印」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 愛知県防災会議会長の印
- (2) 愛知県防災会議部会長の印
- (3) 愛知県防災会議事務局長の印

(公印の寸法及びひな型)

第 3 条 前条に掲げる公印の寸法及びひな型は、別表のとおりとする。

(公印の管守)

第 4 条 公印の管守は、愛知県防災会議事務局次長(愛知県防災安全局防災部防災危機管理課長)(以下「公印管守者」という。)が行う。

2 公印管守者は、公印を、常に堅ろうな容器に納め、厳重に保管しなければならない。

(公印の使用)

第 5 条 施行を要する文書は、必ず、浄書文書に決裁原議を添え公印管守者の承認を得て、公印を押印しなければならない。

(公印の調製、改刻及び廃止)

第 6 条 公印の調製、改刻及び廃止は、公印管守者が行い、愛知県防災会議会長に報告するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和 63 年 7 月 7 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に使用している公印は、改刻されるまで使用する。
- 3 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

公印の種類	各辺の寸法（ミリメートル）	ひな型
愛知県 防災会議 会長の印	25	愛知県 防災会議 会長印
愛知県 防災会議 部会長の印	24	愛知県防 災会議部 会長印
愛知県 防災会議 事務局長の印	20	愛知県防 災会議事 務局長印

愛知県防災会議の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の定員
会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 事前の傍聴の申込み
 - (1) 傍聴を希望する者は、事前に申し込むものとする。
なお、事前の傍聴の申込みの方法及び期限は、会議のつど定めるものとし、原則として、愛知県ホームページに開設した防災会議のホームページで周知し、傍聴の申込みを受け付けるものとする。
 - (2) 事前の傍聴の申込みの締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合、抽選により定員までの傍聴人を決定する。
- 4 会議開催当日の傍聴の申込み
 - (1) 事前の傍聴の申込みにより傍聴人の定員に達しない場合、事前の申込者を傍聴人と決定し、なお、定員に達するまでの人数について、会議開催当日の傍聴の申込みを受け付けるものとする。
 - (2) 会議開催当日の傍聴の申込みは、傍聴を希望する者が会議傍聴申込書（様式1）により行うものとし、開会予定時刻の30分前から会場の受付場所で開始し、会議開始の10分前に締め切る。
 - (3) 会議開催当日の傍聴の申込みの締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合、当日の申込者の中から、抽選により傍聴人を決定する。
- 5 傍聴証等の交付
傍聴人には、当日、傍聴証(様式2)、傍聴に関する注意事項(別紙)及び会議資料又はその概要を交付する。
傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴に関する注意事項を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者
次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
 - (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
- 7 傍聴人の守るべき事項
傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場における言論に対して、批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (7) 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなどの行為をしないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

8 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

9 会長の指示

会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴人に退場を命じることができるものとする。

10 施行年月日

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

(様式1)
<p>会議傍聴申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県防災会議会長 殿</p> <p>本日開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p>

(様式2)
<p>愛知県防災会議傍聴証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日限</p> <p>傍聴人氏名_____</p>

(別紙)

傍聴に関する注意事項

会議の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

- 1 事務局が配布する傍聴証を左胸に付けてください。
なお、傍聴を終えたときは、事務局へ傍聴証を返却してください。
- 2 開会予定時刻までに会場へ入り、傍聴席に着席してください。
- 3 帽子、外とうの類を着用しないでください。
- 4 携帯電話及びポケットベルの電源を切るようにしてください。
- 5 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 6 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明したりしないようにしてください。
- 7 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用しないでください。また、張り紙、旗、垂れ幕等を掲げるなどの示威的行為をしないようにしてください。
- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなどの行為をしないでください。
- 9 その他会議を妨害するような行為をしないでください。

これらの事項を守らない場合、又は会長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。

愛知県災害対策本部条例

昭和37年12月24日 条例第34号
 改正（平成 8年 7月 5日 条例第24号）
 改正（平成19年12月21日 条例第63号）
 改正（平成21年10月16日 条例第41号）
 改正（平成21年10月16日 条例第42号）
 改正（平成21年12月18日 条例第58号）
 改正（平成22年12月17日 条例第41号）
 改正（平成23年10月14日 条例第49号）
 改正（平成24年10月16日 条例第56号）
 改正（令和 2年 3月27日 条例第13号）

（趣 旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、愛知県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（組 織）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。

（部）

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員は災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

6 部長に事故があるときは、部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（方面本部）

第4条 本部の事務を分掌させるため、方面本部を置く。

2 方面本部の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
愛知県災害対策本部尾張方面本部	名古屋市中区	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡及び丹羽郡の区域
愛知県災害対策本部海部方面本部	津 島 市	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域
愛知県災害対策本部知多方面本部	半 田 市	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域
愛知県災害対策本部西三河方面本部	岡 崎 市	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市及び額田郡の区域
愛知県災害対策本部新城設楽方面本部	新 城 市	新城市及び北設楽郡の区域
愛知県災害対策本部東三河方面本部	豊 橋 市	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域

3 方面本部に方面本部長、方面本部副本部長及び方面本部員を置く。

4 方面本部長、方面本部副本部長及び方面本部員は、本部の職員のうちから本部長が指名する。

- 5 方面本部長は、本部長の命を受けて方面本部の事務を掌理する。
- 6 方面本部副本部長は、方面本部長を補佐し、方面本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 方面本部員は、方面本部長の命を受けて方面本部の事務を処理する。
- 8 本部長は、方面本部の事務を分掌させるため、方面本部支部を置くことができる。

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置く。

- 2 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。
- 3 現地災害対策本部長は、本部長の命を受けて現地災害対策本部の事務を掌理する。
- 4 現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長の命を受けて現地災害対策本部の事務を処理する。

(雑 則)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年7月5日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年12月21日条例第63号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月16日条例第41号抄)

- 1 この条例は、宝飯郡小坂井町を廃し、その区域を豊川市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成21年10月16日条例第42号抄)

- 1 この条例は、西加茂郡みよし町となる西加茂郡三好町をみよし市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成21年12月18日条例第58号抄)

- 1 この条例は、海部郡七宝町、同郡美和町及び同郡甚目寺町を廃し、その区域をもってあま市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成22年12月17日条例第41号抄)

- 1 この条例は、幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域を西尾市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成23年10月14日条例第49号抄)

- 1 この条例は、愛知郡長久手町を長久手市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成24年10月16日条例第56号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日条例第13号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

愛知県災害対策本部要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、愛知県災害対策本部条例（昭和37年愛知県条例第34号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、愛知県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事及び防災安全局長をもって充てる。

2 防災安全局長は、災害時においては、本部長の命を受け、統括指令長として各部を統括し、災害対策に当たる。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、警察本部長、愛知県行政組織規則（昭和39年愛知県規則第21号。以下「行政組織規則」という。）第56条第1項に規定する局長及び会計局長並びに企業庁長、病院事業庁長その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

4 その他の職員（以下「本部の職員」という。）は、愛知県職員定数条例（昭和24年愛知県条例第31号）第1条に規定する職員をもって充てる。

(本部会議等)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、必要に応じて本部会議を招集する。

2 本部会議は、災害応急対策に関する基本的事項について協議し、その実施を推進する。

3 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、会務は、本部長が総理する。

4 本部長は、被害情報の収集、災害応急対策の調整等を実施するため、必要に応じ防災関係機関の長に対し、本部会議への連絡要員の出席を要請することができる。

5 本部長は、必要に応じ副本部長及び関係本部員を招集し、関係本部会議を開催することができる。

(災害情報センター)

第4条 本部の事務を行うため、災害情報センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 災害応急対策に関する基本的事項の実施又は処理の方針を立案すること。

(2) 災害応急対策に関し、本部の各組織相互間並びに本部、関係市町村及び関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

(4) 災害広報に関すること。

(5) 自衛隊の災害派遣要請に関し、関係自衛隊並びに本部の各組織、関係市町村及び関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(6) 本部会議に関すること。

3 センターに別表第1に掲げる統括指令長及び副指令長並びに指令を置く。

4 統括指令長は、センターの災害応急対策を総括し、センター要員を指揮監督する。

5 副指令長は、防災部長その他あらかじめ防災安全局長が定めたものをもって充て、統括指令長を補佐し、統括指令長に事故があるときは、別に定める順位によりその職務を代理する。

6 センターに部の活動状況の報告や部との連絡調整を行うため、別表第2に掲げる連絡員を置き、必要に応じて連絡員会議を開催する。

7 センターに、災害に関する情報の収集、伝達及び県の災害応急対策の総合調整を円滑に行うため、別表第3に掲げる総括部、広報部及び情報部並びに運用部（以下、「センター各部」という。）を置きセンター各部に同表に掲げる班（以下、「各班」という。）を置く。

8 センター各部各班は、別表第3に掲げる構成とし、同表に掲げる事務を分掌する。

なお、統括指令長が特に必要と認めた場合には、その他必要な班及びチームを設置し、職員を指定し処理することができる。

- 9 前各項に規定するもののほか、センター各部各班及びチームの運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 10 自衛隊、消防等の防災関係機関と連携・調整を迅速・的確に行うため、防災関係機関等の職員をセンターに受入れる事ができる。
- 11 センターにおいて収集し、又は伝達する災害に関する情報の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 災害対策基本法第53条第1項に規定する市町村の県に対する被害状況等報告
 - (2) 災害対策基本法第60条第3項及び第4項に規定する市町村長の避難の指示等の知事に対する報告
 - (3) 気象予警報等に関する情報
 - (4) 道路情報
 - (5) 河川等に関する情報
 - (6) 各部門の被害情報
 - (7) 公共機関の被害情報等
 - (8) 部及び方面本部並びに市町村の対策情報
 - (9) その他統括指令長が必要と認める情報
- 12 前項に規定する災害に関する情報の収集及び伝達の要領は、別に定めるところによる。

(部)

- 第5条 条例第3条第1項の規定に基づき、本部に別表第4に掲げる部を置き、同表に掲げる組織をもって充てる。
- 2 部の分掌事務は、この要綱で定めがあるほか、法令の定めるところにより所掌する事務で災害応急対策の実施に関し必要な事務とする。
 - 3 部は、その所掌する事務を遂行するに当たっては、相互に協力し、他の部及び方面本部との緊密な連絡のもとに、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにしなければならない。
 - 4 部長には別表第4に掲げる者を充て、部員は、部を構成する組織の職員とする。
 - 5 部は、前条第6項に定める連絡員をセンターに派遣するものとする。
 - 6 前各項に規定するもののほか、部の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

(方面本部)

- 第6条 方面本部は、別表第5に掲げる組織をもって構成する。
- 2 方面本部に方面本部長を置き、方面本部長には、第1項の規定により、当該方面本部に充てられる東三河総局長、新城設楽振興事務所長又は県民事務所の長を充て、方面本部副本部長には、当該方面本部を構成する東三河総局の部長職、新城設楽振興事務所の次長職及び県民事務所の次長職を充て、方面本部員は、別表第6に掲げる者を充てる。
 - 3 方面本部長は、方面本部の会議として方面本部会議を設置し、必要に応じ会議を招集する。
 - 4 方面本部会議は、方面本部長、方面本部副本部長及び方面本部員で構成し、管内における災害応急対策に関する基本的事項について協議し、その実施を推進する。
 - 5 方面本部に統括部及び支援部を置く。
統括部には総括班、情報班及び総務班を置き、支援部には支援班及び緊急物資チームを置く。
また、西三河方面本部の支援部には、豊田加茂支援班を置く。
なお、方面本部長が、特に必要と認めた場合は、その他必要な班を設置し、職員を指定し、処理することができる。
 - 6 方面本部は、管内における次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 災害応急対策等に関する連絡調整

- (2) 情報収集・整理
 - (3) 市町村の災害対策に対する支援
 - (4) 備蓄物資の調整・配分
 - (5) 本庁備蓄物資、調達物資、応援物資の受入・払出
 - (6) その他災害応急対策に関する必要な事務
- 7 方面本部は、地方防災連絡会議との緊密な連絡のもとに他の方面本部及び関係部と相互に協力し、災害応急対策を実施するものとする。
- 8 方面本部の事務を円滑に推進するため、方面本部に災害対策センター室を設置する。
災害対策センター室の場所、開設時期については、方面本部長が別に定める。
- 9 方面本部に、所属する地方機関の活動状況の報告や他の地方機関との連絡調整を行うため、別表第7に掲げる連絡員を置く。
- 10 方面本部の庶務は、東三河総局又は県民事務所において処理する。
- 11 前各項に規定するもののほか、方面本部各部各班の所掌事務その他方面本部の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(方面本部支部)

第7条 方面本部の業務を円滑に行うため、支部を置くことができる。

(協力部)

第8条 部及び方面本部の業務に協力させるため、本部に次の各号に掲げる協力部を置き、それぞれ当該各号に掲げる組織をもって充てる。

- (1) 第1 協力部 議会事務局
- (2) 第2 協力部 監査委員事務局
- (3) 第3 協力部 人事委員会事務局
- (4) 第4 協力部 労働委員会事務局

2 協力部は、部及び方面本部の業務に協力する場合は、当該協力を求めた部長及び方面本部長の指示に基づき行動するものとする。

(現地災害対策本部)

第9条 本部長は、災害地において被災現地に機動的かつ迅速な応急対策を実施する必要があると認めた場合には、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

2 現地本部は、原則として災害地を主に管轄する東三河総局又は県民事務所に設置するものとする。

なお、本部長が特に必要と認めた場合は、東三河総局又は県民事務所以外に設置することができる。

3 現地本部には、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）及び現地災害対策本部の職員（以下「現地本部の職員」という。）を置く。

4 現地本部長には、副本部長、本部員及び方面本部長のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

5 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

6 現地副本部長は、本部員、本部の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

7 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職を代理する。

8 現地本部員は、本部員、本部の職員並びに災害地の区域又は一部を所管する県地方機関の長及び警察署の職員のうちから本部長が指名するものをもって充て、現地本部の職員は、本部の職員をもって充てる。

9 本部長は、現地における応急対策がおおむね完了したと判断した場合は、現地本部を廃止する。

10 前各項に規定するもののほか、現地本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(臨時又は特別な業務の処理)

第10条 本部長は、臨時又は特別な業務については、この要綱において定めるもののほか、必要な組織を設置し、又はこの要綱において当該業務を処理すべきものと定められた組織以外の組織若しくは職員を指定して処理させることができる。

(非常配備態勢)

第11条 本部の各組織は、別に定める基準に基づき、非常配備態勢を整備し、災害応急対策の強力かつ円滑な実施及び職員の合理的配置を図るものとする。

(警戒宣言発令に伴う対応)

第12条 大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月15日法律第73号)第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言発令に伴う本部の組織及び運営については、第3条、第4条、第5条、第6条及び第9条の規定にかかわらず、愛知県地震災害警戒本部要綱(昭和55年2月1日施行)第5条、第6条、第7条、第8条及び第10条に準ずるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める

附則

この要綱は、昭和48年6月15日から実施し、昭和42年6月1日施行の愛知県災害対策本部要綱は、廃止する。

附則

この要綱は、昭和55年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、昭和56年12月1日から実施する。

附則

この要綱は、昭和59年8月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成8年7月5日から実施する。

附則

この要綱は、平成10年11月5日から実施する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

ただし、要綱中「陶磁資料館」を「陶磁美術館」に改める改正規定は平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表第1 災害情報センターの組織

職名	充当職	職務
統括指令長	防災安全局長	本部長の命を受け、センターの事務を掌理する。 センター各部の要員の配置の調整
副指令長	防災部長、防災危機管理課長、災害対策課長、 消防保安課長、産業保安室長 県民安全監、県民安全課長	統括指令長を補佐し、統括指令長に事故があるときは、その職務を代理する。
総括指令	防災安全局担当課長	統括指令長の命を受け、総括部の事務を掌理する。 総括部内各班の要員の配置の調整
広報指令	政策企画局広報広聴課長	統括指令長の命を受け、広報部の事務を掌理する。
情報指令	防災安全局担当課長	統括指令長の命を受け、情報部の事務を掌理する。 情報部内各班の要員の配置の調整
運用指令	防災安全局担当課長	統括指令長の命を受け、運用部の事務を掌理する。 運用部内各班の要員の配置の調整

別表第2 センターの連絡員

職名	充当職	職務
連絡員	○各局連絡員 政策企画局秘書課職員 総務局総務課職員 人事局人事課職員 防災安全局防災危機管理課職員 県民文化局県民総務課職員 環境局環境政策課職員 福祉局福祉総務課職員 保健医療局医療計画課職員 経済産業局産業政策課職員 労働局労働福祉課職員 観光コンベンション局観光振興課職員 農業水産局農政課職員 建設局建設企画課職員 同道路維持課職員 同河川課職員 同砂防課職員 都市・交通局都市総務課職員 建築局住宅計画課職員	上司の命を受け、各局等で処理する事務又は業務に係るセンターの事務を処理する。 ・災害応急対策についての協議 ・本部会議に提出する議案の検討 ・所属する局等の被害情報・応急対策活動状況等の収集・報告及びセンターと各局等との連絡調整

	スポーツ局スポーツ振興課職員 会計局管理課職員 企業庁総務課職員 病院事業庁管理課職員 教育委員会事務局総務課職員 警察本部長が指名する警察本部の職員	
--	--------------------------------------------------------------------------------------------	--

備考 連絡員は、その所属する部との緊密な連絡のもとにセンターの事務を処理するものとする。

別表第3 災害情報センターの総括部、広報部、情報部及び運用部の構成

構 成		分 掌
部	係	
総括部 責任者 総括指令	総括班 8名 班長 1名 防災安全局職員 ※ 班長は、原則課長補佐級又は主査級の職にある者とする。以下同じ。 班員 7名 防災安全局職員	1 センター運営に関すること。 2 災害応急対策の指示・分析判断に関すること。 3 被害報の確定、広報発表の承認に関すること。 4 災害応急対策の基本方針の立案及び実施の総括に関すること。 5 本部会議・連絡員会議の開催運営に関すること。 6 プロジェクトチームの設置・調整に関すること。
	復旧班 3名 班長 1名 防災安全局職員 班員 2名 防災安全局職員 経済産業局職員	1 復旧対策に係る各局等の進捗状況の把握に関すること。 2 復旧・復興対策の指示及び分析・判断に関すること 3 復旧・復興対策の方針の立案に関すること。 4 燃料・電気・ガスの供給調整に関すること。 5 初動期における総括班業務に関すること。
	渉外班 7名 班長 1名 防災安全局職員 班員 6名 政策企画局職員 総務局職員 人事局職員 農業水産局職員	1 国、他府県等関係機関への応援要請及び連絡調整に関すること。 2 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 3 国への被害状況等の報告、連絡に関すること。 4 国の現地対策本部等との連絡調整に関すること。
広報部 責任者 広報指令	広報班 6名 班長 1名 政策企画局広報広聴課職員 班員 5名 総務局職員 防災安全局職員 都市・交通局職員 観光コンベンション局職員 議会事務局職員	1 報道機関及び県民に提供する災害に関する情報の発信に関すること。 2 災害関連情報の報道機関等への情報提供、記者発表における報道機関への対応に関すること。 3 記者会見の連絡調整に関すること。 4 インターネット等を利用した情報の発信に関すること。 5 議会に対する情報の提供に関すること。

構 成		分 掌
部	係	
情報部 責任者 情報指令	整理班 8名 班長 1名 防災安全局職員 班員 7名 防災安全局職員 県民文化局職員 経済産業局職員 労働局職員	1 被害情報・応急対策情報の取りまとめ、分析・整理及び課題の抽出に関する事 2 安否情報の集約、整理に関する事 3 被害報の作成に関する事 4 情報指令の補佐に関する事
	局・公共機関班 7名 班長 1名 防災安全局職員 班員 6名 福祉局職員 農林基盤局職員	1 各局等の被害情報の収集に関する事 2 各局等の災害応急対策の情報収集・整理に関する事 3 部門別被害状況・対策状況等に関する事 4 公共機関（電気、ガス、通信、鉄道等）の被害情報及び対策状況の収集・整理に関する事
	方面班 10名 班長 1名 防災安全局職員 班員 9名 防災安全局職員 環境局職員 建設局職員 都市・交通局職員	1 防災情報システムによる被害情報の収集に関する事 2 方面本部の応援要請の収集・整理に関する事。（自衛隊災害派遣要請を除く） 3 市町村が保有する安否情報の収集について 4 方面本部及び市町村への情報発信等に関する事 5 市町村の要請事項等の収集・整理に関する事。（自衛隊災害派遣要請を除く） 6 方面本部及び市町村への協力要請の伝達に関する事
	調査班 11名 班長 1名 防災安全局職員 班員 10名 防災安全局職員 企業庁職員 防災ヘリコプター係 4名 防災安全局防災航空グループ 現地調査係（1班あたり3名） 防災安全局職員（2名） 企業庁職員（4名）	1 災害現地の情報の収集に関する事 2 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車等の運用に関する事 3 情報部各班の支援に関する事（出勤時以外）
	通信班 2名 班長 1名 防災安全局職員 班員 1名 防災安全局職員	1 災害に関する情報の通信に関する事

構 成		分 掌
部	係	
運用部 責任者 運用指令	庶務班 5名 班長 1名 防災安全局職員 班員 4名 防災安全局職員 県民文化局職員	1 センターの庶務に関すること。 2 各種会議等の設営準備・運営補助に関すること。 3 初動期における運用班業務(運用班が招集されるまで)に関すること。
	運用班 3名 班長 1名 防災安全局職員 班員 2名 人事局職員 (人事課) (職員厚生課) ※第3非常配備の場合は、以下の3名を追加する。 総務局職員 (財産管理課) (情報政策課) 建築局職員 (公共建築課)	1 各局等及び方面本部の参集状況の把握に関すること。 2 職員の他局及び方面本部等への応援体制に係る調整に関すること。 3 方面本部支援チームの編成に関すること。 4 国・他府県等からの応援職員の受入・運用に関すること。 5 庁舎設備、非常時優先システム、その他職員の防災活動支援に係る担当課との連絡調整に関すること。(本庁限り)
	財務会計班 3名 班長 1名 総務局職員 班員 2名 総務局職員 防災安全局職員	1 災害時における会計事務に関すること。 2 災害時における財務会計に係る国等との調整に関すること。

別表第4 部の組織

部	局長	構成組織
政策企画部	愛知県政策企画局長	愛知県局設置条例（以下「局設置条例」という。）に規定する政策企画局及び同局に所属する地方機関
総務部	愛知県総務局長	局設置条例に規定する総務局及び同局に所属する地方機関並びに愛知県選挙管理委員会事務局
人事部	愛知県人事局長	局設置条例に規定する人事局及び同局に所属する地方機関
防災安全部	愛知県防災安全局長	局設置条例に規定する防災安全局及び同局に所属する地方機関
県民文化部	愛知県県民文化局長	局設置条例に規定する県民文化局及び同局に所属する地方機関
環境部	愛知県環境局長	局設置条例に規定する環境局及び同局に所属する地方機関
福祉部	愛知県福祉局長	局設置条例に規定する健康福祉局及び同局に所属する地方機関
保健医療部	愛知県保健医療局長	局設置条例に規定する保健医療局及び同局に所属する地方機関
経済産業部	愛知県経済産業局長	局設置条例に規定する経済産業局及び同局に所属する地方機関
労働部	愛知県労働局長	局設置条例に規定する労働局及び同局に所属する地方機関
観光コンベンション部	愛知県観光コンベンション局長	局設置条例に規定する観光コンベンション局
農業水産部	愛知県農業水産局長	局設置条例に規定する農業水産局及び同局に所属する地方機関並びに愛知県海区漁業調整委員会と愛知県内水面魚場管理委員会の事務局
農林基盤部	愛知県農林基盤局長	局設置条例に規定する農林基盤局及び同局に所属する地方機関
建設部	愛知県建設局長	局設置条例に規定する建設局及び同局に所属する地方機関並びに愛知県収用委員会事務局
都市・交通部	愛知県都市・交通局長	局設置条例に規定する都市・交通局
建築部	愛知県建築局長	局設置条例に規定する建築局
スポーツ部	愛知県スポーツ局長	局設置条例に規定するスポーツ局
会計部	愛知県会計局長	行政組織規則に規定する愛知県会計局

企 業 部	愛 知 県 企 業 庁 長	愛知県企業庁
病院事業部	愛知県病院事業庁長	愛知県病院事業庁
文 教 部	愛知県教育委員会教育長	愛知県教育委員会事務局
警 察 部	愛 知 県 警 察 本 部 長	愛知県警察本部

別表第5 方面本部の組織

	構 成 組 織
尾張方面本部	尾張県民事務所、自治研修所、 名古屋東部県税事務所、名古屋東部県税事務所[中川駐在室]、名古屋東部県税事務所[小牧駐在室]、 名古屋北部県税事務所、名古屋西部県税事務所、名古屋南部県税事務所、 名古屋南部県税事務所[高辻間税課]、東尾張県税事務所、西尾張県税事務所
	瀬戸保健所、瀬戸保健所[豊明保健分室]、春日井保健所、春日井保健所[小牧保健分室]、 江南保健所、清須保健所、清須保健所[稲沢保健分室]、尾張福祉相談センター、一宮児童相談センター、 春日井児童相談センター、女性相談センター、総合看護専門学校、愛知学園、 医療療育総合センター、精神保健福祉センター、衛生研究所、 食品衛生検査所[衛生研究所食品監視・検査センター]、動物愛護センター[尾張支所]
	愛知芸術文化センター、愛知芸術文化センター[愛知県図書館]、陶磁美術館、あいち朝日遺跡ミュージアム
	消防学校
	環境調査センター
	名古屋高等技術専門学校、名古屋高等技術専門学校[造園科]、名古屋高等技術専門学校窯業校、あいち産業科学技術総合センター[産業技術センター瀬戸窯業試験場]、 あいち産業科学技術総合センター[食品工業技術センター]、あいち産業科学技術総合センター[尾張繊維技術センター]
	尾張農林水産事務所、尾張農林水産事務所[稲沢駐在室]、尾張農林水産事務所[一宮支所]、 農業総合試験場、西部家畜保健衛生所[尾張支所]、県有林事務所、県有林事務所[印所事業所]、 あいち海上の森センター
	尾張建設事務所、尾張建設事務所[尾張流域下水道出張所]、一宮建設事務所
	愛知用水水道事務所[尾張旭出張所] 愛知用水水道事務所[高蔵寺浄水場]、 愛知用水水道事務所[尾張東部浄水場]、尾張水道事務所、尾張水道事務所[犬山浄水場]、 尾張水道事務所[尾張西部浄水場]、水質試験所
	がんセンター、精神医療センター 尾張教育事務所、総合教育センター
旭丘、瑞陵、明和、惟信、松蔭、昭和、名古屋西、熱田、中村、千種、南陽、守山、鳴海、天白、名古屋南、城北つばさ、旭陵、名古屋工科、愛知総合工科、愛知商業、中川青和、緑丘、一宮、木曾川、一宮西、一宮北、尾西、一宮南、一宮興道、一宮起工科、一宮工科、一宮商業、瀬戸、瀬戸西、瀬戸工科、瀬戸北総合、春日井、春日井西、春日井東、高蔵寺、春日井南、春日井工科、春日井泉、犬山、犬山総合、尾北、江南、古知野、小牧、小牧南、小牧工科、稲沢東、稲沢緑風館、稲沢、杏和、旭野、岩倉総合、豊明、日進、日進西、新川、西春、長久手、東郷、丹羽、名古屋盲、名古屋聾、千種聾、一宮聾、名古屋特別支援、港特別支援、一宮特別支援、一宮東特別支援、瀬戸つばさ特別支援、春日台特別支援、春日井高等特別支援、小牧特別支援、いなざわ特別支援	
海部方面本部	西尾張県税事務所[海部徴収課]
	埋蔵文化財調査センター
	津島保健所、海部福祉相談センター
	海部農林水産事務所、海部農林水産事務所[日光川排水機場駐在]、水産試験場[内水面漁業研究所 弥富指導所駐在]
	海部建設事務所
	海部教育事務所 津島、津島北、津島東、愛西工科、佐屋、海翔、五条、美和、佐織特別支援
知多方面本部	知多県税事務所
	半田保健所、半田保健所[美浜駐在]、知多保健所、知多福祉相談センター、 動物愛護センター[知多支所]
	あいち産業科学技術総合センター[産業技術センター常滑窯業試験場]
	知多農林水産事務所、西部家畜保健衛生所、水産試験場[漁業生産研究所]
	知多建設事務所
	衣浦港務所
	愛知用水水道事務所、愛知用水水道事務所[上野浄水場]、愛知用水水道事務所[知多浄水場]
	あいち小児保健医療総合センター 知多教育事務所
半田、半田東、半田工科、半田農業、半田商業、常滑、横須賀、東海南、東海樟風、大府、大府東、桃陵、知多翔洋、阿久比、東浦、内海、武豊、千種聾[ひがしうら校舎]、半田特別支援、ひいらぎ特別支援、大府特別支援、大府もちのき特別支援、大府もちのき特別支援[桃花校舎]	

構 成 組 織	
西 三 河 方 面 本 部	西三河県民事務所、西三河県税事務所、西三河県税事務所[安城県税センター]
	衣浦東部保健所、衣浦東部保健所[安城保健分室]、西尾保健所、西三河福祉相談センター、刈谷児童相談センター、愛知看護専門学校
	岡崎高等技術専門学校、あいち産業科学技術総合センター[産業技術センター]、あいち産業科学技術総合センター[産業技術センター三河窯業試験場]
	西三河農林水産事務所、西三河農林水産事務所[農業改良普及課]、西三河農林水産事務所[岡崎駐在室]、西三河農林水産事務所[細川管理所]、西三河農林水産事務所[幡豆農地整備出張所]、西三河農林水産事務所[西尾駐在室]、農業大学校、農業総合試験場[作物研究部 水田利用G]、中央家畜保健衛生所、畜産総合センター、畜産総合センター[種鶏場]、水産試験場[内水面漁業研究所]
	西三河建設事務所、西三河建設事務所[西尾支所]、知立建設事務所
	衣浦港務所
	西三河水道事務所、西三河水道事務所[幸田浄水場]、西三河水道事務所[安城浄水場]、用地造成事務所
	西三河教育事務所、総合教育センター[農業教育共同実習所]
	岡崎、岡崎北、岡崎東、岡崎西、岩津、岡崎工科、岡崎商業、碧南、碧南工科、刈谷、刈谷北、刈谷東、刈谷工科、安城、安城東、安城南、安城農林、西尾、一色、吉良、西尾東、鶴城丘、知立、知立東、高浜、幸田、岡崎盲、岡崎聾、岡崎特別支援、みあい特別支援、安城特別支援、にしお特別支援
	西三河県民事務所[豊田庁舎]、西三河県民事務所[豊田加茂旅券コーナー]、名古屋東部県税事務所[豊田駐在室]、豊田加茂県税事務所
衣浦東部保健所[みよし駐在]、豊田加茂福祉相談センター、動物愛護センター	
岡崎高等技術専門学校[造園科]、あいち産業科学技術総合センター	
西三河農林水産事務所[羽布ダム管理所]、西三河農林水産事務所[岩倉管理所]、豊田加茂農林水産事務所、豊田加茂農林水産事務所[森林整備課]、農業総合試験場[山間農業研究所]、中央家畜保健衛生所[豊田加茂支所]、畜産総合センター[和牛改良課]、畜産総合センター[段戸山牧場]、県有林事務所[足助業務課]	
豊田加茂建設事務所、豊田加茂建設事務所[足助支所]	
西三河水道事務所[豊田浄水場]	
豊田西、豊田東、足助、松平、加茂丘、衣台、豊田北、豊田南、豊田、豊野、豊田工科、猿投農林、三好、豊田高等特別支援、三好特別支援	
方 新 城 本 部 設 楽	東三河総局新城設楽振興事務所、東三河県税事務所[新城駐在室]
	新城保健所、新城設楽福祉相談センター
	新城設楽農林水産事務所、新城設楽農林水産事務所[農業改良普及課新城駐在室]、新城森林総合センター、東部家畜保健衛生所[新城設楽支所]、県有林事務所[鳳来業務課]、森林・林業技術センター
	新城設楽建設事務所、新城設楽建設事務所[設楽支所]、新城設楽建設事務所[設楽ダム関連事業出張所]
	東三河教育事務所[新城設楽支所]、東三河教育事務所[新城設楽支所設楽教育指導室]
	新城有教館、新城有教館[作手校舎]、田口
東 三 河 方 面 本 部	東三河総局、東三河総局[総務県民課旅券グループ]、名古屋東部県税事務所[豊橋駐在室]、東三河県税事務所
	豊川保健所、豊川保健所[蒲郡保健分室]、豊川保健所[田原保健分室]、東三河福祉相談センター、動物愛護センター[東三河支所]
	環境調査センター[東三河支所]
	東三河高等技術専門学校、愛知障害者職業能力開発校、あいち産業科学技術総合センター[三河繊維技術センター]
	東三河農林水産事務所、東三河農林水産事務所[農業改良普及課]、東三河農林水産事務所[田原農業改良普及課]、農業総合試験場[園芸研究部 常緑果樹G]、農業総合試験場[東三河農業研究所]、東部家畜保健衛生所、水産試験場、水産試験場[内水面漁業研究所三河一宮指導所駐在]
	東三河建設事務所
	三河港務所、三河港務所[蒲郡出張所]
	東三河水道事務所、東三河水道事務所[豊橋浄水場]、東三河水道事務所[豊橋南部浄水場]、東三河水道事務所[豊川浄水場]
	東三河教育事務所
	時習館、豊橋東、豊丘、豊橋南、豊橋西、豊橋工科、豊橋商業、国府、小坂井、御津あおば、豊川工科、宝陵、蒲郡、蒲郡東、三谷水産、成章、福江、渥美農業、豊橋聾、豊橋特別支援、豊川特別支援、豊川特別支援[本宮校舎]

別表第6 方面本部員の構成

	方面本部員の構成
尾張方面本部	瀬戸保健所長、春日井保健所長、江南保健所長、清須保健所長、尾張福祉相談センター長、尾張農林水産事務所長、尾張建設事務所長、一宮建設事務所長、尾張教育事務所長、その他方面本部長が指名する者
海部方面本部	津島保健所長、海部福祉相談センター長、海部農林水産事務所長、海部建設事務所長、海部教育事務所長、その他方面本部長が指名する者
知多方面本部	半田保健所長、知多保健所長、知多福祉相談センター長、知多農林水産事務所長、知多建設事務所長、衣浦港務所長、知多教育事務所長、その他方面本部長が指名する者
西三河方面本部	衣浦東部保健所長、西尾保健所長、西三河福祉相談センター長、豊田加茂福祉相談センター長、西三河農林水産事務所長、豊田加茂農林水産事務所長、西三河建設事務所長、知立建設事務所長、豊田加茂建設事務所長、西三河教育事務所長、その他方面本部長が指名する者
新城設楽方面本部	新城保健所長、新城設楽福祉相談センター長、新城設楽農林水産事務所長、新城設楽建設事務所長、東三河教育事務所新城設楽支所長、その他方面本部長が指名する者
東三河方面本部	豊川保健所長、東三河福祉相談センター長、東三河農林水産事務所長、東三河建設事務所長、三河港務所長、東三河教育事務所長、その他方面本部長が指名する者

別表第7 方面本部の連絡員

職名	充当職	職務
連絡員	保健所職員 農林水産事務所職員 建設事務所職員 港務所職員	上司の命を受け、各地方機関で処理する事務又は業務に係る方面本部の事務を処理する。

備考 連絡員は、その所属する地方機関との緊密な連絡のもとに方面本部の事務を処理するものとする。

愛知県地震災害警戒本部条例

(昭和54年10月24日条例第29号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第17条第9項の規定に基づき、愛知県地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 愛知県地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 愛知県地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

3 愛知県地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、本部長の命を受け、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 警戒本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は本部員のうちから、部員は本部員又は本部職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受け、部の事務を処理する。

6 部長に事故があるときは、部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(方面本部)

第4条 警戒本部の事務を分掌させるため、方面本部を置く。

2 方面本部の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
愛知県地震災害警戒本部 尾張方面本部	名古屋市中区	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡及び丹羽郡の区域
愛知県地震災害警戒本部 海部方面本部	津 島 市	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域
愛知県地震災害警戒本部 知多方面本部	半 田 市	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域
愛知県地震災害警戒本部 西三河方面本部	岡 崎 市	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市及び額田郡の区域
愛知県地震災害警戒本部 新城設楽方面本部	新 城 市	新城市及び北設楽郡の区域
愛知県地震災害警戒本部 東三河方面本部	豊 橋 市	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域

3 方面本部に方面本部長、方面副本部長及び方面本部員を置く。

4 方面本部長、方面副本部長及び方面本部員は、本部職員のうちから本部長が指名する。

5 方面本部長は、本部長の命を受け、方面本部の事務を掌理する。

- 6 方面本部副本部長は、方面本部長を補佐し、方面本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 方面本部員は、方面本部長の命を受け、方面本部の事務を処理する。
- 8 本部長は、方面本部の事務を分掌させるため、方面本部支部を置くことができる。

(現地対策本部)

第5条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に現地対策本部を置くことができる。

- 2 現地対策本部に属すべき職員は、本部員又は本部職員のうちから本部長が指名する。
- 3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、本部長が指名する副本部長、本部員又は本部職員がこれに当たる。

(雑 則)

第6条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年12月21日条例第63号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月16日条例第41号抄)

- 1 この条例は、宝飯郡小坂井町を廃し、その区域を豊川市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成21年10月16日条例第42号抄)

- 1 この条例は、西加茂郡みよし町となる西加茂郡三好町をみよし市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成21年12月18日条例第58号抄)

- 1 この条例は、海部郡七宝町、同郡美和町及び同郡甚目寺町を廃し、その区域をもってあま市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成22年12月17日条例第41号抄)

- 1 この条例は、幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域を西尾市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成23年10月14日条例第49号抄)

- 1 この条例は、愛知郡長久手町を長久手市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日条例第13号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

指定行政機関等を指定する告示

(1) 災害対策基本法第2条第3号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関

(平成12年12月15日総理府告示第62号)
改正(平成15年3月31日内閣府告示第4号)
改正(平成19年1月9日 同 第1号)
改正(平成21年8月28日 同 第344号)
改正(平成24年9月14日 同 第263号)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第3号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関は、次のとおりとする。

内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 総務省 消防庁
法務省 外務省 財務省 文部科学省 文化庁 厚生労働省 農林水産省
経済産業省 資源エネルギー庁 中小企業庁 国土交通省 国土地理院
気象庁 海上保安庁 環境省 原子力規制委員会 防衛省

(2) 災害対策基本法第2条第4号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関

(平成12年12月15日総理府告示第63号)
改正(平成14年4月24日内閣府告示第13号)
改正(平成15年3月31日 同 第5号)
改正(平成15年6月30日 同 第132号)
改正(平成17年4月19日 同 第137号)
改正(平成17年9月30日 同 第771号)
改正(平成19年10月1日 同 第634号)
改正(平成27年4月1日 同 第52号)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第4号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関は、次のとおりとする。

沖縄総合事務局 管区警察局 総合通信局 沖縄総合通信事務所 財務局
地方厚生局 都道府県労働局 地方農政局 北海道農政事務所 森林管理局
経済産業局 産業保安監督部 那覇産業保安監督事務所 地方整備局
北海道開発局 地方運輸局 地方航空局 地方測量部及び沖縄支所
管区气象台 沖縄气象台 管区海上保安本部 地方環境事務所 地方防衛局

(3) 災害対策基本法第2条第5号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関

(昭和37年8月6日総理府告示第26号)
改正(昭和43年11月14日 同 第42号)
改正(昭和53年12月16日 同 第38号)
改正(昭和54年9月28日 同 第33号)
改正(昭和58年4月18日 同 第5号)
改正(昭和60年3月22日 同 第21号)
改正(昭和62年3月24日 同 第5号)
改正(平成元年6月23日 同 第27号)
改正(平成9年2月28日 同 第8号)
改正(平成10年10月7日 同 第32号)
改正(平成10年11月26日 同 第37号)
改正(平成11年6月28日 同 第31号)
改正(平成12年3月30日 同 第15号)
改正(平成12年9月29日 同 第53号)
改正(平成13年3月30日内閣府告示第4号)
改正(平成15年3月31日 同 第6号)
改正(平成16年5月21日 同 第125号)
改正(平成17年1月19日 同 第2号)
改正(平成17年9月30日 同 第772号)
改正(平成18年3月31日 同 第53号)
改正(平成19年9月14日 同 第632号)
改正(平成20年6月24日 同 第240号)
改正(平成24年9月14日 同 第264号)
改正(平成24年9月28日 同 第266号)
改正(平成25年10月1日 同 第231号)
改正(平成26年8月1日 同 第244号)
改正(平成27年4月1日 同 第53号)
改正(平成27年10月1日 同 第349号)
改正(平成29年6月27日 同 第2911号)
改正(平成31年4月1日 同 第36号)
改正(令和元年6月28日 同 第9号)
改正(令和2年4月1日 同 第28号)
改正(令和2年7月2日 同 第78号)
改正(令和4年2月1日 同 第5号)
改正(令和4年4月1日 同 第42号)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第5号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関は、次のとおりとする。

国立研究開発法人防災科学技術研究所 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 独立行政法人国立病院機構
 独立行政法人地域医療機能推進機構 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
 国立研究開発法人森林研究・整備機構 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 国立研究開発法人土木研究所 国立研究開発法人建築研究所
 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 独立行政法人水資源機構
 独立行政法人都市再生機構 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
 日本銀行 日本赤十字社 日本放送協会 電力広域的運営推進機関
 東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社
 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社
 成田国際空港株式会社 新関西国際空港株式会社 中部国際空港株式会社
 北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社
 西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社
 日本貨物鉄道株式会社 日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社
 西日本電信電話株式会社 日本郵便株式会社 東京瓦斯株式会社
 東京ガスネットワーク株式会社 大阪瓦斯株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社
 東邦瓦斯株式会社 東邦ガスネットワーク株式会社 西部瓦斯株式会社
 岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー
 ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社 出光興産株式会社 太陽石油株式会社
 コスモ石油株式会社 富士石油株式会社 ENEOS 株式会社 日本通運株式会社
 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社
 北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社 東北電力株式会社
 東北電力ネットワーク株式会社 東京電力ホールディングス株式会社
 東京電力リニューアブルパワー株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社
 東京電力エナジーパートナー株式会社 北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社
 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社 中部電力ミライズ株式会社
 関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社 中国電力株式会社
 中国電力ネットワーク株式会社 四国電力株式会社 四国電力送配電株式会社
 九州電力株式会社 九州電力送配電株式会社 沖縄電力株式会社
 株式会社 JERA 電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社
 日本原子力発電株式会社 KDDI 株式会社 株式会社 NTT ドコモ
 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社
 楽天モバイル株式会社 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
 株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社
 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート
 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 公益社団法人全日本トラック協会
 一般社団法人全国建設業協会 公益社団法人日本医師会
 一般社団法人日本建設業連合会 一般社団法人全国中小建設業協会

(4) 災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定

	(昭和37年11月28日愛知県告示第797号)
改正	(昭和48年10月3日 同 第928号)
全部改正	(昭和58年5月20日 同 第554号)
改正	(昭和63年5月11日 同 第444号)
改正	(平成6年3月30日 同 第366号)
改正	(平成7年4月17日 同 第386号)
改正	(平成7年10月20日 同 第798号)
改正	(平成9年4月16日 同 第364号)
改正	(平成9年9月17日 同 第734号)
改正	(平成15年7月4日 同 第544号)
改正	(平成18年4月14日 同 第346号)
改正	(平成18年9月29日 同 第653号)
改正	(平成20年10月31日 同 第593号)
改正	(平成22年10月1日 同 第573号)
改正	(平成24年4月24日 同 第320号)
改正	(平成25年7月19日 同 第372号)
改正	(平成26年4月18日 同 第235号)
改正	(平成26年5月20日 同 第281号)
改正	(平成29年2月28日 同 第72号)
改正	(平成30年3月23日 同 第149号)
改正	(令和2年2月7日 同 第28号)
改正	(令和2年7月7日 同 第253号)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第6号の規定に基づき、指定地方公共機関として次のように指定する。

愛知県土地改良事業団体連合会、愛知県尾張水害予防組合、名古屋港管理組合、サーラエナジー株式会社、犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県トラック協会、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、豊橋鉄道株式会社、名古屋臨海鉄道株式会社、衣浦臨海鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社、株式会社東海交通事業、名古屋臨海高速鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社、株式会社中日新聞社、株式会社朝日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社読売新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、一般社団法人共同通信社、株式会社CBCテレビ、株式会社CBCラジオ、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、株式会社エフエム愛知、テレビ愛知株式会社、株式会社ZIP-FM、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県歯科医師会、一般社団法人愛知県薬剤師会、公益社団法人愛知県看護協会、一般社団法人愛知県病院協会、一般社団法人愛知県LPガス協会、一般社団法人愛知県建設業協会及び一般社団法人愛知県土木研究会

災害対策基本法における関係機関に関する規定

◆都道府県に関する規定

	条項	概要
1	第4条	都道府県の責務に関すること。
2	第5条の2	地方公共団体相互間で協力すること。
3	第8条	施策における防災上の配慮等に関すること。
4	第5条の3	ボランティアの自主性を尊重しつつ、連携に努めること。
5	第14条第1項	都道府県防災会議を設置すること。
6	第15条第8項	都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項を条例で定めること。
7	第17条	都道府県相互間にわたり、都道府県防災会議の協議会を設置することができること。
8	第23条第8項	災害対策本部に関し必要な事項を条例で定めること。
9	第32条	派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができること。
10	第53条第2項	被害の状況及び措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならないこと。
11	第53条第5項	非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならないこと。
12	第53条第6項	市町村が被災したことにより県に被害等の報告を行うことができなくなったときは、情報収集に特に意を用いなければならないこと。
13	第75条	災害時において、事務の一部を他の都道府県に委託することができること。
14	第82条	公用負担に係る損失補償及び実費弁償を行うこと。
15	第84条第2項	応急措置の業務に従事した者に対する損害補償を行うこと。
16	第85条第2項	被災者の公的徴収金の減免等ができること。
17	第86条第2項	都道府県の所有する財産等の無償貸付等ができること。
18	第92条	他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の応急措置に要する費用を負担しなければならないこと。
19	第93条	都道府県知事の指示に基づき市町村が実施した応急措置に要する経費の全部又は一部を負担すること。また市町村に対し、一時繰替え支弁させることができること。
20	第101条	災害対策基金を積み立てなければならないこと。
21	第102条	災害が発生した年度に限っての起債の特例に関すること。
22	第103条	激甚災害の復旧事業費のうち、国の補助を伴わないものについて特別の措置を講ずることができること。

◆都道府県防災会議に関する規定

	条項	概要
1	第2条第10号	都道府県地域防災計画の定義に関すること。
2	第14条第2項	都道府県防災会議の所掌事務に関すること。
3	第21条	関係行政機関等に対する協力要求に関すること。
4	第22条第2項	市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができること。
5	第40条第1項	都道府県地域防災計画を作成、修正すること。
6	第40条第3項	都道府県地域防災計画を定めるに当たって、指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮すること。
7	第40条第4項	都道府県地域防災計画を作成、修正したときに、内閣総理大臣に報告し、その要旨を公表すること。

◆都道府県知事に関する規定

	条項	概要
1	第2条第6号	指定地方公共機関を指定すること。
2	第15条第2項	都道府県防災会議の会長に充てられること。
3	第15条第5項第5号から第8号まで	都道府県防災会議の委員を指名又は任命すること。
4	第15条第7項	都道府県防災会議の専門委員を任命すること。
5	第16条第5項	市町村防災会議を設置しないことについて、都道府県防災会議の意見を聴き、必要があると認めるときは、必要な助言又は勧告を行うこと。
6	第23条第1項	災害対策本部を設置すること。
7	第23条第2項	災害対策本部長に充てられること。
8	第23条第3項	災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を任命すること。

	条項	概要
9	第23条第5項	現地災害対策本部を設置すること。
10	第23条第6項	災害対策本部長として県警察又は県教育委員会に対し指示すること。
11	第23条第7項	災害対策本部長として関係行政機関等に対し協力を求めること。
12	第29条第1項	指定行政機関の長等に対して職員の派遣を要請すること。
13	第30条第1項、第2項	内閣総理大臣に対し指定行政機関等の職員の派遣のあっせんを求めうること。
14	第31条	職員の派遣義務があること。
15	第33条	内閣総理大臣に対し職員の職種別現員数等の資料を提出すること。
16	第42条第6項	市町村地域防災計画の報告に関し、都道府県防災会議の意見を聴き、必要があると認めるときは、必要な助言又は勧告を行うこと。
17	第45条	防災会議会長として、市町村長等に対し必要な要請、勧告又は指示ができること。
18	第46条第2項	災害予防を実施しなければならないこと。
19	第47条	防災に関する組織を整備しなければならないこと。
20	第47条の2	防災教育の実施に努めなければならないこと。
21	第48条	防災訓練を行わなければならないこと。
22	第49条	物資等の備蓄をしなければならないこと。
23	第49条の2	相互応援の協定の締結等円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
24	第49条の3	物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めること。
25	第50条第2項	従事者の安全の確保に十分配慮し、災害応急対策を実施しなければならないこと。
26	第51条	災害に関する情報の収集及び伝達等に努めなければならないこと。
27	第55条	災害の予警報を受領又は伝達した際は、とるべき措置等について、市町村長等に対し必要な通知又は要請をすること。
28	第57条	通信設備の優先利用又は放送等、インターネットを利用した情報の提供を行うことを求めること。
29	第60条第6項、第7項、第8項	市町村長の行う避難指示等を代行すること。
30	第61条の2	市町村長から勧告又は指示に関する事項について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。
31	第61条の3	市町村長の事務を代行し、避難のための立退きの勧告等を行う際に通信設備の優先利用又は放送等、インターネットを利用した情報の提供を行うことを求めること。
32	第68条	市町村長からの応援要請等に対し、応援の義務があること。
33	第70条第1項	応急措置を実施すること及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう努めること。
34	第70条第3項	指定行政機関の長等に対し応急措置の実施の要請等をすること。
35	第71条第1項	応急措置について業務従事命令等を行うこと。
36	第72条	市町村長に対して応急措置等の実施又は応援の指示等をすること。
37	第73条	市町村長の実施すべき応急措置を代行すること。
38	第74条	他の都道府県の知事に応援を求めること。
39	第74条の2第1項	内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し応援することを求めることができること。
40	第74条の2第4項	内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、市町村長に対し、災害発生市町村長を応援することを求めることができること。
41	第74条の3	指定行政機関の長等に対し、応援を求め、実施を要請することができること。
42	第79条	発災後に通信設備を優先利用できること。
43	第80条第2項	指定公共機関等からの応援の求めに対し、応援の義務があること。
44	第81条	応急措置について従事命令等を行う場合に、公用令書の交付を行わなければならないこと。
45	第86条の2第3項	避難所等が著しく不足する非常災害としての指定があった際に設置する避難所等について、安全確保等の必要な措置を講ずること。
46	第86条の3第3項	臨時的医療施設が著しく不足する非常災害としての指定があった際に開設する臨時的医療施設について、安全確保等の必要な措置を講ずること。
47	第86条の5第5項	廃棄物処理特例地域において、廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集等が行われたときは、収集方法の変更等必要な措置を講ずべきことを指示することができる。
48	第86条の6	災害が発生したときは遅滞なく避難所を供与するとともに、避難所に滞在する被災者等の生活環境の整備に必要な措置を講ずること。
49	第86条の7	避難所以外の場所に滞在する被災者についても、生活環境の整備に必要な措置を講ずる

	条項	概要
		こと。
50	第 86 条の 9	被災住民について都道府県外広域一時滞在の協議を行うこと等。
51	第 86 条の 10	広域一時滞在の協議等の代行を行うこと。
52	第 86 条の 11	市町村長からの要求がない場合でも特例により、被災住民について都道府県外広域一時滞在の協議等を行うこと。
53	第 86 条の 12	市町村長からの要求により、広域一時滞在に関する事項等について助言等すること。
54	第 86 条の 14	指定公共機関等に被災者の運送を要請等することができること。
55	第 86 条の 15	被災者の安否に関する情報を回答することができること。
56	第 86 条の 16	指定行政機関の長等に対し、物資等の供給について要請等行うこと。
57	第 86 条の 17	指定行政機関の長等と物資等の供給に関し、相互に協力するよう努めること。
58	第 86 条の 18	運送事業者である指定公共機関等に対し、物資等の運送を要請することができること。
59	第 87 条	災害復旧を実施しなければならないこと。
60	第 91 条	災害予防及び災害応急対策に必要な費用を負担すること。

◆市町村に関する規定

	条項	概要
1	第 5 条第 1 項	市町村の責務に関すること。
2	第 5 条の 2	地方公共団体相互間で協力すること。
3	第 8 条	施策における防災上の配慮等に関すること。
4	第 5 条の 3	ボランティアの自主性を尊重しつつ、連携に努めること。
5	第 16 条第 1 項	市町村防災会議を設置すること。
6	第 16 条第 2 項	共同して市町村防災会議を設置することができること。
7	第 16 条第 3 項	市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、市町村防災会議を設置しないことができること。
8	第 16 条第 4 項	市町村防災会議を設置しないときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならないこと。
9	第 16 条第 6 項	市町村防災会議の組織及び運営に関し必要な事項を条例で定めること。
10	第 17 条	市町村相互間にわたり、市町村防災会議の協議会を設置することができること。
11	第 23 条の 2 第 8 項	災害対策本部に関し必要な事項を条例で定めること。
12	第 32 条	派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができること。
13	第 53 条第 1 項	被害の状況及び措置の概要を都道府県に報告しなければならないこと。
14	第 53 条第 5 項	非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならないこと。
15	第 69 条	災害時において、事務の一部を他の地方公共団体に委託することができること。
16	第 82 条	公用負担に係る損失補償及び実費弁償を行うこと。
17	第 84 条第 1 項	応急措置の業務に従事した者に対する損害補償を行うこと。
18	第 85 条第 2 項	被災者の公的徴収金の減免等ができること。
19	第 86 条第 2 項	市町村の所有する財産等の無償貸付等ができること。
20	第 92 条	他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の応急措置に要する費用を負担しなければならないこと。
21	第 101 条	災害対策基金を積み立てなければならないこと。
22	第 102 条	災害が発生した年度に限っての起債の特例に関すること。
23	第 103 条	激甚災害の復旧事業費のうち、国の補助を伴わないものについて特別の措置を講ずることができること。

◆市町村防災会議に関する規定

	条項	概要
1	第 2 条第 10 号	市町村地域防災計画の定義に関すること。
2	第 21 条	関係行政機関等に対する協力要求に関すること。
3	第 42 条第 1 項	市町村地域防災計画を作成、修正すること。
4	第 42 条第 3 項	市町村地域防災計画を定めるに当たっては、当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮すること。
5	第 42 条第 4 項	市町村地域防災計画を作成、修正したときに、都道府県知事に報告し、その要旨を公表すること。
6	第 42 条の 2 第 3 項	地区居住者等から地区防災計画の提案が行われたときは、必要があるかどうかを判断

条項	概要
	し、その必要があると認めるときは市町村防災計画に定めること。

◆市町村長に関する規定

	条項	概要
1	第5条第2項	自主防災組織の充実、住民の自発的な防災活動の促進を図ること。
2	第16条第6項	市町村防災会議の会長に充てられること。
3	第23条の2第1項	災害対策本部を設置すること。
4	第23条の2第2項	災害対策本部長に充てられること。
5	第23条の2第3項	災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を任命すること。
6	第23条の2第5項	現地災害対策本部を設置すること。
7	第23条の2第6項	災害対策本部長として市町村教育委員会に対し指示すること。
8	第23条の2第7項	災害対策本部長として関係行政機関等に対し協力を求めること。
9	第29条第2項	指定地方行政機関の長等に対して職員の派遣を要請すること。
10	第30条第1項、第2項	都道府県知事に対し指定地方行政機関等の職員の派遣のあっせんを求めうること。
11	第31条	職員の派遣義務があること。
12	第42条第1項	市町村防災会議を設置しない市町村において市町村地域防災計画の作成又は修正をすること。
13	第42条第3項	市町村防災会議を設置しない市町村において市町村地域防災計画を定めるに当たっては、当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮すること。
14	第42条第4項	市町村防災会議を設置しない市町村において市町村地域防災計画を作成、修正したときに、都道府県知事に報告し、その要旨を公表すること。
15	第42条第6項	市町村防災会議を設置しない市町村における関係行政機関等に対する協力要求に関すること。
16	第45条	防災会議会長として、執行機関等に対し必要な要請、勧告又は指示ができること。
17	第46条第2項	災害予防を実施しなければならないこと。
18	第47条	防災に関する組織を整備しなければならないこと。
19	第47条の2	防災教育の実施に努めなければならないこと。
20	第48条	防災訓練を行わなければならないこと。
21	第49条	物資等の備蓄をしなければならないこと。
22	第49条の2	相互応援の協定の締結等円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
23	第49条の3	物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めること。
24	第49条の4	施設又は場所を、異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないこと。
25	第49条の7	公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないこと。
	第49条の10	避難行動要支援者名簿を作成しておかななければならないこと。
26	第49条の11	避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関すること。
27	第50条第2項	従事者の安全の確保に十分配慮し、災害応急対策を実施しなければならないこと。
28	第51条	災害に関する情報の収集及び伝達等に努めなければならないこと。
29	第54条第4項	異常現象発見者等から受けた通報について、気象庁等に通報すること。
30	第56条第1項	警報の伝達及び警告をすること。
31	第56条第2項	前項の通知等を行う際は、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。
32	第57条	通信設備の優先利用又は放送等、インターネットを利用した情報の提供を行うことを求めること。
33	第58条	消防機関等への出動命令等に関すること。
34	第59条第1項	災害の拡大防止に係る事前措置に関すること。
35	第60条	避難指示等を行うこと。
36	第61条	警察官等へ避難指示等に関する職権の代行を要求すること。
37	第61条の2	指定行政機関の長等に勧告又は指示に関する助言を求めることができる。
38	第61条の3	避難のための立退きの勧告等を行う際に通信設備の優先利用又は放送等、インターネットを利用した情報の提供を行うことを求めること。
39	第62条	応急措置を実施すること。

	条項	概要
40	第 63 条第 1 項	警戒区域を設定すること。
41	第 63 条第 2 項	警察官等へ警戒区域設定等に関する職権の代行を要求すること。
42	第 63 条第 4 項	指定行政機関の長等に警戒区域の設定に関し助言を求めることができる。
43	第 64 条第 1 項	土地、建物、その他工作物等を使用若しくは収用することができること。
44	第 64 条第 2 項	工作物等の除去等ができること、除去した工作物等は保管しなければならないこと。
45	第 64 条第 3 項	保管した工作物等を返還するため必要事項を公示すること。
46	第 64 条第 4 項	保管した工作物等が滅失のおそれ等あるときは、売却しその代金を保管することができること。
47	第 64 条第 7 項	警察官等へ使用等に関する職権の代行を要求すること。
48	第 65 条第 1 項	住民等を応急措置業務に従事させることができること。
49	第 65 条第 2 項	警察官等へ住民等の応急措置業務の従事に関する職権の代行を要求すること。
50	第 67 条	他の市町村の長等に対し応援を求めることができること。
51	第 68 条	都道府県知事に応援又は応急措置の実施を要請することができること。
52	第 68 条の 2	自衛隊の災害派遣を都道府県知事に要請すること。
53	第 71 条第 2 項	都道府県知事が行う応急措置の業務従事命令等に関し、その一部を行うことができること。
54	第 79 条	発災後に通信設備を優先利用できること。
55	第 80 条第 2 項	指定公共機関等からの応援の求めに対し、応援の義務があること。
56	第 81 条	都道府県知事が行う応急措置の業務従事命令等の一部を行う場合に、公用令書の交付を行わなければならないこと。
57	第 86 条の 2 第 3 項	避難所等が著しく不足する非常災害としての指定があった際に設置する避難所等について、安全確保等の必要な措置を講ずること。
58	第 86 条の 3 第 3 項	臨時の医療施設が著しく不足する非常災害としての指定があった際に開設する臨時の医療施設について、安全確保等の必要な措置を講ずること。
59	第 86 条の 5 第 5 項	廃棄物処理特例地域において、廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集等が行われたときは、収集方法の変更等必要な措置を講ずべきことを指示することができる。
60	第 86 条の 6	災害が発生したときは遅滞なく避難所を供与するとともに、避難所に滞在する被災者等の生活環境の整備に必要な措置を講ずること。
61	第 86 条の 7	避難所以外の場所に滞在する被災者についても、生活環境の整備に必要な措置を講ずること。
62	第 86 条の 8	被災住民について広域一時滞在の協議等を行うこと。
63	第 86 条の 9	被災住民について都道府県外広域一時滞在の協議を求めること等。
64	第 86 条の 12	都道府県知事に対し、広域一時滞在に関する事項等について助言を求めること。
65	第 86 条の 15	被災者の安否に関する情報を回答することができること。
66	第 86 条の 16	都道府県知事に対し、物資等の供給について要請等行うこと。
67	第 86 条の 17	指定行政機関の長等と物資等の供給に関し、相互に協力するよう努めること。
68	第 87 条	災害復旧を実施しなければならないこと。
69	第 90 条の 2	罹災証明書を交付しなければならないこと。
70	第 90 条の 3	被災者台帳を作成することができること。
71	第 90 条の 4	被災者台帳の情報の利用等ができること。
72	第 91 条	災害予防及び災害応急対策に必要な費用を負担すること。

◆指定地方行政機関に関する規定

	条項	概要
1	第 2 条第 4 号	指定地方行政機関の定義に関すること。
2	第 3 条第 3 項	所掌事務の遂行にあたって相互に協力しなければならないこと。
3	第 15 条第 7 項	職員が都道府県防災会議の専門委員となりうること。

◆指定地方行政機関の長に関する規定

	条項	概要
1	第 2 条第 9 号	指定行政機関の長から委任された事務について防災業務計画を作成すること。
2	第 3 条第 4 項	地方公共団体の防災計画の作成等が円滑にされるよう、勧告、指導、助言等を行うこと。
3	第 15 条第 5 項第 1 号	長等が都道府県防災会議の委員となること。

	条項	概要
4	第25条第5項	長等が非常災害対策本部員等となりうること。
5	第27条	指定行政機関の長から非常災害対策本部の本部員として、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を委任されうること。
6	第28条の3第7項	緊急災害対策本部の職員に任命されうること。
7	第28条の5	指定行政機関の長から緊急災害対策本部の職員として、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を委任されうること。
8	第31条	職員の派遣義務があること。
9	第33条	内閣総理大臣に対し職員の職種別現員数等の資料を提出すること。
10	第46条第2項	災害予防を実施しなければならないこと。
11	第47条	防災に関する組織を整備しなければならないこと。
12	第47条の2	防災教育の実施に努めなければならないこと。
13	第48条	防災訓練を行わなければならないこと。
14	第49条	物資等の備蓄をしなければならないこと。
15	第49条の2	相互応援の協定の締結等円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
16	第49条の3	物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めること。
17	第50条第2項	従事者の安全の確保に十分配慮し、災害応急対策を実施しなければならないこと。
18	第51条	災害に関する情報の収集及び伝達等に努めなければならないこと。
19	第61条の2	市町村長から勧告又は指示に関する事項について助言を求められた場合は、必要な助言を行うこと。
20	第77条第1項	応急措置等を実施しなければならないこと。
21	第77条第2項	都道府県知事等に対し応急措置の実施の要請等を行うこと。
22	第78条	応急措置の実施に必要な物資の保管収用等を行うことができること。
23	第78条の2	市町村及び都道府県が事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき応急措置を代行しなければならないこと。
24	第79条	発災後に通信設備を優先利用できること。
25	第80条第2項	指定公共機関等からの応援の求めに対し、応援の義務があること。
26	第81条	応急措置の実施に必要な物資の保管収用等を行う場合に、公用令書の交付を行わなければならないこと。
27	第86条の6	災害が発生したときは遅滞なく避難所を供与するとともに、避難所に滞在する被災者等の生活環境の整備に必要な措置を講ずること。
28	第86条の7	避難所以外の場所に滞在する被災者についても、生活環境の整備に必要な措置を講ずること。
29	第86条の16第2項	知事の要請等を待たずとも、物資等の供給について必要な措置を講じることができること。
30	第86条の17	指定行政機関の長等と物資等の供給に関し、相互に協力するよう努めること。
31	第86条の18	運送事業者である指定公共機関に対し、物資等の運送を要請することができること。
32	第87条	災害復旧を実施しなければならないこと。
33	第91条	災害予防及び災害応急対策に必要な費用を負担すること。

◆指定地方公共機関に関する規定

	条項	概要
1	第2条第6号	指定地方公共機関の定義に関すること。
2	第2条第9号	指定公共機関から委任された業務について、防災業務計画を作成すること。
3	第6条第1項	地方公共団体の防災計画の作成等が円滑にされるよう協力すること。
4	第6条第2項	それぞれの業務を通じて防災に寄与しなければならないこと。
5	第15条第5項第7号	役員等が都道府県防災会議の委員となりうること。
6	第15条第7項	職員が都道府県防災会議の専門委員となりうること。
7	第46条第2項	災害予防を実施しなければならないこと。
8	第47条	防災に関する組織を整備しなければならないこと。
9	第47条の2	防災教育の実施に努めなければならないこと。
10	第48条	防災訓練を行わなければならないこと。
11	第49条	物資等の備蓄をしなければならないこと。
12	第49条の2	相互応援の協定の締結等円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
13	第49条の3	物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めること。

	条項	概要
14	第 50 条第 2 項	従事者の安全の確保に十分配慮し、災害応急対策を実施しなければならないこと。
15	第 51 条	災害に関する情報の収集及び伝達等に努めなければならないこと。
16	第 80 条第 1 項	応急措置等を実施しなければならないこと。
17	第 80 条第 2 項	指定行政機関の長等に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができること。
18	第 86 条の 6	災害が発生したときは遅滞なく避難所を供与するとともに、避難所に滞在する被災者等の生活環境の整備に必要な措置を講ずること。
19	第 86 条の 7	避難所以外の場所に滞在する被災者についても、生活環境の整備に必要な措置を講ずること。
20	第 86 条の 17	指定行政機関の長等と物資等の供給に関し、相互に協力するよう努めること。
21	第 86 条の 18	都道府県知事の要請により物資等の運送を行うこと。
22	第 87 条	災害復旧を実施しなければならないこと。
23	第 91 条	災害予防及び災害応急対策に必要な費用を負担すること。

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

(昭和 37 年 12 月 24 日条例第 35 号)

改正 (昭和 56 年 7 月 8 日条例第 31 号)

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事項を定めるものとする。

(損害補償)

第 2 条 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 71 条の規定による従事命令又は協力命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなったときは、災害救助法施行令 (昭和 22 年政令第 225 号) の扶助金に係る規定の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 7 月 8 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県地震防災推進条例

平成16年3月26日

条例第2号

改正 令和四年三月二五日条例第一三号

愛知県地震防災推進条例をここに公布する。

愛知県地震防災推進条例

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 行動計画（第九条）

第三章 地震防災に関する啓発活動等（第十条―第十四条）

第四章 地震に強いまちづくり（第十五条―第十七条）

第五章 帰宅困難者等に対する支援等（第十八条―第二十条）

第六章 地震災害の拡大の防止等（第二十一条―第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災に関し、県、県民、事業者等の責務及び市町村の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めること等により、県、市町村、県民、事業者等が一体となって地震防災に取り組む防災協働社会の形成を推進し、もってすべての県民が安心して暮らすことができる地震災害に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地震災害 地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- 二 地震防災 地震災害を未然に防止し、地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び地震災害の復旧を図ることをいう。
- 三 東海地震に係る警戒宣言 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条第一項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

（県の責務）

第三条 県は、地震防災に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村、自主防災組織、ボランティアその他地震防災に係る関係機関と連携して、地震防災に関する施策の推進に取り組むものとする。

（市町村の役割）

第四条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織、ボランティアその他地震防災に係る関係機関と連携して、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するための施策の推進に努めるものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、地震が発生したとき及び地震津波が襲来したとき並びに東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき（以下「地震発生時等」という。）に備え、地震防災に関する知識の習得に努めるとともに、自己の安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めなければならない。

- 一 建築物その他の工作物の耐震性の確保
- 二 家具の転倒防止
- 三 出火の防止
- 四 初期消火に必要な用具の準備
- 五 食料、飲料水及び医薬品の確保

六 避難場所及び避難所（以下「避難地」という。）の位置、避難の経路及び方法並びに家族間の連絡方法の確認

七 その他地震発生時等に備え、自己の安全を確保するため必要となる事項

2 県民は、地域の地震防災の活動を円滑に行うため、自主防災組織が行う防災訓練その他の活動に積極的に参加するとともに、地震発生時等においては、地域の地震防災の活動に参加する等相互に協力し、助け合うよう努めなければならない。

3 県民は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、地震発生時等に備え、その事業活動に関して地震災害の発生を防止するため、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 地震防災の活動の責任者を定め、その他地震防災の活動に関する組織を整備すること。

二 地震発生時等の地震防災の活動において従業員がとるべき行動を明確にし、及び従業員を防災訓練、地震防災に関する研修等に積極的に参加させること。

三 事業の用に供する建築物その他の工作物の耐震性を確保すること。

四 初期消火及び負傷者等の救出救護のための資材及び機材を整備し、並びに食料及び飲料水を備蓄すること。

2 事業者は、その事業所が存する地域の自主防災組織が行う活動に協力する等地域の地震防災の活動に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

（自主防災組織の責務）

第七条 自主防災組織は、地震発生時等に備え、多くの住民の積極的な参加による組織の充実に努めるとともに、地域の住民の安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 地震防災に関する知識を地域の住民に普及させること。

二 地震災害に関する地域の危険度、災害危険箇所、避難地の位置等の地域の状況を把握し、地域の住民に周知させること。

三 防災訓練を実施すること。

四 初期消火、負傷者等の救出救護その他の地震防災用の資材及び機材を整備し、及び点検すること。

2 自主防災組織は、地震発生時等においては、情報の収集及び伝達、住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給食及び給水、災害危険箇所の巡視その他の地域における地震防災の活動を行うよう努めなければならない。

3 自主防災組織は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

（ボランティアによる活動）

第八条 地震防災の活動を行うボランティアは、県及び市町村と連携して活動を行うことにより、地震防災の活動が効果的に行われるよう努めなければならない。

第二章 行動計画

（行動計画）

第九条 知事は、地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災の施策の実施に関する総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地震防災に関する施策に係る目標

二 地震防災に関する施策の内容

三 前二号に定めるもののほか、地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 知事は、行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前項の規定は、行動計画の変更について準用する。

第三章 地震防災に関する啓発活動等

(地震防災に関する知識の普及等)

第十条 県は、県民が地震発生時等に備え、適切な対策を講ずることができるようにするため、市町村、自主防災組織、ボランティア等と連携して、地震防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(地震防災に関する教育の実施)

第十一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）においては、生徒、児童及び幼児が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震発生時等において自己の安全を確保するための適切な対応ができるようにするため、地震防災に関する教育の実施に努めなければならない。

(防災訓練の実施)

第十二条 県は、市町村、県民、事業者、自主防災組織その他地震防災に係る関係機関と連携して、積極的に防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(あいち地震防災の日)

第十三条 県民、事業者及び自主防災組織の地震防災に関する理解を深めるとともに、県民、事業者及び自主防災組織による地震発生時等に備えた地震防災の活動の一層の充実を図るため、あいち地震防災の日を設ける。

2 あいち地震防災の日は、知事が定める。

3 あいち地震防災の日には、県民、事業者及び自主防災組織は、第五条第一項各号に掲げる事項について講じた対策又は第六条第一項各号若しくは第七条第一項各号に掲げる措置の状況を点検し、及びその一層の充実を図るよう努めるものとする。

(人材の育成)

第十四条 県は、自主防災組織及びボランティアによる地震防災の活動が効果的に行われるようにするため、市町村等と連携して、防災リーダー（自主防災組織による地震防災の活動において適切な指示を与える等当該自主防災組織等の中で中心的役割を担う者をいう。）及び防災ボランティアコーディネーター（ボランティアによる地震防災の活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整等を行う者をいう。）の育成に努めるものとする。

第四章 地震に強いまちづくり

(地震に強いまちづくりの推進)

第十五条 県は、市町村その他関係行政機関と連携して、道路、公園、河川、港湾等の都市基盤施設の整備、市街地の面的な整備、公共施設の耐震化及び不燃化、地震防災に配慮した土地利用への誘導等を通じて、地震に強いまちづくりを推進するものとする。

(建築物の耐震性の確保)

第十六条 建築物の所有者は、当該建築物が地震により倒壊すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資等の輸送を阻害することがないようにするため、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その診断結果に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(屋外工作物の耐震性の確保)

第十七条 屋外に広告板、自動販売機等の工作物を設置し、又は設置しようとする者は、当該工作物が地震により落下し、転倒すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資等の輸送を阻害することがないようにするため、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該工作物を定期的に点検し、その耐震性を維持するよう努めなければならない。

第五章 帰宅困難者等に対する支援等

(帰宅困難者等に対する支援)

第十八条 県は、市町村その他地震防災に係る関係機関と連携し、東海地震に係る警戒宣言が発せられ、又は地震災害が発生したことによって、長期間にわたり交通機関が停止し、又は道路における車両の通行が禁止されること等により、帰宅することが困難となり、又は旅行途中で目的地に到達することが困難となった者（次条において「帰宅困難者・滞留旅客」という。）が徒歩により円滑に帰宅し、又は避難するために必要な情報の提供、食料及び飲料水の確保その他必要な対策を講ず

るものとする。

(避難者の相互協力)

第十九条 避難地において避難生活を送る地域の住民及び帰宅困難者・滞留旅客は、互いに助け合い、協力して、自主的に共同生活を営むよう努めなければならない。

(要配慮者対策の支援)

第二十条 県は、市町村等が実施する高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等で地震発生時等に特別な配慮を要する者に対する避難誘導、介護支援その他の対策を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

一部改正〔令和四年条例一三号〕

第六章 地震災害の拡大の防止等

(緊急通行車両等の通行の確保等)

第二十一条 県民は、地震発生時等において、災害対策基本法、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、救急患者の搬送、緊急物資の輸送等に係る緊急通行車両及び高齢者、障害者、傷病者等の避難のための車両の通行の確保に協力するよう努めなければならない。

2 県は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合に行われる車両の通行の禁止又は制限について、あらかじめ周知させる措置を講ずるものとする。

(事前避難)

第二十二条 県民は、災害対策基本法その他の法令の規定に基づき市町村長等が発する避難の指示その他地震災害に関する情報に留意し、事前に避難するよう努めるとともに、地震の発生から相当時間経過後に襲来する津波及び連続して発生する可能性のある大規模地震、余震等に備え、市町村長等が避難の指示の解除を行うまでの間、避難を継続するよう努めなければならない。

一部改正〔令和四年条例一三号〕

(危険度判定)

第二十三条 地震動により被害を受けた建築物及び宅地（以下「被災建築物等」という。）の所有者及び管理者は、当該被災建築物等が余震等により倒壊すること等により生ずる災害を防止するため市町村が実施する危険度判定（被災建築物等の危険度の応急的な判定をいう。）に協力するよう努めるとともに、その判定結果に応じ、避難し、又は応急の補強等の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

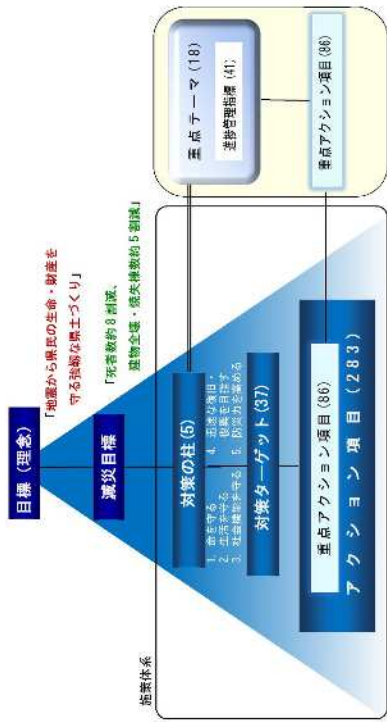
2 この条例の施行の際現に知事が地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定している地震防災の施策の実施に関する総合的な計画（あいち地震対策アクションプラン）は、第九条第一項の規定に基づき策定された行動計画とみなす。

附 則（令和四年三月二十五日条例第十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

第3次あいち地震対策アクションプランの概要

概念図



※：1内は各案の項目数

◆推進・普及啓発 進化するアクションプラン

- ・フォローアップの仕組みの確立
- ・進捗管理指標の設定（2018年8月～）
- 住宅の耐震化率 85%（2011年度（平成23年度）） → 95%（2025年度（令和7年度）まで）
- 家具の固定率 56%（2013年度（平成25年度）） → 65%（2023年度（令和5年度）まで）
- 等41項目
- ・愛知県防災対策有識者懇談会を活用した定期的な検証
- ・多様な視点からの地震防災対策の点検
- ・継続的な検討・議論の場の設置

アクションプランの普及・啓発

- ・「あいち防災協働社会推進協議会」とも連携した普及・啓発
- ・子どもから大人まで、幅広い層に対する地震防災についての意識・理解の浸透

◆防災・減災対策の効果

対策の実施による減災効果

第3次アクションプランの対策の実施で見込まれる減災効果により減災目標を達成

見込まれる減災効果

- ・建物の耐震化による全壊棟数（揺れ）及び死者数（建物倒壊等）の減少
- ・建物の耐震化による死者数（浸水・津波からの自力脱出困難）の減少
- ・家具等の転倒・落下防止対策の実施による死者数（屋内収容物移動等）の減少
- ・避難の迅速化による死者数（浸水・津波からの逃げ遅れ）の減少
- ・災害危険度の高い地域からの移動（建替・移転等）による全壊棟数及び死者数（各種要因）の減少 など

対策の実施による経済的な効果

減災目標の達成により見込まれる、経済被害に対する減災効果

想定	減災目標の達成後
直接的経済被害	約13,860億円
間接的経済被害	約3,000億円
	約2,220億円

※本県被害予測調査において定量的に想定された経済被害に対する減災効果

◆第3次アクションプラン策定の背景・ポイント

第3次アクションプラン策定の背景

- ・東日本大震災の教訓
- ・南海トラフ沿いで発生する大規模な地震に係る新たな被害想定
- ・複数の地震・津波規模を考慮

第3次アクションプランのポイント

- ・東日本大震災を踏まえた本県被害予測調査（愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査、2014年5月公表）に基づく地震対策の行動計画
- ・過去地震最大モデルの想定を、対策を進める上での軸としつつ、理論上最大想定モデルの想定についても「命を守る」観点で補足的に参照
- ・5つの対策の柱を中心とし、新たな実施体系を構築
- ・計画期間 2015年度（平成27年度）～2023年度（令和5年度）
- （2017年3月）熊本地震の課題検証を踏まえた改訂
- （2018年8月）3年間のフォローアップ等を踏まえた改訂
- （2021年9月）6年間のフォローアップ等を踏まえた改訂

◆目標及び実施体系

目標（理念） 地震から県民の生命・財産を守る強靱な県づくり

減災目標

本県被害予測調査結果（過去地震最大モデルの想定）に対して「減災目標」を設定

死者数	約6,400人→約1,200人	(約8割減)
建物の全壊・焼失棟数	約94,000棟→約47,000棟	(約5割減)

実施体系

- 5つの対策の柱 37の対策ターゲット 267のアクション項目
- (2017.3改訂) 対策ターゲット 36 → 37 アクション項目 243 → 254
- (2018.8改訂) アクション項目 254 → 267
- (2021.9改訂) アクション項目 267 → 283

重点テーマ

東日本大震災の教訓及び本県被害予測調査の結果等を踏まえ、4つの視点により18の重点テーマを設定し、283のアクション項目のうち、目標（理念）を達成するために特に重要な86のアクション項目（重点アクション項目）を位置付け

- (2018.8改訂) 重点アクション項目 69 → 83
- (2021.9改訂) 重点アクション項目 83 → 86

- 視点1. 被害予測調査の結果を踏まえ、減災効果を高める
- 視点2. 東日本大震災における課題等への対応を充実する
- 視点3. 日本の成長をリードするあいちの産業を守る
- 視点4. 防災・減災の主流化・日常化を進め、防災協働社会を構築する

あいち地震防災の日

平成16年6月11日
告示第510号

愛知県地震防災推進条例（平成16年愛知県条例第2号）第13条第2項の規定に基づき、あいち地震防災の日を11月の第2日曜日と定める。

自主防災組織設置推進要綱

1 趣 旨

大規模災害が発生した場合には、火災の同時多発、道路の寸断、建物の倒壊、河川の氾濫、消火栓施設の損壊等のため防災関係機関による消防防災活動の機能が著しく減退することが考えられる。

このような事態に備えて、災害による被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民又は施設の関係者による自主的、組織的な防災活動に負うところが大きい。

このため、災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域住民又は施設の関係者による自主的な防災組織の設置を推進するものとする。

2 設置推進機関

災害対策基本法第5条第2項に基づき、市町村が推進するものとする。

なお、防災関係機関は、有機的連携のもとに市町村の設置推進活動に積極的に協力するものとする。

3 設置推進する自主防災組織

(1) 地域の自主防災組織

住民の各地域における自発的な防災組織

(2) 施設の自主防衛組織

大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自発的な防災組織

4 地域の自主防災組織の設置

(1) 自主防災組織の重点推進地区

全県的に設置を推進するが、特に次の被災危険の高い地域に重点をおいて推進を図るものとする。

ア 木造家屋の集中している地域

イ 消防水利の不足している地域

ウ 道路事情等により消防活動の困難な地域

エ 大雨等により災害の可能性が比較的高い地域

(2) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進するものとする。

ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次のような方法等により組織づくりをするものとする。

ア 町内会、自治会等の自治組織に町内会活動の一環としての防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 防犯協会、防火協会等何等かの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

ウ 婦人団体、青年団体、P・T・A等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

5 施設の自主防災組織の設置

(1) 設置推進施設

次の施設を対象に設置の推進を図るものとする。

- ア 高層建築物、地下街、劇場、百貨店、旅館、学校など多数の者が利用する施設
- イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等の製造所、貯蔵所又は取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所で組織的に防災活動を行う必要がある施設

なお、法令により防火管理者等をおき、消防計画等を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、その防災活動の充実強化を図って自主防災体制を整備するものとする。

(2) 複合用途施設の自主防災組織

同一施設内に複数の事業所が所在する雑居ビル等の施設において、個々の事業所が独自に自主防災組織を設置することが効率的でない場合は、これらの事業所が共同して自主防災組織を設けることが望ましい。

(3) 防災責任者の設置

施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として防災責任者を置かせるものとする。ただし、法令に基づいてこれと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者をして防災責任者とすることができるものとする。

6 自主防災組織の連絡機構

地域の自主防災組織の区域内に施設の自主防災組織が存在する場合、又は、同一施設に複数の自主防災組織が存在する場合には、これらの組織の活動を調整するため連絡機構を設けることが望ましい。

7 自主防災組織の設定推進活動

市町村は、設置の推進を図るため防災関係機関との連携をはかりながら、次の活動を実施する。

(1) 広報活動

隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

(2) 防災教育

町内会長等地域の防災指導者及び施設の管理者を対象に、自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害並びに防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

また、地域での防災の予防・啓発に努め、いざというときに組織の中心になって活動することができる自主防災組織リーダーの育成を図る。

8 自主防災組織に対する援助

(1) 市町村

ア 自主防災組織が整備する防災資機材の備蓄に関し、積極的な援助に努めるものとする。

イ 自主防災組織が実施する防災訓練に対し指導するとともに、訓練用資機材の提供等援助に努めるものとする。

(2) 県

市町村の自主防災組織の設置推進活動及び自主防災組織に対する援助について、積極的に指導及び援助に努めるものとする。

(3) その他の防災関係機関

市町村の自主防災組織の設置推進活動に対し、積極的に協力すること。

附 則

この要綱は、昭和 49 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 31 日から施行する。

1 愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱

(趣旨)

第1 本県の地域に係る大地震、台風等の災害に関し、災害応急対応の実施に必要な人員が不足した場合において、県内外のできる限り多くのNPO・ボランティア等に迅速に正確な情報を電子メールで伝え、協力を得て災害応急対応を実施することを目的として、愛知県防災NPO・ボランティア等（以下「防災ボランティア等」という。）のグループ登録制度を設け、その実施について必要な事項を定める。

(防災ボランティア等のグループ登録)

第2 防災ボランティア等のグループ登録は、県に次に掲げる事項を電子メールにより申請（参考様式1）して、行うものとする。

(1) グループ名、代表者の氏名及び電子メールアドレス

(2) グループ活動員数

(3) 活動の内容

ア 一般作業

炊出し、清掃、救援物資の整理等危険を伴わない作業

イ 特殊作業

特殊車両の運転免許、アマチュア無線通信等特殊な資格、技術を要する作業

(4) 活動可能な地域

2 県は、登録が完了した場合は、電子メールにて完了したことを連絡する。

(登録の変更及び削除)

第3 登録グループは、その代表者、連絡先等に変更があったときは、速やかに県に電子メールにより、変更申請を行う。（参考様式2）

2 県は、登録の変更が完了した場合は、電子メールにて完了したことを連絡する。

3 県は、登録グループについて、不適格と認められる事実を認め、登録が適切ではないと判断した場合には、台帳から登録を削除することができる。

(活動に対する報酬及び費用弁償)

第4 登録グループは、防災ボランティアとしての活動に対して、報酬及び費用弁償を請求することはできない。

(情報の提供)

第5 県は、登録グループに対し、その防災知識及び技術の向上を図るため、防災に関する研修、訓練等の機会を周知し、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、昭和57年12月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年10月20日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 10 月 28 日から施行する。

(様式1)

愛知県防災ボランティアグループ登録申込書

年 月 日

愛知県知事殿

グループ名
代表者氏名

下記のとおり登録を申し込みます。

1	グループ名	
2	代表者氏名	
3	代表者連絡先	E-mail :
4	グループ 活動員数	人
5	活動の内容	(ア又はイのいずれかを○で囲み、イの場合は資格等の名称を記入してください。) ア 一般作業…炊出し、清掃、救援物資の整理等危険を伴わない作業 イ 特殊作業…特殊車両の運転免許、アマチュア無線通信等 特殊な資格、技術等を要する作業 〔 〕
6	活動の地域	(グループが活動できる範囲内の市町村名等を列記してください。)
7	その他参考事項	(グループの性格、登録申込の動機その他特記すべき事項について記入してください。)
※ 受 付 欄		※ 登 録 番 号
		※ 登 録 年 月 日

※欄には記入しないこと。

(様式2)

愛知県防災ボランティアグループ登録変更届

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

グループ名

代表者氏名

登録証番号

下記のとおり登録事項を変更します。

変 更 事 項	新	旧

変更理由

愛知県災害ボランティア活動推進要綱

(目的)

第1 この要綱は、大規模な災害が発生したときに備えて、ボランティア団体の協力のもとに、被災地住民の速やかな自立支援を行うボランティア活動が効果的に展開されるために、必要な施策を推進することを目的とする。

(地域防災計画)

第2 県は、ボランティアが効果的に活動するために必要な施策については、地域防災計画に反映させるように努めなければならない。

2 前項の場合においては、ボランティアの自主性、主体性を尊重するように努めなければならない。

(ボランティア施策)

第3 第1の目的を達成するため、ボランティア施策として次の施策を行う。

- 一 ボランティアの受入体制の整備
- 二 ボランティアのネットワーク化の推進
- 三 防災関係機関担当者及び各種ボランティアリーダーの研修会等の開催
- 四 防災ボランティアグループの登録
- 五 防災とボランティアの日及び防災とボランティア週間の啓発事業の実施
- 六 ボランティアの活動環境の整備
- 七 ボランティア参加意識の啓発
- 八 総合防災訓練へのボランティアの参加の促進
- 九 その他必要な施策

(協定)

第4 県とボランティア団体は、ボランティアの受入体制の整備やネットワーク化の推進などに必要な事項について協定を行うものとする。

(コーディネーター養成講座の開催)

第5 ボランティアの受入れやその支援を円滑に行うコーディネーターを確保するために、研修会を開催する。

2 前項を実施するために、愛知県ボランティアコーディネーター養成講座開催要領を別に定める。

(ボランティア防災連絡会の設置)

第6 ボランティア相互のネットワークづくりを支援し、ボランティアと行政とのパートナーシップと協力のもとに、安全な地域づくりを推進するために、連絡会を設置する。

2 前項を実施するために、愛知県ボランティア防災連絡会設置要領を別に定める。

(防災関係機関担当者等の研修会等の開催)

第7 ボランティアと市町村行政等との円滑な関係づくりや相互交流を進めるために、防災関係機関担当者や各種ボランティアリーダーの研修会や交流会を開催する。

(防災ボランティアグループの登録)

第8 災害時の応急措置実施に必要な人員が不足した場合に、防災知識及び技術を有する県民の協力を得て迅速かつ的確に応急措置を実施することを目的として愛知県防災ボ

ランティアグループ登録制度を実施する。

2 防災ボランティア登録の運用については愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱による。

(防災とボランティアの日等の啓発行事)

第9 災害時におけるボランティア活動や自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として、「防災とボランティアの日（1月17日）」及び「防災とボランティア週間（1月15日から21日まで）」の啓発行事を行う。

(ボランティア活動の環境整備)

第10 ボランティアが活動しやすい環境づくりを進めるために、災害時におけるボランティアの被害救済制度の充実の他、自主的なボランティア活動が円滑に効果的に推進できるような各種制度の促進を図る。

(ボランティア参加への啓発)

第11 ボランティア参加意識の促進や活動を定着するために必要な啓発等を行う。

(委任)

第12 この要綱に定めるほか、この要綱を実施するために必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年11月26日から施行する。

防災のための愛知県ボランティア連絡会設置要綱

(目 的)

第1 災害時におけるボランティア活動を円滑に推進するために重要となる、平常時からの顔の見える関係づくりとネットワーク化の推進を図ることを目的として、ボランティア団体又はボランティア支援団体等（以下「ボランティア団体等」という。）と愛知県（以下「県」という。）は、防災のための愛知県ボランティア連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(会 員)

第2 連絡会は、第1の目的に賛同するボランティア団体等と県を会員として構成するものとする。

(活動内容)

第3 連絡会は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) ボランティア団体等と県の相互の情報の交換と交流
- (2) 県の実施するシンポジウム、研修会等の防災ボランティア事業に関する意見交換
- (3) 広域ボランティア支援本部運営のための検討
- (4) ボランティア団体等相互及び行政とのネットワーク化のあり方についての検討
- (5) その他ボランティア活動の推進に関する事項についての検討

(会 議)

第4 連絡会の会議は、原則として3月、6月、9月、12月に開催するものとする。
2 会議の座長は、出席会員の互選とする。

(庶 務)

第5 連絡会の庶務は、防災安全局防災部防災危機管理課が行うものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めのない事項は、連絡会でその都度協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年6月29日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行するものとする。

防災ボランティア活動基金条例

(令和3年3月26日 条例第3号)

(設置)

第1条 ボランティアによる防災活動の促進に必要な財源を確保するため、防災ボランティア活動基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(基金への繰入れ)

第3条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、全て基金に繰り入れなければならない。

(運用)

第4条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、ボランティアによる防災活動の促進のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

防災ボランティア活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 防災ボランティア活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、防災ボランティア活動基金を活用し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）が、次に掲げる助成金を交付する事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する際に要する経費を、県が補助することにより、ボランティアによる防災活動を促進させることを目的とする。
防災ボランティア活動支援事業

(補助対象経費等)

第3条 補助事業者が行う補助対象事業のうち知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、区分、基準額、対象経費、補助率は、別表1のとおりとする。

(事業実施計画の提出等)

第4条 補助事業者は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、事業実施計画書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。
2 知事は、前号の書類の提出があった場合、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の内示を行うものとする。

(申請手続)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、補助金交付申請書（様式第2号）のとおりとする。

(交付決定の通知)

第6条 規則第6条による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事前着手届)

第7条 規則第4条による交付決定前に補助対象事業に着手をしようとするときは、事前着手届（様式第4号）を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条に規定する申請の取下げは、交付申請取下書（様式第5号）を知事に提出するものとする。
2 前項に規定する書類の提出期限は、交付決定を受けた日から起算して30日以内とする。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における、補助目的を損なわない事業計画の細部の変更については、この限りでない。
2 知事は、前項の承認をする場合は、計画変更交付決定通知書（様式第7号）により行うものとし、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により行うものとする。

（事業遅延の報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、その理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出し、知事の指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、事業実績報告書（様式第10号）のとおりとする。

2 前項の事業実績報告書の提出期限は補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定通知）

第13条 規則第14条により確定した補助金の額は、補助金の額の確定通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助事業者は、前条による額の確定通知書を受領後、速やかに請求書（様式第12号）を提出するものとする。

2 知事は、前項の請求書に基づき、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第15条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、概算払請求書（様式第13号）を知事に提出するものとする。

（書類の提出部数）

第16条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

（雑則）

第17条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

別表 1

補助事業者	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会			
補助対象事業	防災ボランティア活動支援事業			
補助対象経費	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
	a. 事業費	知事が必要と認める額	防災ボランティア活動支援事業における助成金	10/10
	b. 事務費	知事が必要と認める額 (a. 事業費の 5/100 を上限とする。)	防災ボランティア活動支援事業を行うために必要な次に掲げる経費 給料 (臨時職員、非常勤職員のみ) 職員手当等 (時間外勤務手当)、報償費、旅費、需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料)、役務費 (通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料、賃借料	10/10

※ 別表 1 補助対象経費の第 1 欄に定める区分ごとに、第 2 欄に定める基準額、第 3 欄に定める対象経費の実支出額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額に、第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数を生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

防災ボランティア活動支援事業費補助金取扱要領

この要領は、防災ボランティア活動支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 17 条の規定に基づき、その運用に必要な事項を定めるものとする。

1 補助事業者に関する要件

補助事業者は、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法第 109 条第 1 項及び第 2 項に規定する社会福祉協議会、社会福祉法人並びに民法第 34 条に規定する公益法人に委託できるものとする。

2 補助対象事業に関する要件

補助事業者は、以下の各号で定める方法により補助対象事業を行わなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業等完了後、5 年間保存しておかななければならない。
- (2) 補助対象経費に係る事業費は、以下の各号で定める方法によらなければならない。

ア 対象となる災害

地域の内外からボランティアを受け入れるための災害ボランティアセンターが設置され、又は設置されることが見込まれる災害で、県が指定するものとする。

イ 対象者

以下の各号で定める条件をすべて満たす者とする。

- (ア) 5 人以上で活動する団体・グループであること。ただし、被災地が県外の場合、県内に拠点を置く団体・グループに限るものとする。
- (イ) 代表者の年齢が 18 歳以上であること（年齢は申請時点）。活動参加者全員が 18 歳未満の場合は、18 歳以上の引率者があること。
- (ウ) 反社会的活動を行う団体・グループでないこと。

ウ 対象となる活動

以下の各号をいずれも満たすこと。

- (ア) 復旧期の被災者支援活動（被災者の住宅、宅地、農地等のがれき等の撤去、泥かき及び被災者の生活支援等）。ただし、業務で被災者支援活動を行う場合及び宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とする場合は、対象外とする。
- (イ) 県が指定する災害ボランティアセンター等が内容を証明できるボランティア活動

エ 助成額

1 団体・グループ当たり上限 20 万円（千円未満切捨て）とする。ただし、同一災害における同一年度内の申請は 1 回を限度とする。また、他の助成制度との併用は認めるが、同一の助成対象経費に対し助成金を二重に受け取ることはできないこととし、災害の発生状況を踏まえ下限を設けることがある。

オ 助成対象経費

- (2) のウの活動を行うために要する以下の経費とする。

(ア) 交通費

- a 貸切バス利用（運転手込み、燃料代込み）の場合の利用料及び高速道路使用料（ただし、申請による減免が受けられない場合に限る。）

- b レンタカー利用の場合の利用料、高速道路使用料（ただし、申請による減免が受けられない場合に限る。）及び燃料代（実費）
- c マイカー利用の場合の高速道路使用料（ただし、申請による減免が受けられない場合に限る。）及び燃料代（実費）。ただし、マイカー利用の場合は1台当たり3名以上の乗車を原則とし、団体・グループの人数を3で除した数（小数点以下切り上げ）の台数まで認めるものとする。
- d 公共交通機関利用の場合の出発地から被災地までの合理的かつ経済的な往復経路に係る交通費

(イ) 宿泊費

宿泊は1実働日ごとに1泊までとし、1人当たり9,500円/日を上限とする。宿泊費に食事代が含まれている場合は、食事代を減額するものとし、食事代の明記がない場合は朝食800円、夕食1,700円を減じた額とする。

(ウ) 活動費（県内で発生した災害の場合のみ）

ボランティアが被災者支援活動のために小型重機又は軽トラックを持参して活動した場合、借上料相当額として小型重機1台当たり3,000円/日、軽トラック1台当たり1,000円/日及び燃料代（実費）を助成する。（ただし、災害復旧事業等補助金による補助が受けられない場合に限る。）

- (3) 補助対象経費に係る事務費のうち、給料及び職員手当等については、以下の各号で定める方法によらなければならない。

ア 給料

防災ボランティア活動支援事業費補助金業務の遂行にあたり新たに雇用した臨時職員、非常勤職員にかかる給与とする。

イ 職員手当等

防災ボランティア活動支援事業費補助金業務の遂行にあたり新たに雇用した臨時職員、非常勤職員にかかる時間外勤務手当及び、正規職員のうち防災ボランティア活動支援事業費補助金業務の遂行にあたり発生した時間外勤務手当とする。

- 3 この要領に定めるもののほか、防災ボランティア活動支援事業の実施に関して必要な事項は、別途補助事業者と協議して定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

(様式第1号)

防災ボランティア活動支援事業費補助金実施計画書

番 号
年 月 日

愛知県知事 様

申請者

防災ボランティア活動支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、別紙（様式第2号別紙3）のとおり事業計画書を提出します。

【連絡先】

担当課名 _____

担当者職・氏名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

電子メール _____

(様式第2号)

防災ボランティア活動支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事 様

申請者

防災ボランティア活動支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、標記補助金の交付につき下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 防災ボランティア活動支援事業費補助金所要額調書 (様式第2号別紙1)
- (2) 防災ボランティア活動支援事業費補助金支出予定額内訳書 (様式第2号別紙2)
- (3) 防災ボランティア活動支援事業費補助金事業計画書 (様式第2号別紙3)
- (4) 補助事業に係る収入支出予算 (見込) 書 (抄本)

(様式第3号)

防災ボランティア活動支援事業費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 会長 様

愛 知 県 知 事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった防災ボランティア活動支援事業費補助金については、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）（以下「規則」という。）第4条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 補助金の額

金 円

2 その他

補助対象事業の実施にあたっては、規則及び防災ボランティア活動支援事業費補助金交付要綱を守ること。

(様式第4号)

防災ボランティア活動支援事業費補助金事前着手届

番 号
年 月 日

愛知県知事 様

申請者

年度において実施を要望する当事業について、交付決定前に着手しますので届け出ます。
なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

1 事前着手の理由

2 事前着手年月日 年 月 日

3 添付書類

防災ボランティア活動支援事業費補助金支出予定額内訳書（様式第2号別紙2）

(様式第5号)

防災ボランティア活動支援事業費補助金交付申請取下書

番 号
年 月 日

愛知県知事 様

申請者

年 月 日付け 防危 第 号で補助金交付決定のありました 年度防災
ボランティア活動支援事業費補助金について、下記のとおり交付申請を取下げます。

記

1 交付申請書の提出年月日及び文書番号

2 交付申請額 円

3 取下げの理由

(様式第6号)

防災ボランティア活動支援事業費補助金計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事 様

申請者

年 月 日付け 防危 第 号で補助金交付決定のありました 年度防災ボランティア活動支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更する内容

2 変更する理由

3 交付申請額

既交付決定額 円

今回変更申請額 円

差引増減額 円

4 添付書類

- (1) 防災ボランティア活動支援事業費補助金所要額調書(変更後)(様式第2号別紙1)
- (2) 防災ボランティア活動支援事業費補助金支出予定額内訳書(変更後)(様式第2号別紙2)
- (3) 補助事業に係る収入支出予算(見込)書(抄本)

(様式第7号)

防災ボランティア活動支援事業費補助金

計画変更交付決定通知書

番 号
年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 会長 様

愛 知 県 知 事

年 月 日付け 第 号で変更申請のありました 年度防災ボランティア活動支援事業費補助金については、下記のとおり交付の変更を決定したので通知します。

記

1 補助金の額

(変更前) 円

(変更後) 円

2 その他

補助対象事業の実施にあたっては、規則及び防災ボランティア活動支援事業費補助金交付要綱を守ること。

(様式第8号)

防災ボランティア活動支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事 様

申請者

年 月 日付け 防危 第 号で補助金交付決定のありました 年度防災ボランティア活動支援事業費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので申請します。

記

1 中止（廃止）する事業

2 中止（廃止）する理由

3 中止する期間 年 月 日から 年 月 日まで
(廃止する年月日 年 月 日)

(様式第9号)

防災ボランティア活動支援事業費補助金中止（廃止）承認通知書

番 号
年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 会長 様

愛 知 県 知 事

年 月 日付け 第 号で中止（廃止）申請のありました 年度防災ボランティア活動支援事業費補助金については、その申請を承認します。

(様式第10号)

防災ボランティア活動支援事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

愛知県知事 様

申請者

年 月 日付け 防危 第 号で補助金交付決定のありました 年度防災ボランティア活動支援事業費補助金について、下記のとおり実績を報告します。

記

1 事業実績額 金 円

2 事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 防災ボランティア活動支援事業費補助金精算書 (様式第10号別紙1)
- (2) 防災ボランティア活動支援事業費補助金支出済額内訳書 (様式第10号別紙2)
- (3) 防災ボランティア活動支援事業費補助金実績報告書 (様式第10号別紙3)
- (4) 補助事業に係る収入支出決算 (見込) 書 (抄本)

(様式第11号)

防災ボランティア活動支援事業費補助金額の確定通知書

番 号
年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 会長 様

愛 知 県 知 事

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった防災ボランティア活動支援事業費補助金については、交付決定の内容及びその条件に適合していますので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第14条の規定により、下記のとおり額を確定します。

記

補助金の額

金 円

(様式第12号)

防災ボランティア活動支援事業費補助金請求書

番 号
年 月 日

愛知県知事 様

申請者

年 月 日付け防危 第 号で補助金の額の確定がありました 年度防災ボランティア活動支援事業費補助金を、下記のとおり交付してください。

記

1 交付請求額 金 円

補助金の額の確定額	支払済額	今回請求額	差引残額
円	円	円	円

2 振込先

金融機関名：

預金の種類：

口座番号：

名義人：

(様式第13号)

防災ボランティア活動支援事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

愛知県知事 様

申請者

年 月 日付け防危 第 号で補助金交付決定のありました 年度防災ボランティア活動支援事業費補助金を、下記のとおり概算払してください。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払請求額 金 円

交付決定額	概算払済額	今回請求額	差引残額
円	円	円	円

3 振込先

金融機関名：

預金の種類：

口座番号：

名義人：

防災ボランティア活動支援事業費補助金所要額調査書

(単位:円)

区分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 (AからBを 差し引いた額) C (A - B)	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	選定額 (C、D、Eを 比較して 最も少ない額) F	補助所要額 (Fに補助率を 乗じて得た額) G	既交付決定額 H	差引 補助所要額 (GからHを 差し引いた額) I (G - H)
a. 事業費			0			0	0		0
b. 事務費			0			0	0		0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(様式第2号別紙2)

防災ボランティア活動支援事業費補助金支出予定額内訳書

(単位：円)

区分	支出予定額	積算内訳
a. 事業費		
b. 事務費		
合計	0	

防災ボランティア活動支援事業費補助金支出予定額内訳書

区分	a. 事業費
----	--------

(単位：円)

項目	支出予定額	積算内訳
(1) 交通費		
(2) 宿泊費		
(3) 小型重機、 軽トラック 借上料		
合 計	0	

防災ボランティア活動支援事業費補助金支出予定額内訳書

事業名	b. 事務費
-----	--------

(単位：円)

科 目	支出予定額	積 算 内 訳
給料（臨時職員、非常勤職員のみ）		
職員手当等（時間外勤務手当）		
報償費		
旅費		
需用費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
修繕料		
役務費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
委託料		
使用料		
賃借料		
合 計		

(様式第2号別紙3)

防災ボランティア活動支援事業費補助金事業計画書

(単位：円)

区分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 (AからBを 差し引いた額) C (A-B)	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	選定額 (C、D、Eを 比較して 最も少ない額) F	補助所要額 (Fに補助率を 乗じて得た額) G
a. 事業費			0			0	0
b. 事務費			0			0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

注) 1 b. 事務費 (G欄) は、事業費の5/100以内とする。

防災ボランティア活動支援事業費補助金実績報告書

1 対象となる災害

--	--

発生年月又は名称

(単位：円)

団体・グループ名	拠点(住所)		活動 日数	人数	交通費				宿泊費	借上料		計
	県内	県外			貸切バス	レンタカー	マイカー	公共交通機関		小型重機	軽トラック	
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注意事項 ・拠点(住所)欄は、県内又は県外に数字の「1」を記入すること。

地震体験車貸出要綱

(目的)

第1 この要綱は、県民が地震の疑似体験を通し、地震に対する知識と行動を身につけるため、愛知県が所有する地震体験車の貸出に係る必要事項を定める。

(貸出実施主体)

第2 地震体験車は、防災安全局長、東三河総局長及び西三河県民事務所長（以下「管理者という」。）が管理し、その貸出事務をそれぞれ行うものとする。

(借受者の範囲)

第3 管理者は、地震体験車を次の者に限り貸出すことができる。

- 1 県内の市町村（消防事務を行う一部事務組合及び広域連合を含む。）
- 2 その他知事が適当と認めた者

(無償貸出等)

第4 地震体験車の貸出は無償とする。また、地震体験車の使用を承認された者（以下「使用者」という。）は、地震体験車を転貸し、又は営利を目的とする行為に使用してはならない。

(貸出期間)

第5 地震体験車の貸出期間は、原則、1回につき1週間以内とする。

(使用の手続等)

第6 地震体験車を借り受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次により使用申請の手続きを行う。

- 1 申請者は使用申請の前に、管理者へ予約申込みを行う。
- 2 申請者は貸出日の1週間前までに、管理者に「地震体験車使用申請書」（別記様式第1号）を提出する。
- 3 管理者は、地震体験車の使用を認めたときは「地震体験車使用承認書」（別記様式第2号）を申請者に送付する。
- 4 使用者が、使用を取り消す場合は、速やかに管理者へ電話等により連絡する。
- 5 使用者は、地震体験車を借り受ける際に「地震体験車借用書」（別記様式第3号）を、当該地震体験車を保管する物品出納職員に提出する。

(講習)

第7 地震体験車を操作しようとする者は、必ず当該地震体験車の取扱いに関する講習を受けなければならない。

(運転、操作等)

第8 使用者が自団体の職員の中から指名した者以外の者は、貸出から返却までの間の地

震体験車の運転及び操作を行ってはならない。

なお、要綱第3第1号の団体における自団体の職員とは、地方公務員法第3条第2項で規定する一般職の職員とする。

(使用者の責務)

第9 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- 1 使用者は、地震体験車について、善良な管理者としての注意義務を負う。
- 2 使用者は、地震体験車の運転に際し十分に事故等の防止に努め、特に事故が多い駐車時には必ず誘導員を1名以上配置しなければならない。
- 3 使用者は、事故が生じたときは、直ちに管理者に報告し、その指示に従うこと。
- 4 地震体験車の使用により生じた損害賠償等一切の責任は、すべて使用者が負う。

(使用者の負担)

第10 使用者は、次の費用を負担しなければならない。

- 1 地震体験車の燃料費
- 2 貸出を受けている期間中に使用者の責により発生した事故等の修繕費

(貸出の中止)

第11 管理者は、事故等のやむを得ない理由があるときは、地震体験車の貸出を中止することができる。

(運転記録簿等)

第12 使用者は、地震体験車の運転記録簿（別記様式第4号）、運転前後の酒気帯び運転の有無確認記録表（様式第4-2号）及び仕業点検表（別記様式第5号）を、地震体験車の返却と同時に提出しなければならない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に愛知県知事が定める。

附 則

- この要綱は、昭和53年 8月10日から施行する。
この要綱は、昭和55年10月 1日から施行する。
この要綱は、平成 7年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成21年 3月 1日から施行する。
この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元年 7月 22日から施行する。

この要綱は、令和 2年 10月 28日から施行する。

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

様式第1号

(※)

下記のとおり依頼がありましたので、別紙により承認してよろしいか。						

第 号
年 月 日

(※1)

殿

機 関 名

代表者職氏名

地震体験車の使用について（依頼）

このことについて、下記のとおり申込みます。

記

使用物品		地震体験車1台			
借用期間		年 月 日()～		年 月 日()	
操作 責任者	所 属				
	職 氏 名		操作講習受講の有無	有・無	
使用行事名					
使用対象・人数					
使用日程 (保管場所)					
事 務 担当者	所 属				
	職氏名				
	連絡先電話番号				

(※1) 使用車両ごとに、県庁号は「愛知県防災安全局長」、東三河号は「愛知県東三河総局長」、西三河号は「愛知県西三河県民事務所長」と記入してください。

(※2) 印の部分は、記入しないでください。

(※2)

受領年月日	回答施行日
年 月 日	年 月 日

第 号
年 月 日

殿

(※)

地震体験車の使用について（回答）

年 月 日付け で依頼のありましたこのことについては、下記のとおり許可します。

記

使用物品	地震体験車1台		
借用期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）		
操作 責任者	所属		
	職氏名	操作講習受講の有無	有・無
使用行事名			
使用対象・人数			
使用日程 (保管場所)			
許可の条件	1 欄外に記載されている事項を守って使用する。 2 貸出期間は貸出日及び返却日を含めて1週間以内とする。		

(※) 使用車両ごとに、県庁号は「愛知県防災安全局長」、東三河号は「愛知県東三河総局長」、西三河号は「愛知県西三河県民事務所長」と記入してください。

【地震体験車の取扱いに関する注意事項】

- 1 「地震体験車貸出要綱」に従って使用する。
- 2 他の者に、転貸しない。
- 3 酒気をおびて、操作しない。
- 4 地震体験車のハウスに人を乗せて運転しない。
- 5 操作の際には、操作員1名、説明者1名、乗降補助者2名の要員を配備する。
- 6 特に夜間の保管は安全確保に注意する。
- 7 返却時には、必ず車内清掃を行う。

年 月 日

(※)

殿

機 関 名

代表者職氏名

地震体験車借用書

使用物品		地震体験車1台		
使用期間		年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
操作 責任者	所 属			
	職 氏 名		操作講習受講の有無	有・無
使用行事名				
使用対象・人数				
使用日程 (保管場所)				
事 務 担当者	所 属			
	職氏名			
	連絡先 電話番号			

(※) 使用車両ごとに、県庁号は「愛知県防災安全局防災部防災危機管理課出納員」、東三河号は「愛知県東三河総局出納員」、西三河号は「愛知県西三河県民事務所出納員」と記入してください。

運 転 記 録 簿

年 月 日

機 関 名

使用者職名

運転記録

借受前の走行距離	借受後の走行距離	運転走行距離	給油量
k m	k m	k m	ℓ

操作記録

日 付	操作地（会場）	操作時間	乗車人員	備 考

仕 業 点 検 表

年 月 日

機 関 名

使用者職氏名

	点 検 箇 所	項 目	点 検 結 果		
			異状無	異状有	要整備
1	ハンドル	著しい遊び又はガタはないか 異状な振れ、取られたり又は重くないか			
2	ブレーキ	ブレーキペダルの踏みしろは適当か ブレーキのききは十分か ブレーキの引きしろは適当か			
3	灯火装置	点滅具合はよいか 汚れ又は損傷はないか			
4	警音器	異状はないか			
5	方向指示器	異状はないか			
6	計器類	異状はないか			
7	検査証・工具	所定通りあるか			
8	タイヤ	タイヤの空気圧は適当か 異状な磨耗又は著しい損傷はないか			
9	車両の姿勢	車両が傾いていないか			
10	原動機	異音はないか、オイルはよいか 排気の色は不良ではないか			
11	耐震ハウス	異状な振れ、ガタはないか			
12	ハウス内備品	室内灯、テーブル、椅子、流し台・ガスコンロ（又は模型家具）、カーペット、すのこはそろっているか			
13	広報資機材等	マイクロホン、オーディオセット、震度表示器、モニターに異状はないか			
14	車両外側	凹みやキズなどはないか			
15	その他	【気がついた事項を記載】			

運転前後の酒気帯びの有無確認記録表

日付	運転者氏名	車両		確認者氏名	確認時刻	確認方法	検知器 使用	確認結果 (酒気帯び)	指示事項 その他必要な事項
		県庁号 東三河号	運転前			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	
		西三河号	運転後			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	
		県庁号 東三河号	運転前			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	
		西三河号	運転後			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	
		県庁号 東三河号	運転前			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	
		西三河号	運転後			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	
		県庁号 東三河号	運転前			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	
		西三河号	運転後			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	
		県庁号 東三河号	運転前			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	
		西三河号	運転後			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	
		県庁号 東三河号	運転前			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	
		西三河号	運転後			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	
		県庁号 東三河号	運転前			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	
		西三河号	運転後			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	
		県庁号 東三河号	運転前			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	
		西三河号	運転後			対面 / 電話 その他()	有 / 無	有 / 無	

※車両、確認方法、検知器使用及び確認結果(酒気帯び)については、該当するものに○をつけること。

防災啓発用資機材貸出要綱

(目的)

第1 県民の防災意識の高揚と防災体制の確立の推進を目的として、愛知県防災安全局防災部防災危機管理課が啓発用資機材を貸し出す場合について必要な事項を定める。

(啓発用資機材)

第2 啓発用資機材とは、別記啓発用資機材一覧表に定めるものとする。

(貸出実施主体)

第3 啓発用資機材の貸出しに関する事務は、愛知県防災安全局防災部防災危機管理課が行う。

(利用者の範囲)

第4 愛知県防災安全局防災部防災危機管理課長（以下「管理者」という。）は、次の各号に掲げる団体等が防災啓発活動を行う場合に啓発用資機材を貸し出すことができる。

- 1 県内の市町村（消防一部事務組合を含む。）
- 2 防災関係機関
- 3 公共的団体
- 4 自主防災組織（あいち防災リーダー含む。）
- 5 その他、管理者が適当と認めた者

(使用料)

第5 使用料は無料とする。

(貸出期間及び数量)

第6 貸出期間及び数量については次のとおりとする。

- 1 啓発用資機材の貸出期間は、原則1回につき2週間以内とする。ただし、管理者が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。
- 2 啓発用資機材の内、防災映画フィルム等については、貸出し本数は、原則1回につき2本までとする。その他については、必要最小限の数量とする。

(利用の手続等)

第7 啓発用資機材を借り受けようとする者は、次により利用申込みの手続きを行う。

- 1 電話等により、事前の予約申込みを行う。
- 2 利用日の1週間前までに、「啓発用資機材借用申請書」（別記様式第1号）を提出する。
- 3 啓発用資機材を借り受ける際には、物品貸付簿を記入する。

なお、啓発用資機材は、管理者の指示する場所で直接受領することとし、貸出しに伴う搬出及び返却に伴う搬入は、借り受けた者（以下「使用者」という。）が行うものとする。

(使用者の責務)

第8 使用者は、啓発用資機材に関し、次の事項を守らなければならない。

- 1 営利目的で使用してはならない。

- 2 第三者に譲渡、転貸してはならない。
- 3 善良な管理者としての注意義務を果す。
- 4 紛失、損傷したときは、速やかに管理者に報告し、その指示に従う。
- 5 啓発用資機材の使用により生じた損害賠償等一切の責任は、すべて使用者側が負う。

(使用者の負担)

第9 使用者は、次のものを負担しなければならない。

- 1 啓発用資機材の輸送費用
- 2 貸出しを受けている期間中に発生した紛失又は損傷した場合の原状回復費用
- 3 啓発用資機材の使用に際し必要となる消耗品

(貸出しの中止)

第10 管理者は、故障等のやむを得ない理由があるときは、啓発用資機材の貸出しの中止を命ずることができる。

2 使用者がこの要綱の規定に違反した場合は、貸出しを取り消すことができる。既に貸し出しているときは、管理者は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

3 前各号の場合において使用者に損害が生じても、県はその責めを負わない。

(使用報告書等)

第11 使用者は、啓発用資機材の使用報告書(別記様式第2号)を、啓発用資機材の返却と同時に提出しなければならない。

2 使用報告書には、使用した際の状況がわかる写真を添付すること。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

啓発用資機材一覧表

整理 番号	品 名	仕 様	保有数
1	地震シミュレーター	電動式ぶるる	2台
2	地震防災啓発用パネル	A2サイズ(1セット5枚) 阪神淡路大震災写真ほか	10セット
3	家具の固定サンプル	パネル式 サイズ1,800×1,800mm	1セット
4	パーテーションパネル	サイズ(1枚)900×1,800mm 1セット4枚	2セット
5	床(ステージ)	サイズ(1枚)900×1,800×50mm 1セット4枚	2セット
6	被災者マネキン(衣服着用)	布製フレキシブル	2体
7	転倒イメージ家具	カラーボックス2連結 サイズ900×900×300mm	2台
8	崩壊イメージ壁生地仕上げ	サイズ900×1,800mm	2台
9	角材	サイズ90×90×1,500mm 1セット4本	2セット
10	災害対策用資材箱	キャスター付き	2台
11	ボール		4本
12	万能オノ		4本
13	のこぎり		4本
14	ヘルメット		18個

15	転倒防止実演器具	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒防止金具取付用壁面 サイズ 900×1,650mm 1セット2枚 ・キャスター付きステージ サイズ 900×1,800×100mm ・家具(食器棚) サイズ 600×300×1,200mm ・テレビラック風ボックス サイズ 900×900×400mm ・薄型テレビ模型(32インチ) ・転倒防止ベルト ・転倒防止パイプ ・扉ロック 	2セット
16	下地探し実演器具	<ul style="list-style-type: none"> ・下地探し実演用壁掛けパネル サイズ 600×600mm ・下地探知機センサータイプ ・下地探しピンタイプ 	2セット
17	転倒防止金具壁掛けパネル	<p>サイズ 600×600mm</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具固定金具(ベルトタイプ) ・家具固定金具(バンドタイプ) ・家具転倒防止金具(金属タイプ) ・耐震ラッチ ・すき間マット ・ズレ防止振動吸収シート 	2セット
18	テント	<p>サイズ 3,000×3,000 H1,850/1,930/2,020mm(3段階) ウエイト、側幕付き</p>	4張
19	家具転倒防止シミュレーション用ミニゲーム	ボードゲーム	4台
20	防災映画フィルム等	別紙防災映画フィルム等一覧による。	

様式第1号

啓発用資機材借用申請書

年 月 日

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課長殿

住 所

団体名

取扱責任者名

電話番号

下記の啓発用資機材を貸与してください。

記

啓発用資機材名 ※防災映画フィルムについては、備品番号及び題名を記入すること。	整理番号 備品番号	品名・題名	数量
貸出期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
使用場所			
使用行事名			
使用目的			
使用対象者・人数			

様式第2号

啓発用資機材借用報告書

年 月 日

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課長殿

住 所

団 体 名

取扱責任者名

電話番号

啓発用資機材の使用について下記のとおり報告します。

記

借用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()				
開催行事名					
開催場所					
使用目的					
参加人数					
返却時の確認事項 (異常があった場合は、その内容を記入してください。)	整理番号 備品番号	品名 題名	異常 なし	異常 あり	内容

※ 使用状況が分かる資料 (写真等) を添付してください。

防災映画フィルム等一覧（抜粋）

1 風水害関係

整理番号 (種類)	題名 (所要時間、色別)	保有数	内容
指-86 (ビデオテープ)	愛知県政ニュース特報 伊勢湾台風 第1報～第5報告 (17分、カラー)	2 VHS	昭和34年9月26日、本県を襲った伊勢湾台風は、多くの県民の生命財産を奪いましたが、このビデオは、当時の愛知県政ニュースを、そのまま復元したもので、被災地の状況、復旧作業の状況等を報道したものです。
134 (ビデオテープ)	きんさんぎんさんの台風教室 ～あの伊勢湾台風から35年～ (17分、カラー)	3 VHS	伊勢湾台風及び台風のマカニズム等を記録映像、コンピュータグラフィック、アニメーションなどにより、わかりやすく解説したものです。また、ビデオの中ではきんさんぎんさんが出演し、伊勢湾台風の体験を語るとともに、アニメーションとなり登場し、大人から子供まで幅広く楽しめるビデオとなっている。
指-1 指-2 (ビデオテープ)	ご存じですか防災百科 -風水害編- (30分、カラー)	1 VHS 1 Beta	昭和58年4月から昭和62年3月までの間に放映された防災テレビ番組「ご存じですか-防災ミニ百科-」を再編集したもので風水害対策について一般向けにわかりやすく解説したものです。
指-3 指-4 指-5 (ビデオテープ)	木曾三川-水と人間の歴史 第1部 水とのたたかい 第2部 水のめぐみ 第3部 水とのふれあい (30分、カラー)	3 VHS	木曾三川改修百周年記念事業の一環として、建設省、中部地方建設局が企画したもので、木曾三川の宝暦治水、明治改修などの治水の歴史をふまえ、人と水との係わりをまとめあげた3部作
指-28 (ビデオテープ)	伊勢湾台風物語 (85分、カラー)	1 VHS	昭和34年9月26日、日本全土を襲った台風15号は、中部地方を中心に観測史上最大の被害を日本列島にもたらした。 この作品は、アニメーションにより当時の臨場感を再現しており、一般公開もされ、多くの人々の感動を呼んだ。
指-36 (ビデオテープ)	台風災害への備え (22分、カラー)	1 VHS	今後の風水害対策の一貫として、災害による被害を軽減する方法及び対策等、防災知識を普及啓発する目的で制作されたビデオ
指-39 (ビデオテープ)	検証'91台風19号 (ビデオテープ)	1 VHS	平成3年9月の台風19号被災者の体験談や気象、防災の専門家の解説をもとに台風19号の被害を検証し、今後の防災対策に役立てることを目的として制作されたビデオ
指-49 (ビデオテープ)	語りつごうあの教訓 伊勢湾台風	1 VHS	名古屋地方に多大の被害をもたらした昭和34年の伊勢湾台風。このビデオは名古屋市の制作により、当時のこの地方の状況を、記録映像を中心として紹介したものである。
指-50 (ビデオテープ)	あなたの住んでいる町は、安全ですか -洪水氾濫危険区域図とは-	2 VHS	洪水氾濫危険区域図について紹介しながら、もし、堤防が破堤したら、どんなことになるかを感覚的に知っていただくことを目的として、建設省河川局の監修により制作されたビデオ
指88 (ビデオテープ)	20世紀日本の気象災害 (56分、カラー)	1 VHS	明治18年の淀川大洪水から平成12年の東海豪雨までの20世紀の気象災害の映像のほか、戦争の気象災害への影響や20世紀後半の気象災害の変容などを解説している。
指131 (ビデオテープ)	水害発生その時 ～命を守る日頃の備え～ (22分、カラー)	1 VHS	水害から命、財産を守るためには、どうすればよいのかを解説している。防災情報の活用とともに、一人一人の意識の持ち方と大切さを説いている。
指134 (DVD)	愛知県風水害等学習教材 伊勢湾台風から半世紀 知ろう風水害 考えよう防災 (34分、カラー)	1 DVD	ドラマ仕立てで台風などの風水害や伊勢湾台風の被害の状況を分かりやすく解説している。 伊勢湾台風の襲来から被災地の状況、復興への取り組みなどを当時の状況を伝える「愛知県政ニュース」5編を併せて収録する。

2 火災関係

整理番号 (種類)	題名 (所要時間、色別)	保有数	内容
121 (ビデオテープ)	旅館・ホテルの自衛消防活動 ー従業員の正しい行動ー (30分、カラー)	1 VHS	旅行・ホテルにおける夜間の防火管理体制の整備が、強く望まれているが、このビデオは、夜間の少人数の場合の初動体制について解説しており、「旅館・ホテルにおける夜間の防火管理体制指導マニュアル」の教材として適している。
123 (ビデオテープ)	防火シルバースート (18分、カラー)	1 VHS	お年寄りを火災から守るためにはどうしたらよいかについて、家庭、老人福祉施設などにおける対応及び地域の協力体制の例を紹介し、その方法を解説している。
126 (16ミリフィルム)	高層住宅火災から生命を守る (17分、カラー)	1	高層住宅火災の恐ろしさ、初期対応、防災対策等について紹介したもの。
127 (ビデオテープ)		1 VHS	
128 (ビデオテープ)	羽ばたけ、ピータン (16分、カラー)	1 VHS	動物たちの登場する楽しいアニメ映画で、火災の発生原因や消防署への通報の仕方、さらに避難の仕方を子供たちにやさしく教えることを目的としたもの。
132 (ビデオテープ)	あなたと防災 (50分、カラー)	1 VHS	火災、ガス爆発、地震など、いざというときに備えて正しい防災知識と防災行動力を高めるためのコツを解説している。避難するときの心得や119番通報の仕方についても触れられており、住民の教育用に適している。
指-6 指-8 (ビデオテープ)	ご存知ですか、防災百科 火災編 救急救助編 (各30分、カラー)	1 VHS	昭和58年4月から昭和62年3月までの間に放映された防災テレビ番組「ご存知ですかー防災ミニ百科ー」を再編集したもので、火災、救急救助について、各々わかりやすく説明したもの。
指-19 (ビデオテープ)	ご存知ですか、防災百科 ー火災編ー (30分、カラー)	1 VHS	昭和62年から平成3年にかけて放送された防災テレビ番組「ご存知ですかー防災ミニ百科ー」を再編集したもので、火災対策についてわかりやすく説明したもの。
指-20 (ビデオテープ)	わたしたちの防火 (35分、カラー)	5 VHS	防火レポーターの「チョーさん」が、これからの社会に必要な防火知識を子供たちにもわかるように紹介したもの。
指-21 (ビデオテープ)	ケンちゃんと防災家族 (18分、カラー)	1 VHS	ケンちゃん一家の日常生活を通し、火事の恐ろしさ、防災対策の必要性を紹介したアニメ作品。
指-31 (ビデオテープ)	うっかり家の人々 ー住宅防火診断のすすめー (20分、カラー)	1 VHS	消防庁が実施している住宅防火診断の内容について、わかりやすく紹介し、その必要性を訴えるとともに、住宅防火対策の要である住宅内の火災原因について解説し、ちょっとした不注意の恐ろしさを誰にでも理解できるように制作されたビデオ
指-32 (ビデオテープ)	火災を科学する (30分、カラー)	2 VHS	火災発生及び拡大のメカニズム、火災により発生する煙と有毒ガスの流動と危険性、火災時の避難方法等について、中学生にもわかりやすく科学的に理解できるように制作されたビデオ
指-37 (ビデオテープ)	Disastar Preparedness Video for Foreign Residents in Japan (50分、カラー)	1 VHS	日本に在住する外国人が、各種災害発生時、適切に対処することができるのを目的とし、1本50分の内容を総論編、火災・救急編、地震編の3部（それぞれの1編完結）で構成し英語版で作成されたビデオ
指-38 (ビデオテープ)	面向在日外国人的防災録像帯 (50分、カラー)	1 VHS	日本に在住する外国人が、各種災害発生時、適切に対処することができるのを目的とし、1本50分の内容を総論編、火災・救急編、地震編の3部（それぞれの1編完結）で構成し中国語版で作成されたビデオ
指-51 (ビデオテープ)	あなたのお宅は安心ですか (18分、カラー)	1 VHS	住宅火災を防ぐため、防災製品がどのくらい炎に強いかなど体験談、事例等をもとに収録したもの。
指-55 (ビデオテープ)	住宅火災から学ぶ (25分、カラー)	1 VHS	住宅火災の原因を探りながら、どこの家庭でも火災の起きる危険性があること、死者を出す可能性があることを示唆する。
指-56 (ビデオテープ)	消防機器の検定 (20分、カラー)	1 VHS	消防機器の検定方法をわかりやすく、具体的に紹介したビデオ
指-57 (ビデオテープ)	うっかり家の人々 ー住宅防火診断のすすめー (20分、カラー)	2 VHS	住宅防火診断の原因内容についてわかりやすく紹介し、住宅内の火災原因について解説。ちょっとした不注意の恐ろしさを誰にでも理解できるように制作されたもの。

整理番号 (種類)	題名 (所要時間、色別)	保有数	内容
指-58 (ビデオテープ)	もしもそのとき 火災を科学する (25分、カラー)	2 VHS	火災を科学的に説明した防災教育教材用ビデオ
指-63 (ビデオテープ)	災害弱者を火災から守るために (手話入り) (22分、カラー)	1 VHS	災害弱者を火災や地震から守るには、地域住民と災害弱者との信頼関係が構築されることが必要ある。このビデオは、阪神・淡路大震災の教訓を活かし、その信頼関係をどのように構築すべきかを問いかけている(手話入り)。
指-64 (ビデオテープ)	PROTECTING THE WEAK AND INFIRM FROM FIRE(英語版) (災害弱者を火災から守るために) (22分、カラー)	1 VHS	災害弱者を火災や地震から守るには、地域住民と災害弱者との信頼関係が構築されることが必要ある。このビデオは、阪神・淡路大震災の教訓を活かし、その信頼関係をどのように構築すべきかを問いかけている(英語版)。
指-65 (ビデオテープ)	防火対策と防災製品 (17分、カラー)	1 VHS	私たちの安全で平和な暮らしを破壊する放火。放火に対する被害をくい止めるために、防災製品がどれだけ燃えにくいかを紹介したビデオ。
指-71 (ビデオテープ)	わが家を火災から守ろう。 家族 de 防火 (20分、カラー)	1 VHS	住宅防火に有効な出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等に資する住宅用防災機器、防災製品等を具体的に紹介するとともに、高齢化社会への対応等を踏まえ、住宅火災から命を守るための具体的な方策について、容易に理解できるよう制作されたもの。
指-72 (ビデオテープ)	防災品(防災物品・防災製品)はどのくらい燃えにくいのか (25分、カラー)	1 VHS	「防災」は「不燃(燃えない)」とは異なり、燃えにくいことであるが、普通のものとは比べてどのくらい燃えにくいのか。このビデオは、そのような疑問に対し、様々な防災製品を燃焼比較することにより、その燃えにくさを確認し、火災予防に役立てることを目的としたもの。
指-77 (ビデオテープ)	たっちゃんももちゃんのふしぎたいけん (15分、カラー)	1 VHS	同じ幼稚園に通うたっちゃんとももちゃんは大の仲良し。いつものように公園の砂場で遊んでいると、砂の中からゲームソフトを発見。しかし、このゲームの世界に引きずり込まれた二人を待ち受けていたものは…。スリリングなストーリーの中に大切な防火防災情報を盛り込んだ作品。
指96 (ビデオテープ)	レスキューQ太のかつやく (15分、カラー)	1 VHS	レスキュー隊の訓練に参加し、その活躍にすっかりあこがれたQ太は夢の中で隊員に…。レスキュー隊の活躍を通して大事な防災知識を子供たちに伝える。

3 地震関係

整理番号 (種類)	題名 (所要時間、色別)	保有数	内容
65 (ビデオテープ)	パニック(災害時の行動と心理) (20分、カラー)	1 VHS	地震・火災などの災害に直面したとき、人間はいかなる心理状態にあり、また行動をとるか、それがいかに大惨事につながるかを訴え、パニック防止を解説している。
66 (ビデオテープ)	地震を考える(市民ぐるみの防災体制をめざして) (18分、カラー、1.4kg) ビデオ開始1分映像出ない事有	1 VHS	発災時には、混乱・恐怖が多く滞在している。これに対応するため市民グループ活動を紹介しながら、ふだんからの備えと訓練、意識と行動を喚起し、一人ひとりの防災への参加を提言している。
67 (ビデオテープ)	ルーマニア地震の教訓 (20分、カラー)	1 VHS	1973年3月4日に発生したルーマニア地震における日本の専門家チームの調査活動を記録するとともに、地震時の庶民の対応、情報の流れ、町村での災害の様態などを描き、災害を大きくしたビル崩壊の原因や地震学上の諸問題など地震直後の生々しい記録フィルムを交えながら紹介している。
69 (ビデオテープ)	地震に備えて(情報を正しく伝える伊豆大島近海地震の教訓) (20分、カラー)	1 VHS	1978年1月14日の伊豆大島近海の地震は伊豆半島一帯に大きな被害をもたらした。地震では、冷静な情報判断、適切な指示の「情報」が必要であるが、この地震では、情報の混乱による人心の動揺と情報パニックを発生させた。この映画は、この経験を踏まえ「地震情報」を中心に問題を喚起し、地震に対する備えを考えようとするもの。

整理番号 (種類)	題名 (所要時間、色別)	保有数	内容
44 (ビデオテープ)	地震そのときどうする (21分、カラー)	1 VHS	地震の際、どのような行動をとったらよいのかを、科学技術庁の「大地震のときの心得」を準拠し、屋内戸外・山地・海岸などでの心得を中心に、各種の実験や過去の大地震の実写などを交えて描き、地震についての関心を高め、災害防止について理解と心構えを深めさせるもの。
43 (ビデオテープ)	地球の科学(地震はなぜ起こるか) (19分、カラー)	1 VHS	地球の内部はどうなっているのだろうか。そこに何が起きているのだろうか。“マントルは対流する”考え方に立って、地球の構造を明らかにしながら、地震を始めとする地殻変動とマントルの関係を興味深く追求している。
70 (ビデオテープ)	身近な恐怖ブロック塀被害 (30分、カラー)	1 VHS	宮城県沖地震で、ブロック塀や石塀の倒壊が相次いだ。これによる被害者は、7～8歳前後に集中している。それは何故なのか。この映画はブロック塀災害にメス入れるとともに、様々な心理的実験を積み重ねつつ、この謎を追求している。
71 (ビデオテープ)	揺れ動く大地―地震の驚異― (30分、カラー)	1 VHS	日本と世界各地の地震分布図、近況の地震データから地震の発生を解明し、また、現在進められている地震予知の最新データを教えます。人工二次災害、社会的パニックをもたらすかもしれない地震を一人ひとりがその知識と理解を深め、地震予知の情報を正しく判断するよう促している。
130 (ビデオテープ)	大地震！その時防災担当者は何を ～ロマ・プリータ地震からの教訓～ (25分、カラー)	1 VHS	サンフランシスコ大地震の生々しいフィルムを使い、災害発生時に防災担当者がどのように対処すべきかを、教育目的に制作したもので、防災担当者の研修用に適している。
指-13 (ビデオテープ)	ご存じですか、防災百科 ―地震編―	1 VHS	昭和58年4月から、昭和62年3月までの間に放送された防災テレビ番組「ご存じですか―防災ミニ百科―」を再編集したもので、地震対策について、一般向けにわかりやすく解説したものの。
指-14 (ビデオテープ)	(30分、カラー)		
指-15 (ビデオテープ)	わたしたちの街は わたしたちが守る	1 VHS	自主防災組織の育成、強化指導用の教材として消防庁が作成したもので、ある地域住民が自主防災組織を結成し、その構成、防災知識の普及、訓練等の運用に至るまでをドラマ化し、自主防災組織の意義とその必要性を説いている。
指-16 (ビデオテープ)	―自主防災組織結成 活動強化のために― (30分、カラー)		
指-22 (ビデオテープ)	ご存じですか、防災百科 ―地震編― (20分、カラー)	1 VHS	昭和62年から平成3年にかけて放送された防災テレビ番組「ご存じですか―防災ミニ百科―」を再編集したもので、地震対策についてわかりやすく説明したものの。
指-23 (ビデオテープ)	備えあれば憂いなし ―地震防災対策― (22分、カラー)	2 VHS	地震の恐ろしさと平常時における地震対策の必要性について紹介したものの。
指-29 (ビデオテープ)	津波の脅威 (35分、カラー)	2 VHS	沿岸住民等に対して津波に対する正しい知識を普及し、津波による被害の発生防止又は軽減を図ることを目的として制作されたビデオ
指-40 (ビデオテープ)	外出先で地震にあったら！ (26分、カラー)	2 VHS	地震は、突発的に起きるものであるため、外出中に地震が起きた場合を想定し、いろいろな場所での地震対策を紹介したビデオ
指-59 (ビデオテープ)			
指-44 (ビデオテープ)	地震！その時のために (28分、カラー)	1 VHS	釧路沖地震の体験者が、首都圏直下型地震の発生が心配されている東京の親類を尋ね、釧路での被災体験をもとに家の中をチェックするという設定で、家庭でできる地震対策をわかりやすく映像化したビデオ。
指-47 (ビデオテープ)	パニックから逃れる法 (24分、カラー)	2 VHS	実際に起きた様々なパニックの様子を再現、紹介しながら、地震が発生した場合にパニックを起こさせないために、どのような行動をとればよいのかをわかりやすく映像化したビデオ。
指-48 (ビデオテープ)	津波から身を守る ―津波災害とその教訓― (24分、カラー)	2 VHS	津波の発生するしくみや、実際の津波災害の状況などを紹介しながら、津波対策はどのようにすべきかを具体的に解説したものの。
指-60 (ビデオテープ)	地震だ！火を消せ (手話通訳付き) (25分、カラー)	2 VHS	関東大震災からの教訓をもとに、地震から身を守る手段をわかりやすく映像化したもの。 手話通訳がついている。

整理番号 (種類)	題名 (所要時間、色別)	保有数	内容
指-62 (ビデオテープ)	阪神・淡路大震災に学ぶ 地震の備えは大丈夫ですか (日本語版) (23分、カラー)	4 VHS	阪神・淡路大震災の教訓を活かすため、住民の地震に対する正しい知識を広めるとともに、防災に対する認識を新たにし、地震による被害を少しでも少なくすることを目的に制作されたビデオ(日本語版)
	Learning about the Great Hanshin/Awaji Earthquake Are You Prepared for an Earthquake? 阪神・淡路大震災に学ぶ 地震の備えは大丈夫ですか(英 語版) (23分、カラー)	1 VHS	阪神・淡路大震災の教訓を活かすため、住民の地震に対する正しい知識を広めるとともに、防災に対する認識を新たにし、地震による被害を少しでも少なくすることを目的に制作されたビデオ(英語版)
指-67 (ビデオテープ)	その時 君は? ー良太とピカリの地震防災学ー (19分、カラー)	1 VHS	良太という小学生を主人公として、学校の登下校、勉強中また家にいるときなどの地震が起きた場合の対応について、ピカリという漫画の中の女の子と一緒に勉強しながら身につけていく様子を描いたアニメーション
指-68 (ビデオテープ)	いざ! 東海地震	2 VHS	愛知県が平成4年度から3カ年で実施した東海地震被害予測調査の結果や阪神・淡路大震災の状況などをもとに、地震発生メカニズムや、東海地震により予測される被害状況などを、アニメ、コンピュータグラフィック、記録映像を盛り込んで、小、中学生から一般までを対象にわかりやすく説明したもの。
	いざ! 東海地震(手話入り) (21分、カラー)	1 VHS	
指-69 (ビデオテープ)	<検証>阪神・淡路大震災と消防 (30分、カラー)	2 VHS	未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災は、消火、救助等の救援、救護に携わった消防職員も、通常どおりの活動をとることが非常に困難な状況であった。これらは教訓とし、今後起こり得る大災害に備え、先の大震災を様々な角度から検証し、消防職員の研修資料あるいは、住民への啓発広報用として制作されたビデオ。
指-70 (ビデオテープ)	チロリン村物語 トンクルピーのじしんようじん (11分、カラー)	1 VHS	NHKテレビの人気アニメ番組「チロリン村物語」に登場するなかよし3人トンペイ・クルコ・ピーコが子供たちと一緒にあって、地震が起きたときの大事な心構えを勉強していく。幼児に防火防災の基本を身につけさせるとともに、両親など大人たちの自覚を高めることを目的とする。
指-81 (ビデオテープ)	地震パニックを避けるために (23分、カラー)	1 VHS	地震に対する正しい知識を身につけ、いざという時に、パニックに陥らないように、地震に対する備えや平常時の心構えについて紹介したビデオ。
指-85 (ビデオテープ)	防災映画「マグニチュード」 (90分、カラー)	2 VHS	平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災に対し、前年のロスアンゼルス大震災を現地で体験した映画監督の菅原浩志氏が、防災の重要性を強く意識し、映画関係者に呼びかけ、一般市民の防災意識の高揚に役立つ映画作りを計画し、この趣旨に賛同した田中邦衛、緒方直人、薬師丸ひろ子はじめ多くの俳優・女優のボランティア出演により完成した作品で、特に災害時の人と人との絆の大切さが描かれている。
指87 (ビデオテープ)	20世紀日本の地震災害 (40分、カラー)	5 VHS 1 DVD	1891年の濃尾地震から1995年の兵庫県南部地震までの20世紀の大地震の記録。明日起こるかもしれない災害にどう備え、対処すればよいのか。過去の震災を振り返り、その答えを探る。
指89 (ビデオテープ)	東海地震に備えて 東海地震を知っておこう (14分、カラー)	1 VHS	名古屋市が制作したもので、市民のインタビューを含めながら、東海地震の発生のしくみや、判定会招集時、警戒宣言発令時に生活関連施設はどういった対応をするか等をわかりやすく説明している。
指90 (ビデオテープ)	東海地震に備えて 防災家族会議を開こう!! (21分、カラー)	1 VHS	小さな地震が起こったことをきっかけに、ある家族が防災家族会議を開き、東海地震に備えて日頃からどういった対策をしておけばよいのか等を話し合うもの。名古屋市が制作。
指91 (ビデオテープ)	日本の地震防災 津波	1 VHS	過去の津波被害の例、津波の発生と伝播のメカニズム、予報体制と防災などについて解説し、津波に対する正しい知識をもつこ

整理番号 (種類)	題名 (所要時間、色別)	保有数	内容
	(29分、カラー)		とを目的としたビデオ。
指92 (ビデオテープ)	日本の地震防災 活断層 (27分、カラー)	1 VHS	兵庫県南部地震であらためて活断層が注目を集めたが、このビデオは「活断層と共存する」という新しい視点から。活断層の正しい知識、活断層調査の重要性などを解説している。
指93 (ビデオテープ)	ポルトガル語版 地震啓発ビデオ (22分、カラー)	1 VHS	静岡県が制作したもので、外国人の方の地震防災への理解を深めるために、地震発生のメカニズムの解説や、防災センターや災害用伝言ダイヤルの案内、普段からの備えなどを説明している。
指104 (ビデオテープ)	東海地震アクションシナリオ (61分、カラー)	2 VHS	20XX年秋のある日、東海地域の地震観測データに異常が発見され、観測情報として早朝から報道され始めるとの想定で構成され、公共機関の動きを時間を追ってシュミレーションし、情報がどのように流れ、それに伴い、社会がどのように動いていくかを示している。
指105 (ビデオテープ)	八都県市合同防災訓練 埼玉県 会場 (49分、カラー)	1 VHS	埼玉県市が制作したもので、平成15年9月1日の訓練の様態を入間市の彩の森入間公園、入間市駅南口市街地、航空自衛隊入間基地のそれぞれの会場から実況やレポートを交えて記録したもの。
指106 (ビデオテープ)	災害から住民をどのように守るか (70分、カラー)	1 VHS	平成15年8月8日に実施された第24回市町村長等特別セミナーにおけるシンポジウムの様態を治めた記録ビデオ。 平成15年9月6日(土)のNHK教育テレビ「土曜フォーラム」にて放映済み。
指107 (ビデオテープ)	わがまち再発見！ ぼうさい探検隊 (22分、カラー)	1 VHS	小学生の子供たちが楽しみながらまちを探検し、自らの目で防災や防犯に関連する様々な設備や施設を発見することで防災意識を高めるという「ぼうさい探検隊」活動をまとめたもの。 社団法人日本損害保険協会制作。
指109 (ビデオテープ)	大地震の恐怖 残された教訓 －助け合いの輪が防災へ－ (26分、カラー)	1 VHS	2003年に発生した宮城県北部連続地震及び十勝沖地震発生直後の被災地の惨状や被災者の生の声を取材し、大地震の恐ろしさを訴える。 また、災害から身を守る手段を具体的に説明したり、災害に強い街づくりに取り組む様々な団体などを紹介する。
指110 (ビデオテープ)	震度7・阪神大震災の教訓 こころのケアとボランティア －避難生活への支援－ (22分カラー)	3 VHS	災害時の避難生活は被災者にとって大きな精神的・肉体的苦痛を伴いますが、阪神大震災の避難生活を支えたボランティアの活動を紹介し、ボランティア活動の果たす役割についてを検証する。
指111 (ビデオテープ)	震度7・阪神大震災の教訓 グラツときたら －いのちを守る防災術－ (21分カラー)	3 VHS	地震発生時、まず何をすべきか？ 日常の備えは？ 阪神大震災以後、災害時の防災マニュアルの見直しが叫ばれている。自分の命を守るために知っておきたい行動規範や非常用携帯品など、阪神大震災の教訓を生かした防災対策を紹介する。
指112 (ビデオテープ)	震度7・阪神大震災の教訓 家屋倒壊 －あなたの家は万全か－ (23分カラー)	2 VHS	阪神大震災の犠牲者の90%は家屋倒壊が原因。住宅の耐震性が改めて注目されている。家屋が倒壊した原因を様々な角度から分析し、地震に強い住宅づくりや、耐震診断の仕方などを紹介します。
指113 (ビデオテープ)	震度7・阪神大震災の教訓 ドキュメント神戸72時間の記録 (30分カラー)	3 VHS	災害が発生したとき、救助活動は最初の72時間が勝負だといわれている。未曾有の大震災に対して、消防・自治体・警察・病院などはどのように立ち向かったのか？ 当時の映像を中心に、時間を追って検証している。
指114 (ビデオテープ)	震度7・阪神大震災の教訓 ライフラインの切断と火災 －崩壊した市民生活－ (22分カラー)	2 VHS	市民生活を支える基盤ともいえる水道・ガス・電気などのいわゆるライフライン。災害時に懸念されるのは、そのシステムの崩壊。阪神大震災での現実を検証するとともに、現代都市のライフライン確保への課題について考える。
指115 (ビデオテープ)	ちびまる子ちゃんの 地震を考えるわが家の防災 (13分カラー)	1 VHS	まるちゃんの家での防災を例に、どこの家でも考えておかなければならない地震の時の備えについて、改めて家族で話し合う必要性をわかりやすく描いています。
指116 (ビデオテープ)	地震・その時どうする！！ 地震に対する備えと行動マニュアル (21分カラー)	1 VHS	地震による被害をどのようにして最小限に食い止めるか、そのために必要な日頃の備えと、地震にでくわした場所よっての対処法をズバリ解説。

整理番号 (種類)	題名 (所要時間、色別)	保有数	内容
指117 (ビデオテープ)	地震防災まったなし！ —今、この備えがあなたを守る— (21分カラー)	1 VHS	いつでも大地震が起きても不思議ではないといわれている日本列島。最新の地震防災情報に基づき、命を守るための備えを示します。
指118 (ビデオテープ)	NHKスペシャル 首都激震 直下型地震に東京は耐えられますか (55分カラー)	3 VHS	都市型災害で想定される被害をCG完全シュミレーション。個人で、家庭で、企業で、自治体で、安全を守るための様々な対応策を考えます。
指119 (ビデオテープ)	実践・地震防災手帳 (21分カラー)	1 VH VHS S	安政・関東～釧路沖地震まで、各大地震のケースを検証して行くと色々な教訓が見えて来る。現代の地震には、いかに対処したらよいか。家庭・地域・企業での防災対策を描きます。これは地震災害から身を守るかを示すとともに、安全な避難方法の基本等を分かりやすく描いています。
指120 (ビデオテープ)	地震！あなたができること (21分カラー)	1	地震の知識や災害時のボランティア活動等を理解させるとともに、災害時に的確な避難活動が迅速に撮れる様に実践的な避難の仕方を、分かりやすく描いています。
指121 (ビデオテープ)	〈10分で確認する地震対策シリーズ〉 ① これだけは守りたい 家庭の地震対策 (10分カラー)	1 VHS	いつでもどこで起こるか分からない地震。その時いる場所に応じて一番適切な対応をとることが大切です。この作品では家庭で地震を感じた時、最適な行動が取れるための日常対策を示し、日頃からの十分な準備と訓練が大事なことを説いています。
指122 (ビデオテープ)	〈10分で確認する地震対策シリーズ〉 ② これだけは守りたい職場の地震対策 (10分カラー)	1 VHS	職場での地震対策には、個人としての対策と組織としての対策があります。個人と家庭での対策は基本的には同じです。組織としての対策で重要なのは、活動計画を立てること、定期的な防災訓練を行うことです。職場でもやはり日頃からの備えが大切です。
指123 (ビデオテープ)	〈10分で確認する地震対策シリーズ〉 ③ これだけは守りたい外出先の地震対策 (10分カラー)	1 VHS	外出先といっても多種多様です。屋外、地下街、映画館、デパート、レストラン等。この作品ではその場所に応じた対処の仕方と安全な脱出を図るためのポイントを描いています。
指124 (ビデオテープ)	ズバリ！職場で進める地震対策 (21分カラー)	1 VHS	地震による災害を防ぐため、職場で進める具体的なノウハウを30項目にわたり詳しく提案。阪神・淡路大震災を教訓として、すぐに役立つハード面の対策を中心に、避難、消火などのソフト面も解説。
指125 (ビデオテープ)	阪神・淡路大震災に学 地震の知識と対策 (23分カラー)	1 VHS	活動層による内陸の直下型地震であった為、狭い地域に大きな被害が集中した為です。被災者の生の声を聞くとともに、非常持ち出袋や家具の固定など日頃からの備えの大切さと、地震が起きた際の対応などを詳しく説明しています。
指126 (ビデオテープ)	わが家・わが町を守る防火・防災対策 (16分カラー)	1 VHS	自分たちの町は自分たちで守るという意識の大切さを示すとともに、地域の防火・防災対策の基本方法等を描く。
指127 (ビデオテープ)	お年寄り・障害のある人を守る防火・防災対策 (21分カラー)	1 VHS	お年寄りや障害のある人が災害時に困ることは・・・。日頃から家庭内で行う安全対策や、災害時の地域での安全対策について等を解説。被害を最小限に食い止めるために、防災訓練への積極的参加も呼びかける。
指128 (ビデオテープ)	揺れる列島 —災害発生メカニズム— (20分カラー)	1 VHS	世界各地で大地震が続発し、日本でもその可能性を示唆している。過去の災害地を取材し、地震発生メカニズムを解説。うすれがちな防災意識を啓発する映像。
指129 (ビデオテープ)	タイムスリップ1923 (15分カラー)	1 VHS	主人公の小学生が70年前にタイムスリップして関東大震災を体験する。地震の恐ろしさやその備えについての情報を興味深く得られる内容。
指130 (ビデオテープ)	とっとこハム太郎のとっとこ大事だ！防災訓練 (13分カラー)	1 VHS	「とっとこハム太郎」のキャラクターたちが登場。火の恐ろしさや、地震の際の防災の大切さをわかりやすく、楽しく学ぶ。
指132 (DVD)	あっ！どうする？ そうなる前の防災対策 (67分カラー)	1 DVD	地震の知識、住宅の耐震化、家具対策、備蓄と持ち出し品、避難、地域防災の6つのジャンル別に、地震に対する事前の防災対策を解説している。

整理番号 (種類)	題名 (所要時間、色別)	保有数	内容
指133 (DVD)	地震だ！その時どうする？ 自分を守り、みんなで助け合おう (18分カラー)	1 DVD	地震災害の被災者の声を紹介しながら、地震が起きたらどう行動すべきか、普段からどう備えておくべきかを解説している。
指135 (DVD)	3.11 東日本大震災 激震と大津波の記録 (80分カラー)	1 DVD	東日本大震災の被災地域にある宮城県のKHB東日本放送が制作。2011年3月11日の巨大地震発生直後から、復興へ向けて歩みだす震災後50日間の記録をまとめた映像集。
指136 (DVD)	あっ！どうする？ そうなる前の防災対策 <外国語字幕版> (67分カラー・日本語音声)	1 DVD	指132の外国語字幕版。英語字幕（またはポルトガル字幕）を選択して表示。地震の知識、住宅の耐震化、家具対策、備蓄と持ち出し品、避難、地域防災の6つのジャンル別に、地震に対する事前の防災対策を解説するもの。
指137 (DVD)	防災ナマズンの 地震はかならずやってくる (20分カラー)	1 DVD	愛知県が子ども向けに制作した防災啓発アニメーション。地震に直面したナオユキ一家の物語を通して、地震についてわかりやすく解説するもの。
指138 (DVD)	2011.3.11 東日本大震災 宮城県多賀城市 (約30分カラー)	1 DVD	宮城県多賀城市が制作。市内に津波が押し寄せる様子を収録。
指139 (DVD)	被災地から伝えたい テレビカメラ が見た東日本大震災 (本編105分カラー)	1 DVD	東日本大震災の被災地域にある宮城県の仙台放送が制作。震災当日とそれ以降の宮城県内の映像記録、東北大学今村文彦教授による解説、津波の難を逃れた方々の証言を収録。
指140 (DVD)	自分の命は自分で守る ー津波災害への備えー	1 DVD	平成25年2月に内閣府が東日本大震災を教訓として制作・配布した防災教育用教材。各地の津波災害の状況<映像資料40分>、津波から避難するには<解説24分>、学校・家庭における防災指導<28分>など。(全体96分)
指141 (DVD)	県政レポート2012年度 「地震への備え」	1 DVD	県ウェブサイト内『あいちインターネット情報局』で配信している県広報番組の防災編。 平成24年11月8日より配信。県の防災政策や防災訓練、家具固定や備蓄品などの備え、消防団をはじめとした地域の取組みなどを紹介するもの。(12分)

4 その他

整理番号 (種類)	題名 (所要時間、色別、重量)	保有数	内容
116 117 118 (ビデオテープ)	危険物災害への対応 ー石油コンビナートの防災活動ー (33分、カラー)	1 VHS	石油コンビナート災害対策の現状、主な事故事例、各種事故の形態と防災ポイント、タンク事故への対応、プラント事故への対応で構成され、防災活動における留意事項を実際の訓練を通して見せることによりわかりやすく習得できるように配慮されている作品。
122 (ビデオテープ)	チェルノブイリ・クライシス (57分、カラー)	1 VHS	旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所事故の状況、復旧の様子を記録したビデオ、放射線脳汚染事故の数少ない貴重な記録である。
133 (ビデオテープ)	国際防災会議あいち・なごや '93 (25分、カラー)	2 VHS	国際連合の提唱する「国際防災の10年」の推進事業の一環として、平成5年11月に開催された「国際防災会議あいち・なごや'93」の各種イベント、専門会議等の内容を収めたビデオ
135 (ビデオテープ)	愛知県防災行政無線システム きょうもあしたもあさっても (15分、カラー)	1 VHS	昭和60年から3年をかけて整備された愛知県防災行政無線システムの概要を紹介したビデオ
指ー17 (ビデオテープ)	石油コンビナートにおける防災 活動 ータンク・プラント火災ー (29分、カラー)	1 VHS	タンク火災、プラント火災における防災要員の防災活動の要領を中心に構成されたもの。実災害の体験のない防災要員には災害活動に対する心構えを養うことができるよう編集されている。
指ー18 (ビデオテープ)	防災ーより安全な暮らしのため にー (手話通訳付き) (60分、カラー)	1 VHS	視覚障害者用に手話通訳が付いている。

整理番号 (種類)	題名 (所要時間、色別、重量)	保有数	内容
指-24 (ビデオテープ)	ご存知ですか、防災百科 -消防団編- (20分、カラー)	1 VHS	昭和62年から平成3年にかけて放送された防災テレビ番組「ご存知ですか-防災ミニ百科-」を再編集したもので、消防団活動についてわかりやすく説明したもの。
指-25 (ビデオテープ)	危険物施設の漏洩事故を防ぐ -タンク・プラント・移送取扱所- (32分、カラー)	1 VHS	危険物施設における漏洩事故防止対策のうち、予防対策にスポットをあてて、過去に発生した漏洩事故事例を取り上げて、その再発防止対策を紹介したもの。
指-26 (ビデオテープ)	危険物確認試験のポイント (76分、カラー)	1 VHS	昭和63年の消防法令の改正に伴い導入された危険物に関する各種試験について、その手順・ポイント等を視聴覚教材としてわかりやすく示し、安全かつ適正に試験が行えることを目的としたもの。
指-30 (ビデオテープ)	火山災害を知る (25分、カラー)	1 VHS	火災災害において最も恐れられている火山灰、火砕流、泥流、火山性岩なだれ、火山性津波、溶岩流、火山ガスについて、世界各国での実例をもとに、その恐ろしさを映像化したビデオ。
指-33 (ビデオテープ)	危険物施設の腐食を防ぐ (20分、カラー、1.4kg)	1 VHS	危険物施設の腐食と防食にスポットをあて、腐食のメカニズム、腐食に起因する漏洩事故の事例、防食の原理、防食の具体的な方法について、現場撮影やコンピュータグラフィックの技法を駆使して映像化したビデオ
指-34 (ビデオテープ)	WATCH OUT FOR FIRE 火災！あなたの工場は大丈夫？ (27分、カラー)	1 VHS	危険物の管理、整理整頓、溶接作業、電気配線や喫煙管理を中心として、その正しい管理方法や取扱方法、環境整備などについて4人の登場人物の行動を通してわかりやすく説明するとともに、火災・爆発に関する各種実験シーンや消火訓練シーンも織り込んだビデオ
指-42 (ビデオテープ)	ご存じですか、防災百科 -平成4年度総集編- (90分、カラー)	1 VHS	防災全般に係る防災知識の普及啓発を目的として制作されたビデオ。 「火災予防編」、「自然災害編」、「救急編」、「地域を守る」の4編で構成されている。
指-45 (ビデオテープ)	地盤沈下を止める (20分、カラー)	1 VHS	濃尾地震を題材に、地盤沈下が生じる様子をコンピュータグラフィックでわかりやすく説明するとともに、地盤沈下によって生じる深刻な問題や、その対策などを映像で具体的に紹介したもの。
指-46 (ビデオテープ)	大規模石油タンク火災への対応 (23分、カラー)	1 VHS	屋外貯蔵タンク火災が発生した場合に必要なとされる防災要員のあり方、安全対策のポイント等を過去の実災害からの教訓を織り交ぜながら、わかりやすく映像化したもの。
指-74 (ビデオテープ)	身近な安全わがまちの防災まちづくり ～第1回防災まちづくり大賞受賞事例紹介～ (30分、カラー)	2 VHS	平成8年度に創設され防災まちづくり大賞の第1回表彰事例を紹介したビデオ。 「防災ものづくり部門」と「防災まちづくり部門」の2部門でそれぞれ4つの事例が紹介されている。
指-75 (ビデオテープ)	みんなで守ろうわが町の安全 ～第2回防災まちづくり大賞受賞事例紹介～ (30分、カラー)	2 VHS	平成8年度に創設され防災まちづくり大賞の第1回表彰事例を紹介したビデオ。 「防災ものづくり部門」など各部門ごとの表彰事例を紹介している。
指-78 (ビデオテープ)	自治体消防制度50周年記念式典 (90分、カラー)	1 VHS	平成10年3月7日に日本武道館で開催された、自治体消防制度50周年記念式典の様相を収めた記録ビデオ。
指-82 (ビデオテープ)	消防防災のフロンティア ～21世紀の消防をめざして～ 自治体消防50周年記念映像 (16分、カラー)	2 VHS	昭和23年の発足以来、いつ起きるかわからない災害に備えて、24時間休むことなく国民の生命・身体・財産を守るために活動する自治体消防。阪神・淡路大震災等の大規模災害に対応するための災害対応能力の強化、設備の充実など21世紀に向けての消防防災のあり方を紹介している。
指-83 (ビデオテープ)	自治体消防50年記念 Yes, I, will! (11分、カラー)	1 VHS	アニメのキャラクター犬「ランちゃん」とお兄さんが、防災の最前線を体験し、「Yes, I, will!」を合言葉に災害に強い安全なまちを自分たちの手で作る、自主防災活動の大切さを紹介している。
指97 (ビデオテープ)	ご注意！！身近な危険物 (29分、カラー)	1 VHS	私たちの身近にあり、日常よく手にするもので危険物とされている天ぷら油、灯油、ガソリンなどを取り上げ、これらの危険性や正しい取り扱い方についてわかりやすく解説したもの。

整理番号 (種類)	題名 (所要時間、色別、重量)	保有数	内容
指98 (ビデオテープ)	避難所運営管理 (15分、カラー)	1 VHS	いざ発災すると、さまざまな情報を避難所から本部へいかに迅速かつ正確に伝えるかが混乱のない応急対策を推進する鍵である。防災アドバイザー山村武彦氏による被災者(避難所)支援システムの紹介。
指99 (ビデオテープ)	ほんの少しの勇氣 ～高校生の防災ボランティア体験～ (20分、カラー、字幕入り)	1 VHS	国土庁が制作したもので、平成11年1月15日の「高校生ボランティアスクール in OSAKA」の一日の記録。また、400人の応募者の中から選ばれた高校生38人が参加したが、その中の2人を取り上げて取材している。
指100 (ビデオテープ)	ひろがれ! 防災ボランティア (90分、カラー)	1 VHS	全3部の構成になっており、第1部では「なぜ防災ボランティアが必要か」、第2部では「さまざまな防災ボランティアの活動」、第3部では「防災ボランティアが活動しやすい社会をめざして」という内容で、春日井市の安全アカデミーのほか、さまざまな団体の取り組みを紹介している。
指101 (ビデオテープ)	自主防災組織の救助訓練用ビデオ (29分、カラー)	2 VHS	阪神・淡路大震災で倒壊家屋から救出された人のうち80%が、住民自身の救出で助かっている。場面に応じた救助の仕方、必要な資機材や救出の手順と注意点をわかりやすく説明している。
指102 (ビデオテープ)	東栄・今本町自主防災会 (40分、カラー)	1 VHS	平成14年11月16日、17日の二日間、安城市立北部小学校で行われた避難所体験の記録。一日目はオリエンテーリングや炊き出しなどを行い、二日目は図上訓練(DIG)などを行っている。
指108 (ビデオテープ)	防災ー東山トンネルー あなたの安全のために (11分、カラー)	1 VHS	「東山トンネル」は、名古屋高速道路では初めてのトンネルであり、様々な防災施設を備えている。トンネル内を運転中、火災に遭遇した場合にどう行動するのか、また、どのような方法で情報提供や避難誘導などが行われるのかを紹介している。

あいち防災キャラクター「防災ナマズン」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あいち防災キャラクター「防災ナマズン」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 愛知県防災安全局防災部防災危機管理課長（以下「管理者」という。）は、次の各号に掲げる団体等が防災啓発活動を行う場合に着ぐるみを貸し出すことができる。

- (1) 県内市町村（消防一部事務組合を含む。）
- (2) 防災関係機関
- (3) 公共的団体
- (4) 自主防災組織（あいち防災リーダー含む。）
- (5) その他、管理者が適当と認めた者

(申請)

第3条 借受けを希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「防災ナマズン」着ぐるみ貸出申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、借受けをしようとする日の1か月前から1週間前までに提出しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出の承認)

第4条 管理者は、申請書の提出があったときは、速やかに申請者に対し、「防災ナマズン」着ぐるみ貸出承認書（様式第2号）又は「防災ナマズン」着ぐるみ貸出不承認書（様式第3号）の通知を行うものとする。

2 同一時期に複数の申込みがあったときは、原則として先着順とする。

3 管理者は、第1項に規定する貸出承認の通知をした後であっても、県の業務に支障が生じる場合、その他やむを得ない事情があると認めるときは、貸出承認の通知を取り消すことができる。

(貸出承認基準)

第5条 管理者は、前条の貸出承認をしようとする場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、着ぐるみの貸出承認をすることができない。

- (1) 愛知県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、企業、政党又は宗教活動について支援し、公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 使用目的が明らかでないとき。
- (6) 営利目的で使用するとき。
- (7) 破損及び汚損のおそれがあるとき。
- (8) 県の事業又は県が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの使用について管理者が不適当と認めるとき。

(使用料)

第6条 使用料は無料とする。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は、原則として、着ぐるみを使用する各種行事等の開催期間及びその前後の日とし、最長7日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出方法等)

第8条 着ぐるみの貸出承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、着ぐるみを管理者の指示する場所で直接受領することとする。使用者は、着ぐるみを借り受ける際に「あいち防災キャラクター着ぐるみ借用書」(様式第4号)を管理者に提出する。貸出しに伴う搬出及び返却に伴う搬入は、使用者が行うものとする。

2 使用者は、管理者の指定する場所で、管理者の点検を受け、合格した上で返却しなければならない。

なお、返却時には、あいち防災キャラクター着ぐるみ使用報告書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

3 前各項において、受領及び返却に係る費用はすべて使用者が負担するものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、管理者の定める「着ぐるみ取扱説明書」とともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 承認された用途のみに使用すること。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取り消し)

第10条 使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すとともに、貸出しを行わない。

2 前項の場合において、既に貸し出しているときは、管理者は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。また、これにより使用者に損害が生じても、県はその責めを負わない。

(原状回復)

第11条 第8条第2項に定める点検の際、着ぐるみの破損又は汚損が認められた場合は、使用者の責任と負担により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

2 修理、修復が困難な状態まで損傷している場合は、管理者は使用者に対し実費弁償を請求することができる。

(県の責任)

第12条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、県は一切の責任を負わない。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

あいち防災キャラクター着ぐるみ貸出承認申請書

年 月 日

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課長 殿

住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

電話番号

(担当者)

あいち防災キャラクター「防災ナマズン」の着ぐるみを使用したいので、下記のとおり申請します。
使用にあたっては、「あいち防災キャラクター「防災ナマズン」着ぐるみ貸出要綱」を遵守します。

記

使 用 目 的	
使 用 場 所	
使 用 行 事 (※1)	
使 用 日 時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで 日間
貸 出 希 望 期 間 (※2)	(貸出日時) 年 月 日 () 時 (返却日時) 年 月 日 () 時
着 用 者 職 ・ 氏 名	

※1 行事の内容が分かる資料（チラシ等）を添付すること。

※2 原則として、行事の開催期間及びその前後の日とし、最長7日間とする。

あいち防災キャラクター着ぐるみ貸出承認書

年 月 日

様

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課長

年 月 日付けで申請のありました、あいち防災キャラクター「防災ナマズン」の着ぐるみの使用について、下記のとおり承認します。

記

使用目的	
使用場所	
使用行事	
使用日時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで 日間
貸出期間	(貸出日時) 年 月 日 () 時 (返却日時) 年 月 日 () 時
職・氏名	
使用承認条件	(1) あいち防災キャラクター「防災ナマズン」着ぐるみ貸出要綱及び着ぐるみ取扱説明書の内容を遵守すること。 (2) 承認内容から変更があった場合は、再度申請書を提出すること。 (3) その他、管理者が定めた条件を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

あいち防災キャラクター着ぐるみ貸出不承認書

年 月 日

様

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課長
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付けで申請のありました、あいち防災キャラクター「防災ナマズン」の着ぐるみの使用について、下記の理由により不承認とします。

記

1 不承認とした理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課長 殿

住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

電話番号

(担当者)

あいち防災キャラクター着ぐるみ借用書

使用物品	あいち防災キャラクター「防災ナマズン」着ぐるみ
使用場所	
使用行事名	
使用日時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで 日間
貸出期間	(貸出日時) 年 月 日 () 時 (返却日時) 年 月 日 () 時
着用予定者 職 ・ 氏 名	

様式第5号（第8条関係）

あいち防災キャラクター着ぐるみ使用報告書

年 月 日

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課長 殿

住 所

氏 名

電話番号

（担当者）

あいち防災キャラクター「防災ナマズン」の着ぐるみの使用について下記のとおり報告します。
記

使 用 目 的	
使 用 場 所	
実 施 行 事 参 加 者 数	
使 用 日 時	年 月 日（ ） 時から 年 月 日（ ） 時まで 日間
異 常 の 有 無	（返却時に細部を点検し、異常があればその内容を記入してください。）

※ 使用状況が分かる写真等を添付してください。

あいち防災協働社会推進協議会設置要綱

(設置)

第1 県民、事業者、行政等が一体となって防災に取り組み、災害に強い社会を実現するため、あいち防災協働社会推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次の事項を協議し、災害による被害を軽減するための防災協働社会を形成する県民運動を推進する。

- (1) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 安全への備えの促進に関すること。
- (3) 連携による地域防災力の向上に関すること。
- (4) その他防災に関する情報交換等。

(構成)

第3 協議会は、会長及び委員をもって構成員とする。

- 2 会長は、愛知県知事の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長に事故等あるときは、会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 協議会は、構成員以外に助言を求めるアドバイザーを置くことができる。

(幹事会)

第4 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、愛知県防災安全局長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、構成員が指名する者をもって構成する。

(会議)

第5 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、愛知県防災安全局防災部防災危機管理課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

会 長	愛知県知事
委員	愛知県議会議長
議 会 (1名)	
行政・消防機関 (7名)	愛知県市長会会長 愛知県町村会会長 愛知県教育委員会教育長 名古屋市防災危機管理局長 名古屋市教育委員会教育長 愛知県消防長会会長 公益財団法人愛知県消防協会会長
事業者団体 (9名)	一般社団法人中部経済連合会常務理事 愛知県商工会議所連合会事務局長 愛知県商工会連合会専務理事 公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会会長 愛知県商店街振興組合連合会副理事長 愛知県中小企業団体中央会専務理事 愛知県農業協同組合中央会専務理事 公益社団法人愛知建築士会会長 一般社団法人日本損害保険協会中部支部事務局長
地域団体等 (21名)	瀬戸防火防災協会連合会会長 あま市自主防災会代表 大府市自主防災会代表 安城市自主防災組織連絡協議会会長 豊川市自主防災会連絡協議会会長 愛知県女性消防クラブ連絡協議会会長 愛知県小中学校長会会長 愛知県公立高等学校長会会長 愛知県私学協会会長 愛知県小中学校PTA連絡協議会会長 愛知県公立高等学校PTA連合会会長 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会副会長 愛知県民生委員児童委員連盟会長 愛知県女性団体連盟会長 愛知県地域婦人団体連絡協議会会長 公益財団法人愛知県老人クラブ連合会副会長 愛知県青少年団体連絡協議会会長 公益財団法人愛知県国際交流協会常任理事 日本労働組合総連合会愛知県連合会事務局長 愛知県生活協同組合連合会会長理事 一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟代表理事
ボランティア団体等 (4名)	トヨタボランティアセンターセンター長 認定特定非営利活動法人愛知ネット理事長 認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード代表理事 あいち防災リーダー会会長
合 計	43名
アドバイザー (2名)	福和伸夫 (名古屋大学名誉教授) 小栗宏次 (愛知県立大学情報科学部情報科学科教授)

あいち防災協働社会推進協議会 家具固定推進検討会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、あいち防災協働社会推進協議会設置要綱第7の規定に基づき、あいち防災協働社会推進協議会家具固定推進検討会（以下「検討会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 事業団体、地域団体、ボランティア団体、行政等地域が一体となって、より一層の家具固定（書庫、電化製品、什器等を含み、転倒・移動・落下防止のための固定をいう。）を推進するため、検討会を設置する。

(所掌事務)

第3 検討会の所掌事務は以下のとおり。

- (1) 家具固定の現状の把握・分析
- (2) 家具固定を効果的に推進するための具体的な対策の検討
- (3) その他家具固定の推進に関する情報交換等

(構成)

第4 検討会は、座長及び委員をもって構成員とする。

- 2 座長は、名古屋大学名誉教授 福和伸夫教授を充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる団体が指名する者をもって充てる。
- 4 座長は、必要があれば構成団体以外の者を参画させることができる。

(会議)

第5 検討会は、座長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6 検討会の庶務は、愛知県防災安全局防災部防災危機管理課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

構 成 団 体 名
公益財団法人愛知県消防協会
一般社団法人中部経済連合会
愛知県商工会議所連合会
公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会
公益社団法人愛知建築士会
一般社団法人日本損害保険協会中部支部
安城市自主防災組織連絡協議会
豊川市自主防災会連絡協議会
愛知県女性消防クラブ連絡協議会
愛知県小中学校長会
愛知県公立高等学校長会
社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
愛知県民生委員児童委員連盟
愛知県女性団体連盟
愛知県地域婦人団体連絡協議会
愛知県青少年団体連絡協議会
日本労働組合総連合会愛知県連合会
愛知県生活協同組合連合会
トヨタボランティアセンター
認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード
あいち防災リーダー会
名古屋市
愛知県

愛知県林野火災対策用資機材貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、林野火災対策等の用に供するため、愛知県（以下「県」という。）が保有する林野火災対策用資機材（以下「資機材」という。）の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。

(資機材)

第2条 貸付けを行う資機材の種類、数量及び保管場所は、別表のとおりとする。

(貸付け対象機関)

第3条 貸付け対象機関は次のとおりとする。

- (1) 県下の市町村及び消防一部事務組合（以下「市町村等」という。）
- (2) 国
- (3) 他府県

(貸付けを行う場合)

第4条 資機材の貸付けは、次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

- (1) 第3条に掲げる機関から、林野火災対策等に使用するための借用申請があった場合。
- (2) 県又は県下の市町村等が主催する防災訓練若しくは陸上自衛隊第10師団が実施する訓練に使用する場合。
- (3) 知事が陸上自衛隊第10師団長又は第10特科連隊長（以下「師団長等」という。）に自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）第83条第1項及び第2項の規定に基づき災害派遣要請を行った場合。
- (4) 師団長等が県の地域及びその境界付近で発生した災害に対し、自衛隊法83条第3項の規定に基づき災害派遣を行う場合。
- (5) 師団長等が自衛隊法第83条の2の規定に基づき地震防災派遣を行う場合。
- (6) 師団長等が他府県知事から災害派遣要請を受けた場合で、当該災害区域が県との境界付近である場合。

(申請手続)

第5条 資機材を借り受けようとする機関の長は、林野火災対策用資機材借受申請書（様式第1号）を知事に提出し、承諾を受けるものとする。

ただし緊急を要する場合、その他やむを得ない理由により文書による申請ができない場合は、電話等により申請し、事後において速やかに所定の手続を行うものとする。

なお、市町村等は県民事務所等を経由して申請するものとする。

(貸付けの決定)

第6条 知事は第5条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、貸付の可否を決定し、その結果を災害対策用装備品等貸出決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(窓口)

第7条 借受申請書を提出する窓口は、次のとおりとする。

- (1) 国又は他府県による申請の場合
愛知県防災安全局防災部災害対策課（災害対策グループ）
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号460-8501）
052（954）6193（ダイヤル）
- (2) 市町村等による申請の場合
愛知県東三河総局、愛知県新城設楽振興事務所及び愛知県各県民事務所の防災安全課等（防災安全グループ）

(資機材の引渡し、返納の場所)

2 市町村等への資機材の引渡し、返納の場所は次のとおりとする。

- (1) 陸上自衛隊第10師団第3部防衛班、又は、第35普通科連隊第3係
名古屋守山区守山3丁目12-1（郵便番号463-0067）
052（791）2191（代表）
- (2) 陸上自衛隊第10特科連隊本部第3係
豊川市穂ノ原1-1（郵便番号442-0061）
0533（86）3151（代表）

(返納)

第8条 資機材の使用者は、借受期間が満了したとき又は、使用の必要がなくなったときは、整備点検を実施し、林野火災対策用資機材使用状況報告書（様式第3号）を添えて速やかに返納するものとする。

2 資機材の返納場所は、第2条別表の保管場所とし、返納の際は保管責任者（自衛隊の責任者）の点検、確認を受けるものとする。

3 保管責任者は、返納資機材にき損、亡失等の異常を認めたときは、災害対策用装備品の保管等に関する協定書（平成3年3月30日締結）第4条第2項の規定に基づき、その内容を知事に通知するものとする。

(費用負担)

第9条 次の費用は、借受者の負担とする。

(1) 資機材の引渡し及び返納に要する費用

(2) き損又は消費した資機材の購入補てんに要する費用。ただし、正規の取扱い又は使用方法によりき損した資機材の補修に要する費用については、県が負担するものとする。

(3) 借受期間中における資機材の維持管理及び補修に要する費用

(4) 資機材の使用により、人身又は物件に対し損害を与えた場合の補償に要する費用

2 資機材の使用範囲が2以上の団体に及ぶ場合には、関係団体が協議のうえ負担するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、資機材の貸付けに関して必要な事項は、その都度定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から実施し、昭和50年4月23日施行の「山林火災対策用資材の保管使用等に関する協定の運用について」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(様式第1号)

林野火災対策用資機材借受申請書

年 月 日

愛知県知事殿

申請者

住所

氏名

印

愛知県林野火災対策用資機材貸付要綱第5条の規定に基づき下記のとおり申請します。
記

1 使用目的

2 使用場所

3 借用期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 資機材の名称及び数量

5 連絡窓口及び連絡責任者

(様式第2号)

<h2>災害対策用装備品等貸出決定通知書</h2>		第 年 月 日 号 日
使用 者 住 所 氏 名	殿	愛 知 県 知 事 印
愛知県林野火災対策用資機材貸付要綱第6条に基づき、下記のとおり災害対策用装備品等の貸出しを決定しました。		
なお、資機材の引渡しにあつては、資機材の保管者にこの通知書を提示してください。		
記		
1 使用目的		
2 使用場所		
3 貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 資機材の名称及び数量		
5 資機材の保管者		
6 引渡し及び返納の場所		

(様式第3号)

<h2>林野火災対策用資機材使用状況報告書</h2>		年 月 日
資機材保管責任者殿	使用 者 住 所 氏 名	印
愛知県林野火災対策用資機材貸付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。		
記		
1 災害（訓練）の名称		
2 使用月日	年 月 日から 年 月 日まで	
3 使用場所		
4 使用状況		
		保管責任者確認印
資機材の名称	数量	亡失、き損等した資機材の状況

別表

令和2年4月1日現在

種類	数量		
	総数量	保管内訳	
		第35普通科連隊 (守山駐屯地)	第10特科連隊 (豊川駐屯地)
チェーンソー	7台	3台	4台
草払い機	4台	4台	—
ジェットシューター	20台	10台	10台

災害救助法の適用基準

○適用基準（法施行令第1条第1項）

■災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

1. 住家等への被害が生じた場合

(1) 市(区)町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上であること（第1号）

市(区)町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40 "
15,000 " 30,000 "	50 "
30,000 " 50,000 "	60 "
50,000 " 100,000 "	80 "
100,000 " 300,000 "	100 "
300,000 "	150 "

(2) 被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市(区)町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯以上であること（第2号）

市(区)町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上15,000人未満	20 "
15,000 " 30,000 "	25 "
30,000 " 50,000 "	30 "
50,000 " 100,000 "	40 "
100,000 " 300,000 "	50 "
300,000 "	75 "

(3) 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市(区)町村で被害世帯数が多数であること（第3号前段）

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世

帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一の世帯とみなす。

- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

- (4) 被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（第3号後段）
 - ・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第1条）

2. 災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合（4号基準）

発生した災害の程度が、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する災害（第4号）

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（府令第2条第1号）
- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2号）

■災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

市（区）町村別災害救助法適用基準早見表
（施行令第1条第1項第1号）

市（区）町村名	人口 (R3.4.1)	適用基準 (滅失世帯数)	市（区）町村名	人口 (R3.4.1)	適用基準 (滅失世帯数)
名古屋市	2,320,719	150	知多市	83,730	80
千種区	164,993	100	知立市	71,783	80
東区	84,122	80	尾張旭市	82,401	80
北区	163,050	100	高浜市	48,860	60
西区	149,502	100	岩倉市	47,811	60
中村区	134,436	100	豊明市	69,356	80
中区	91,492	80	日進市	92,917	80
昭和区	110,565	100	田原市	58,789	80
瑞穂区	107,924	100	愛西市	60,724	80
熱田区	66,229	80	清須市	69,669	80
中川区	219,437	100	北名古屋市	86,016	80
港区	142,803	100	弥富市	42,998	60
南区	134,180	100	みよし市	62,900	80
守山区	176,659	100	あま市	87,634	80
緑区	247,807	100	長久手市	62,372	80
名東区	163,120	100	東郷町	44,062	60
天白区	164,400	100	豊山町	15,726	50
豊橋市	370,174	150	大口町	24,241	50
岡崎市	384,943	150	扶桑町	34,266	60
一宮市	378,108	150	大治町	32,628	60
瀬戸市	127,259	100	蟹江町	36,734	60
半田市	117,310	100	飛島村	4,600	30
春日井市	305,712	150	阿久比町	28,168	50
豊川市	183,796	100	東浦町	49,271	60
津島市	60,655	80	南知多町	16,583	50
碧南市	72,445	80	美浜町	22,359	50
刈谷市	153,259	100	武豊町	43,052	60
豊田市	421,300	150	幸田町	42,566	60
安城市	188,568	100	設楽町	4,362	30
西尾市	168,754	100	東栄町	2,870	30
蒲郡市	79,254	80	豊根村	981	30
犬山市	72,765	80			
常滑市	57,350	80			
江南市	97,233	80			
小牧市	147,654	100			
稲沢市	134,634	100			
新城市	43,343	60			
東海市	113,154	100			
大府市	92,374	80			

※人口は、愛知県人口動向調査結果（令和3年4月1日現在）による。

※県内の滅失世帯数が2,500世帯以上の場合、上記滅失世帯数の半数が適用基準となる。（第2号）

災害救助法施行細則

昭和40年10月29日規則第60号
最終改正 令和2年3月27日規則第16号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第三条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

一部改正〔平成12年規則77号・13年1号・26年4号・29年33号〕

(物資の保管等に関する公用令書等)

第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1
- 2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2
- 3 公用変更令書 様式第3
- 4 公用取消令書 様式第4

(受領書)

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

② 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則29号〕

(損失補償請求書)

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 公用令書 様式第8
- 2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書
- 2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号・平成29年規則33号〕

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

② 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類
- 2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類
- 3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号平成29年33号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第15条関係）

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）第15条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和29年愛知県条例第1号）別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100の3の額を加算した額以内

一部改正〔昭和43年規則56号・44年49号・45年90号・46年79号・48年2号・73号・94号・50年81号・51年82号・52年70号・53年79号・54年49号・55年45号・56年64号・57年47号・59年82号・60年77号・87号・61年75号・62年72号・63年56号・平成元年62号・2年61号・3年56号・4年72号・5年74号・6年81号・7年76号・10年47号・82号・11年104号・12年125号・14年7号・76号・15年72号・16年47号・19年50号・26年4号・29年33号〕

別表第2（第19条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
<p>法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者</p>	<p>事故発生の年の前1年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。</p>
<p>法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者</p>	<p>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第5条に規定する給付基礎額の例による額</p>

一部改正〔昭和42年規則55号・48年2号・73号・94号・50年81号・51年82号・52年70号・53年79号・54年49号・55年45号・56年64号・57年47号・59年82号・60年77号・61年75号・62年72号・63年56号・平成元年62号・2年61号・3年56号・4年72号・5年74号・6年81号・7年76号・10年47号・82号・11年104号・19年50号・20年49号・24年39号・25年4号・29年33号〕

様式第 1

(第 6 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

公 用 令 書 住 氏 所 名 (名称及び) (代表者氏名)	受 領 書 愛知県知事 殿 氏 名 (名称及び) (代表者氏名)
物資保管第 号	物資保管第 号
年 月 日	年 月 日
愛知県知事 氏 名 印	愛知県知事 氏 名 印

災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり物資の保管を命じます。

年 月 日

種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考

注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。

公用令書を受領しました。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

様式第2

(第6条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

<p>公用令書</p> <p>住所名 氏 (名称及び) 代表者氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>愛知県知事 氏 名 印</p>	<p>受領書</p> <p>住所名 氏 (名称及び) 代表者氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p>氏 名 印</p>																																
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 物資収用 施設管理 土地家屋 使用 第 号 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 物資収用 施設管理 土地家屋 使用 第 号 </td> </tr> </table>	物資収用 施設管理 土地家屋 使用 第 号	物資収用 施設管理 土地家屋 使用 第 号	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 物資収用 施設管理 土地家屋 使用 第 号 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 物資収用 施設管理 土地家屋 使用 第 号 </td> </tr> </table>	物資収用 施設管理 土地家屋 使用 第 号	物資収用 施設管理 土地家屋 使用 第 号																												
物資収用 施設管理 土地家屋 使用 第 号	物資収用 施設管理 土地家屋 使用 第 号																																
物資収用 施設管理 土地家屋 使用 第 号	物資収用 施設管理 土地家屋 使用 第 号																																
<p>災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり管理します。</p>																																	
<table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>種類 名称</th> <th>数量</th> <th>所在場所</th> <th>範囲</th> <th>期間</th> <th>引渡期日</th> <th>引渡場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種類 名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備考																									<p>愛知県知事 氏 名 印</p> <p>公用令書を受領しました。</p>
種類 名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備考																										
<p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>																																	

様式第3

(第6条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

<p style="text-align: center;">公用変更令書</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">住所氏名 (名称及び) 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">住 所 印 (名称及び) 代表者氏名</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">公用変更令書</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受 領 書</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">愛知県知事 殿</td> <td style="text-align: center;">住 所 印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">(名称及び) 代表者氏名</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更前の処分の内容</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更後の処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	公用変更令書	第 号	受 領 書	年 月 日	愛知県知事 殿	住 所 印	氏 名	(名称及び) 代表者氏名	変更前の処分の内容	変更後の処分の内容		
公用変更令書	第 号												
受 領 書	年 月 日												
愛知県知事 殿	住 所 印												
氏 名	(名称及び) 代表者氏名												
変更前の処分の内容	変更後の処分の内容												

様式第4

(第6条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

<p style="text-align: center;">公 用 取 消 令 書</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">住 氏 (名称及び) (代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">所 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">災 害 救 助 法 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 処 分 (公 用 令 書 第 号) を 取 り 消 し ま し た。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">愛 知 県 知 事 氏 名 印</p>	<p style="text-align: center;">公 用 取 消 令 書 第 号</p> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">愛 知 県 知 事 殿</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">住 所 印</p> <p style="text-align: center;">(名 称 及 び) (代 表 者 氏 名)</p> <p style="text-align: center;">公 用 取 消 令 書 を 受 領 し ま し た。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

様式第5

(第8条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号〕

強 制 物 件 台 帳										
公 用 令 書	物 資 保 管		第	号	年	月	日			
	物 資 収 用									
	施 設 管 理									
	土 地 家 屋 使 用 物 資									
所有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）										
占有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）										
公用令書の内容	種 名	類 称	数 量	保 管 場 所 又 は 所 在 所	範 囲	期 間	引 渡 期	引 渡 日	引 渡 場 所	備 考
変更事項及びその理由										
取 消 理 由										
損 失 補 償	種 名	類 称	請 求 額	請 求 年 月 日	請 求 者	補 償 額	補 償 年 月 日	備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 6

(第 9 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・19年29号・26年 4 号〕

受 領 調 書			
<p>災害救助法第 9 条第 1 項の規定により^{収用}使用する物資を、次のとおり受領しました。 ^{使用}</p> <p>よつて、受領調書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を所持するものとします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <p>受領者 愛知県職員 氏 名 印</p> <p>物資の所有者又は占有者 氏 名 印</p> </div>			
公 用 令 書	物資収用 物資使用	第 号	年 月 日
種 類 及 び 数 量			
受 領 年 月 日	年 月 日		
受 領 場 所			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第7

(第10条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

<h3 style="margin: 0;">損 失 補 償 請 求 書</h3>			
愛知県知事 殿		年 月 日	
		住 所	
		氏 名	印
		(名称及び 代表者氏名)	
<p>災害救助法第9条第2項において準用する同法第5条の2第3項の規定による 損失補償として、下記の金額を請求します。</p>			
請求金額		円	
請求理由			
公 用 令 書	物資保管	第 号	年 月 日
	物資収用		
	施設管理		
	土地 家屋 使用 物資		
添付書類			
1 算出明細書			
2 受領調書(写し)			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 8

(第 11 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

(表)

公 用 令 書 従事命令第 号	受 領 書 従事命令第 号
年 月 日 氏 名 住 所 職 業 (名称及び) 代表者氏名	年 月 日 氏 名 住 所 職 業 印 日 生 (名称及び) 代表者氏名
愛知県知事 殿	
災害救助法第7条第1項の規定により、次のとおり救助に関する業務 に従事することを命じます。	
年 月 日	愛知県知事 氏 名 印
従事する業務	
従事する場所	
従事する期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
出頭する日時及び 場 所	
備 考	午前 午後 公用令書を 時 分受領しました。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

(裏)

公用令書の交付を受けた者の心得

- 1 この令書を受領したときは、令書に添付してある受領書に所要事項を記入し、記名押印のうえ、直ちに知事に提出してください。
- 2 あなたは、この令書を持って指定の日時、場所に出頭し、係員に届け出てください。
- 3 あなたが負傷、病気等により指定の日時に出頭できない場合は、従事不能届に医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書）を添えて、速やかに知事に提出してください。
- 4 あなたが天災その他避けることのできない事故により指定の日時、場所に出頭できない場合は、従事不能届に市区町村長、警察官、駅長、船長等の証明書を添えて、速やかに知事に提出してください。
- 5 あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

様式第9

(第11条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

公用取消令書	取消従事令書				
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">取消従事令</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">号</td> </tr> </table>	取消従事令	号	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">取消従事令</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">号</td> </tr> </table>	取消従事令	号
取消従事令	号				
取消従事令	号				
住 職 氏 (名称及び 代表者氏名)	住 所 (名称及び 代表者氏名)				
業 名 (名称及び 代表者氏名)	業 名 (名称及び 代表者氏名)				
年 月 日	年 月 日				
愛知県知事 氏 名 印	愛知県知事 殿				
災害救助法第7条第1項の規定による処分(公用令書(公用令書年月日第号)を取り消しました。					
公用取消令書を受領しました。					
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

様式第 10

(13 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号〕

救 助 従 事 者 台 帳							
公 用 令 書		第 号		年 月 日			
従事者	住 所			職 業			
	氏 名 (名称及び 代表者氏名)			生年月日			
従 事 す る 業 務							
従 事 す る 場 所							
従 事 す る 期 間		年 月 日	から	年 月 日	日 間		
出頭する日時及び場所							
公用令書取消理由							
負傷、病気、死亡事故発生の日時及び場所							
事故発生の原因及び状況							
傷病名、傷病の程度及び身体の状況							
備 考							
事故発生するとき、本人と親族関係にあった主な者の状況		氏 名	本人との 続 き 柄	生年月日	職業	備 考	
				・	・		
				・	・		
				・	・		
実 費 弁 償		実 費 弁 償 の 内 訳			支 年 月 給 日	備 考	
		日 当	超 過 勤 務 当 手	旅 費			計
		円	円	円	円	・	
扶 助 金		扶 助 金 の 種 類		金 額	支 給 年 月 日	備 考	
				円	・	・	
					・	・	
					・	・	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 11

(第 14 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

従 事 不 能 届		年 月 日
愛知県知事 殿		
	住 所	
	職 業	
	氏 名	印
	年 月 日	生
	(名称及び) 代表者氏名	
<p>災害救助法第7条第1項の規定による公用令書（年 月 日従事命令第 号） の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事することができ ないので、関係書類を添えてお届けします。</p>		
記		
理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 12

(第 16 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

実 費 弁 償 請 求 書			
愛知県知事 殿			年 月 日
			住 所 職 業 氏 名 印 (名称及び 代表者氏名)
災害救助法第7条第5項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。			
請求金額		円	
公 用 令 書	従 事 命 令	第 号	年 月 日
従事した業務			
従事した場所			
従事した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
添付書類 算出明細書			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 13

(第 17 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成19年29号・26年 4 号〕

(表)

第 号	証 票	所 属 職 名 氏 名
上記の者は、災害救助法第 10 条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。		
なお、この証票の有効期間は、 年 月 日までとする。 年 月 日交付		
愛知県知事 氏		名 印

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

(裏)

<p>災害救助法抜粋 (都道府県知事等の立入検査等)</p> <p>第 10 条 前条第 1 項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、前条第 1 項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>3 第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定は、前 2 項の場合に準用する。</p> <p>(指定行政機関の長等の立入検査等)</p> <p>第 6 条 1 及び 2 略</p> <p>3 前 2 項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 当該職員が第 1 項又は第 2 項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。</p> <p>5 第 1 項及び第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
<p>注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>2 この証票は、有効期間が経過したとき、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。</p>

様式第 14

(第 18 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

療 養
休 業
障 害
遺 族
葬 祭
打 切

扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
氏 名 印

災害救助法第 12 条の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。

申請金額 円

公 用 令 書		第	号		年 月 日	
従事者又は協力者	住 所				職 業	
	氏 名				生年月日	・ ・
従事又は協力していた救助業務						
事故発生の日時及び場所						
事故発生の原因及び状況						
傷病名、傷病の程度及び身体の状況						
療養又は休業を要する見込期間						
事故発生のとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続 き 柄	生年月日	職業	備 考	
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			

添付書類
算出明細書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

内閣府告示第二百二十八号

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第三条第一項及び第五条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章 救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第一条 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮

設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)として、一人一日当たり三百四十円以内とすること。

二 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

二 応急仮設住宅

イ 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等にに応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、

六百七十七万五千円以内とすること。

(3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

(5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

(7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

(1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

(2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

(3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とする。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定め

るところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千二百三十円以内とすること。

ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたまり積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をも

つて行うこと。
イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合において、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。
イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

冬季	夏季	季別
八百万円	円一千九百	帯一人世の額
百四万	円二千六百	帯二人世の額
円千五	円千五百	帯三人世の額
円千九	円千六百	帯四人世の額
円千八	円千五百	帯五人世の額
一万六千	八千	世帯員数が六人以上一人を算ずる額

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

冬季	夏季	季別
一万	六千	帯一人世の額
三	八千	帯二人世の額
一万	円千一	帯三人世の額
二	円千四	帯四人世の額
二	円千一	帯五人世の額
三	二千七	世帯員数が六人以上一人を算ずる額

円	千二百	千八百	千三百	千五百
---	-----	-----	-----	-----

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬこと。

（医療及び助産）

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分

に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とすること。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了すること。

(生業に必要な資金の貸与)

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行うものであること。

二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。

三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とするこ

と。

- イ 生業費 一件当たり 三万円
- ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千元
- 四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。
- イ 貸与期間 二年以内
- ロ 利子 無利子
- 五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

(学用品の給与)

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)、及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

- イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、

又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
- ロ 文房具費及び通学用品費
- (1) 小学校児童 一人当たり 四千八百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 五千五百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千六百円
- 四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万九千五百円以内、小人十七万五千二百円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものである

こと。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千五百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災

害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万八千七百円以内とすること。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の搜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第三条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

二 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の

九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

前 文〔抄〕（平成二十六年三月三十一日内閣府告示第十九号）
平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十四号）
平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十八年三月三十一日内閣府告示第一百十二号）
平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十五号）
平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成三十年三月三十日内閣府告示第五十一号）
平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成三十一年四月一日内閣府告示第三十七号）

前 文〔抄〕（令和元年九月三十日内閣府告示第八十九号）
令和元年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和元年十月二十三日内閣府告示第三百七十八号）
公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

前 文〔抄〕（令和三年五月二十日内閣府告示第七十一号）
令和三年五月二十日から適用する。

前 文〔抄〕（令和三年六月十八日内閣府告示第七十六号）
公布の日から施行する。

前 文〔抄〕（令和四年三月三十一日内閣府告示第三十七号）
令和四年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和五年三月三十一日内閣府告示第三十六号）
令和五年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和五年六月十六日内閣府告示第九十一号）
公布の日から施行し、改正後の規定は令和五年四月一日から適用する。

災害救助に係る愛知県資源配分計画

1 目的

本計画は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法（以下「法」という。）が適用されるような大規模災害時に、法第2条の3に基づく県の連絡調整（以下「広域調整」という。）の下で、被災者に公平かつ迅速な救助を行うことを目的に、県、救助実施市、国の機関等及び関係団体で、災害救助に係る資源の配分方針、調整手順、各々の役割、平時・災害発生時の連携体制等を定める。

2 対象とする災害

救助実施市を含む複数の県内市町村に法が適用された広域的な災害に適用する。救助実施市のみが法適用となる局所的災害においては、本計画は適用しない。なお、本計画の適用に係わらず、救助実施市からの支援要請を受けた場合等は、県は救助実施市が資源の確保を迅速かつ適切に行えるよう対処する。

3 対象とする資源

大規模災害時に、被災者への公平な救助を実施する観点から、災害対策基本法及び災害救助法に基づく県の広域調整が必要となるすべての資源を対象とする。

(1) 対象となる資源の例（法による救助の種類）

救助の種類	対象とする主な資源
避難所の設置	生活用品等 / 輸送事業者
炊き出しその他食品の給与	食料、飲料 / 輸送事業者
飲料水の供給	給水車 / 給水資材（ポリタンク等）
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	生活必需品 / 輸送事業者
学用品の給与	学用品 / 輸送事業者
医療及び助産	医療救護チーム / 医薬品等
被災者の救出	資機材（舟艇その他救出のための機械等）
埋葬	資機材（棺・ドライアイス等）
応急仮設住宅の供与	建設事業者 民間賃貸住宅（空き家） / 不動産業者
被災した住宅の応急修理	施工業者
障害物の除去	施工業者

(上記以外の主なもの)

- ・その他の救援物資、当該物資の輸送に係る事業者や民間所有物資拠点
- ・国がプッシュ型で調達する救援物資
- ・県が協定事業者、指定行政機関(国)、全国知事会等の広域的な枠組みを活用して調整する資源
- ・その他広域的な活動を行う物資等供給事業者が供給する資源
- ・避難所等となる旅館・ホテル等の宿泊施設
- ・法第7条に規定する「従事命令」に係るもの

(2) 対象外となる資源の例

- ・市町村の備蓄物資
- ・地域内で緊急的に調達する物資(地元の商店街等から調達する物資)
- ・市町村独自の自治体間協定、カウンターパート、指定都市市長会等による支援物資

4 資源供給計画の策定

資源の配分にあたっては、市町村の要請を受けて県が調達・供給する「プル型支援(災害対策基本法(以下「災対法」という。)第86条の16第1項)」を基本とする。

ただし、発災後数日間は、被災市町村において被害状況が的確に把握できないおそれがあるため、「5 配分の目安」を勘案し、市町村の要請を待たずに国等が物資を供給する「プッシュ型支援(災対法第86条の16第2項)」による配分を行う。

(1) プッシュ型支援

災害発生後、県により、直ちに被害予測、被害報告等を勘案し、推定される避難者数等を基に、「5 配分の目安」を参考に、資源配分割合を設定する。併せて、供給される資源の規模や時期等、国の物資輸送計画を確認し、資源供給計画を策定する。一定期間経過後の資源配分の考え方については、各市町村の人的及び住家被害状況等を踏まえ、資源供給計画を更新することとする。

なお、発災直後3日目までは家庭及び市町村等の備蓄で物資が賄われることを前提とするが、3日目までに物資が不足する市町村から要請があった場合には、県がプッシュ型又はプル型支援の手順による調達を行う。

(2) プル型支援

発災後から一定期間の経過後、県は、市町村からの物資等の要請を受け、物資等供給事業者、全国知事会、指定行政機関等の応援による供給可能量、輸送時期を把握し、救助実施市と調整した上で、市町村のニーズに応じた資源供給計画を策定する。

5 配分の日安

発災直後のプッシュ型支援に活用する配分の日安については、県及び救助実施市の人口按分及び想定される被害想定等を勘案し、県及び救助実施市による迅速な救助を実施するため、あらかじめ、「県：救助実施市＝7：3」とすることとする。（参考①及び②）

なお、医療や応急仮設住宅等、個別計画等であらかじめ資源配分の手順等が定められている場合は、その計画に基づき、県において資源配分・供給を行う。

参考① 直近の国勢調査に基づく市町村別人口按分（令和2年10月1日現在）

区 分	人口（人）	人口割合（%）
愛知県（全体）	7,242,415	
名古屋市	2,332,176	31%
名古屋市以外の市町村	5,210,239	69%

参考② 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成26年5月作成）における「5地震参考モデル」の発災1週間後における避難者数

区 分	最大震度	避難者数（人）	避難者数割合（%）
愛知県（全体）	7	2,121,000	
名古屋市	6強	574,000	27%
名古屋市以外の市町村	7	1,547,000	73%

6 実施体制

県災害対策本部プロジェクトチームに、救助実施市、その他関係団体の連絡員等による「災害救助法資源配分チーム」を設置する。

災害救助法資源配分チームに、物資に関する事項について物資調整班（防災安全局）、医療に関する事項について医療調整班（保健医療局）、住宅に関する事項について住宅調整班（建築局）を必要に応じて設ける。

物資調整班は、資源配分の日安等を踏まえ、資源供給計画の策定及び更新、物資集配拠点の指定、輸送手段の確保等の調整について、緊急物資を扱うプロジェクトチーム（緊急物資チーム）と一体的な運用とする。

救助実施市は、発災後速やかに、資源配分の判断ができ、かつ救助実施市災害対策本部との連絡調整ができる権限を持つ職員を県に派遣する。

また、医療や応急仮設住宅等、個別計画がある資源配分については、必要に応じて、県の所管局が救助実施市等と連携して調整を行う。

なお、医療について調整を要する場合、医療調整班は、災害医療を扱うプロジェクトチーム（応急医療チーム）と一体的な運用とする。

さらに、住宅について調整を要する場合、住宅調整班は、応急仮設住宅の供与、被災した住宅の応急修理、障害物の除去について、公営住宅等の一時使用許可を含めて調整を行う。

7 災害時の情報共有事項

県と救助実施市は、公平な救助を実施するため、下記の事項を始めとして、必要な情報を共有することとする。

- (1) 法適用情報（適用市町村、救助実施市内適用区）
- (2) 内閣府との特別基準の協議内容及び協議結果
 - ・協議内容（事前に県及び救助実施市で共有（避難所の設置、炊き出しその他食品の供与等の期間の延長を除く））
 - ・協議事項（事後に県及び救助実施市で共有）
- (3) 応急仮設住宅等
 - ・公営住宅等（活用可能戸数、入居募集方法）
 - ・建設型仮設住宅（建設戸数、建設時期、入居募集方法、仕様）
 - ・借上型仮設住宅（入居申込・契約方法、契約条件）等

8 求償事務の整理

県及び救助実施市は、他の都道府県及び救助実施市が応援のため支弁した費用について、それぞれ求償に応じる。その際、県及び救助実施市に対する求償の重複や漏れが生じないように留意するものとする。

なお、県と救助実施市に係る応援等の求償事務については、別途、協議により定める。

9 平時における取組

- (1) 愛知県災害救助連絡調整会議の設置

県は、愛知県災害救助連絡調整会議を設置し、年1回以上開催して、資源配分計画の検証や連絡体制の確認等を行う。

会議の構成団体は、連絡調整窓口を明確化し、毎年度更新のうえ共有する。
- (2) 訓練の実施

資源供給計画の策定、物資拠点の設定、輸送手段の確保等、県が設置する災害救助法資源配分チームの設置、運営訓練を定期的実施（応急仮設住宅の供与、被災した住宅の応急修理の迅速な対応に係る手順の確認等を含む）する。
- (3) 協定等の充実

県は、県域全体を対象とした物資配分における広域調整機能の実効性を確保す

るために、民間企業等との協定の締結や、指定地方公共機関の指定の促進に努める。また、物資の円滑な供給を確保するため、中部運輸局がリストアップした施設を参考に物資拠点のリスト化を進める。

救助実施市は、県の広域調整の下で、円滑に救助が実施できるよう、民間企業等との協定の充実に努める。その際、大規模災害時には、県の広域調整の下で、資源配分が行われることを明確にする。

10 救助実施市以外の市町村の支援

(1) 平時

県は、本計画に基づき公平な救助の実施が行えるよう、災害救助に関する研修等の充実に努める。

(2) 災害時

県、救助実施市及び救助実施市以外の市町村が連携して、災害救助を実施することとし、救助実施市は、県の依頼により、被災状況に応じて、救助実施市以外の市町村の支援を行うこととする。